

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/1

「砂浜で戯れてる 焼けた肌の女の子達  
おれは修理車を工場へ運んで渋滞の中  
TVじゃ この国 豊かだと悩んでる  
だけど おれの暮らしは何も変わらない  
.....」

八月になるたびに “ヒロシマ” の名のもとに  
平和を唱えるこの国 アジアに何を償ってきた  
おれ達が組み立てた車が アジアの  
どこかの街角で 焼かれるニュースを見た  
.....」 浜田省吾「八月の歌」『J. BOY』  
(CBS/SONY, 1986年9月)

「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

第33期 第1号

1999年7月12日 発行

日本科学者会議 鹿児島支部事務局

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp  
kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 1999年度の活動が始まりました

### 原水爆禁止1999年世界大会・科学者集会

#### 出席旅費カンパのお願い

この間、募集しておりました静岡大学での  
原水爆禁止1999年世界大会・科学者集会（8  
月2日）の出席者が決まりました。鹿児島経  
済大学班の川北昭夫会員（日本経済史）です。  
7月いっぱい、班幹事・事務局員が恒例のカ  
ンパ集めに回りますので、ぜひとも宜しくお  
願いします。

### 鹿児島支部のメーリングリスト が出来ました

今期の活動方針にも盛り込みましたし、定期大会でも強いご要望のあった支部のメーリングリストが、先日、事務局の板倉会員のご尽力で立ち上りました。アドレスは上記のとおり kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp です。

以下、板倉さんのメールから引用しますの  
で、ご利用願います。

「登録希望者は、ご自分で、

kagakusha-ctl@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

宛に、メール本文に

# subscribe

# end

と書いて送って下さい。〔また、〕

# member

# end

と書いて送ると、現在の登録アドレスリスト  
が得られます。

★ 「-ctl」が付いたアドレスは、コマンド用、  
付かないものが〔通常使用する〕ML用  
アドレスですのでご注意下さい。」

## 1999年度支部役員

今期は、下記のメンバーで活動します。

定期大会では、支部会員間のマーリングリストを立ち上げるようにとのお求めもありましたので、電子メールの宛先も加えてみました。

来年5月まで、会員のみなさんのご協力のほどなにとぞ宜しくお願いします。

役 職	氏 名	所 属 班	電子メールの宛先
代表幹事	網屋喜行 <sup>1)</sup>	県立短期大学班	amiya@k-kentan.ac.jp
	酒井幸吉	鹿児島大理学部班	sakai@sci.kagoshima-u.ac.jp
事務局長	橋本直樹☆	鹿児島大法文学部班	hx@leh.kagoshima-u.ac.jp
事務局次長	甲斐好文☆	鹿児島大法文学部班	tona@leh.kagoshima-u.ac.jp
幹 事	小林平造☆	鹿児島大教育学部班	kobayasi@bunkei.edu.kagoshima-u.ac.jp
	遠矢 守	鹿児島大教育学部班	toya@jisshu.edu.kagoshima-u.ac.jp
	井村隆介☆	鹿児島大理学部班	imura@sci.kagoshima-u.ac.jp
	小柴洋一	鹿児島大理学部班	koshiba@sci.kagoshima-u.ac.jp
	板倉隆夫☆ <sup>2)</sup>	鹿児島大水産学部班	itakura@gold.fish.kagoshima-u.ac.jp
	秋山邦裕☆ <sup>3)</sup>	鹿児島大農学部班	akiyama@bio2.agri.kagoshima-u.ac.jp
	小原幸三	鹿児島大工学部班	kozo@eee.kagoshima-u.ac.jp
	枚田邦宏	鹿児島大農学部班	khirata@farm.agri.kagoshima-u.ac.jp
	西谷憲明☆	鹿児島短期大学班	QZQ07716@nifty.ne.jp
	上原慎一	鹿児島経済大学班	kuehara@kkis.ac.jp
	西迫貴美代	県立短期大学班	nisizako@k-kentan.ac.jp
会計監査	田浦 悟	鹿児島大農学部班	taura@gene.agri.kagoshima-u.ac.jp
	小柳正司 <sup>4)</sup>	鹿児島大教育学部班	koyanagi@bunkei.edu.kagoshima-u.ac.jp

☆印：事務局員

- 1) 全国幹事を兼ねる。
- 2) 1 グループをつくるべく農学部班・工学部班・水産学部班全体の事務局員で、ローテーションにより今期は水産学部から出ている。
- 3) 前期の事務局長から引き継ぎの事務局員。前期に開催したシンポジウムの報告集発行担当。
- 4) 慣例は前期の事務局長・事務局次長が務めるが、今期は 2) の事情で前期の会計担当事務局員をあてる。

## 1999年度 支部活動方針

民主主義の世紀が暮れかかる本年度、日本科学者会議鹿児島支部の活動は31年目に入ります。今期は、「創設期・高揚期」の活動の成果を受け継ぎながら、「平和と科学の花開く」新世紀の準備を進めることが課題となります。

現在、わたしたちは、戦後に築かれた社会構造総体が、かつてない規模で体系的にまた急激に再編成される渦中にいます。

規制が大幅に緩和された地球規模での激烈な企業競争戦に駆り立てられて、企業組織の再構築が解雇をもともないながら進められ、それを後押しする「日本経済再生への戦略」(経済戦略会議)とそれを先取りするかのような諸政策は、平成世紀末不況の長期化や憲法に抵触しかねない「周辺事態措置法案」の国会審議ともあいまって、国民各階層の暮らしに陰鬱な閉塞感をもたらしています。

科学技術をめぐる動きでも、昨年10月末に提出された「競争的環境」を重視する「大学審議会答申」や、それをうけて今国会に提出された高等教育関係の5つの法律の一部改正案などは、現在の劣悪な教育・研究条件をそのままに導入・具体化された場合、「大学の自治」を損ない「学問の自由」をも揺るがし、21世紀の高等教育の在り方を憂慮させるほどの大きな危険性を含んでいます。わたしたちと同じようにこれらを懸念し、是正を求め、その具体案さえ訴える政財界人が少なくないにもかかわらず、競争の要因が災いしてその方向に進むことができないです。

鹿児島支部でも、鹿児島大学では上記「答申」と連動するかたちで、部局長会議の開始、「事務改善合理化」の実施がなされ、さらに第三者評価導入のための委員会規則の検討や運営諮問会議の設置さえ取り沙汰され始めており、それらに対するわたしたちの強力な取り組みが待たれています。

ここ数年のわたしたちの活動は、悪しき「業績主義」に余儀なくからめ取られたり、「研究管理」の強化のもと、また組織改革、定員削減、経常的研究費の実質減少に対応するために、甚だしい多忙を強いられ、精神的なゆとりを失い、その焦りから大学の社会的役割に思いを馳せた有機的活動、ことに地域活動との連携などを弱めたり衰えさせたりといった困難を抱えています。が、一方で、昨年の4つの30周年記念シンポジウムなどの成功を支えた力量は依然並々ならぬものがあります。

わたしたちが入会の初心に帰って、現在の力量をも確信しながら、科学者として平和と民主主義の側から、閉塞を開拓する方向性を提起していく活動を開始しましょう。

具体的には、例年の柱を継承しながら、以下の活動に取り組みます。

## 1. 科学の総合的・創造的発展と分野を越えた研究成果の普及活動

- (1) 「科学のひろば」など、市民に開かれた講演会の開催に努めます。また、昨年度開催された30周年記念シンポジウムの内容を報告書にまとめ、その普及に努めます。
- (2) 研究会活動への支援を強化し、活性化を図ります。新設あるいは再開する研究会の活動には資金的援助をする用意があります。
- (3) 多くの民主的団体との交流を深め、連携した活動を強化します。地域のボランタリーリサーチ会の諸活動を支部ニュース等で紹介します。また、教職員組合・生活協同組合等との共同企画活動を進める予定です。

## 2. 学術体制の民主化と科学者の権利・地位、生活および研究条件向上のための活動

- (1) 「大学審議会答申」の具体化とその導入を注視・警戒し、科学者の権利、学問・研究の自由、言論の自由を守る運動を進めます。
- (2) 大学教員の任期制導入問題、独立行政法人化問題等について、取組みを継続・強化します。
- (3) 全ての教育・研究機関の抱える問題を検討し、その解決に努めます。
- (4) 学長権限の強化に反対し、学長裁量経費の民主的配分を目指す運動に取組みます。
- (5) 研究費の増額、建物や施設・設備の充実など、教育・研究条件の改善を目指す活動に取組みます。とくに、院生定員の増加とともに悪化している院生の教育・研究条件改善を図る運動を展開します。

## 3. 平和・独立・民主主義・社会進歩・生活向上のための活動

- (1) 核兵器の廃絶を目指す活動に取組みます。
- (2) 平和と民主主義を守り発展させるための活動に取組みます。
- (3) 学生を「教育の荒廃」から回復させる活動に取組みます。
- (4) 生活の安全・向上を図るための活動に取組みます。地域問題、環境問題に関する活動の活性化を図り、その活動内容を冊子等で普及できるよう努めます。

## 4. 支部活動発展のための活動

- (1) 会員の拡大に努めます。とくに、若手研究者（大学院生を含む）との懇談・交流会を企画し、若手会員の拡大に積極的に取組みます。
- (2) 班単位の活動を支援するとともに、全会員相互の交流を深めるように努めます。班による企画活動も可能な限り全会員に連絡し、班外からの参加を促すように努めます。
- (3) 個人会員を念頭においてニュースレターの発行を模索します。
- (4) コンピューターネットワークを利用した意見交換や情報発信の場の拡充に努めます。

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/2

「銀行と土地ブローカーに生涯を捧げるような  
悪夢のようなこの国の  
飽食とエゴに満ちた豊かさの裏側で  
痩せ細る南の大地

タブーだらけの自由の中で葬られてゆく  
孤立した叫び声  
自浄出来ぬシステムに真実はねじ曲げられ  
幻想だけ燐られてく」

浜田省吾「詩人の鐘」『誰がために鐘は鳴る』 ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp  
(CBS/SONY, 1990年6月)

## 「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

### 第33期 第2号

1999年9月16日 発行

日本科学者会議 鹿児島支部事務局

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp

ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 目 次

「大学問題シンポジウム」（仮称）開催にあたってのお願い.....	1
原水爆禁止1999年世界大会・科学者集会に参加して..... 鳥谷孝男	2
「科学者集会」出席者の変更について.....	2
「夏の学校 in 横浜」への院生2名の派遣について.....	2
「夏の学校 in 横浜（1999年8月27日～29日）」に参加して..... 久保専一郎	3
「日の丸・君が代の法制化を考える市民の集い」（7.23）.....	6
5.27「どうなってるの？『新ガイドライン法』学習会」.....	9
【支部事務局から】活動報告と今後の予定について.....	10
日本科学者会議鹿児島支部用メーリングリストについて.....	12

## ★「大学問題シンポジウム」（仮称）開催にあたってのお願い★

先の国会での新「大管法」の成立、現在の国立大学の独立行政法人化の動き、学生の学力低下報道等、大学をめぐる情勢は激動しています。時機を見ながら大学の民主的運営や設置形態、教育上の工夫等をテーマにシンポジウムを開く予定にしておりますが、会員の皆さんのご意見、ご要望をお寄せ下さい。ご協力をお願い致します。

# 原水爆禁止1999年世界大会・ 科学者集会に参加して

鳥谷 孝男（鹿児島経済大学班）

本集会は、「核兵器廃絶・人権・平和教育—科学者の役割を問う」を主テーマとして、8月2日（月）、全国から141名の参加者を得て静岡大学・大学会館ホールで開催された。

まず、核兵器をめぐる情勢について浅井基文氏（明治学院大学）による「国際政治情勢」報告がなされた。そのなかでアメリカで台頭している「核不要論」は、イラク、ユーゴ空爆にみられるハイテク兵器攻撃容認の危険性をはらむことが指摘された。これと関連して、ウラジーミル・イアキメキ氏（ロシア科学アカデミーシステム科学研）の特別報告〔ユーゴ・コソボ危機でNATOが劣化ウラン弾頭兵器を使用した事実の指摘〕があり、核戦争の現実的脅威があることを改めて認識させられた。午後は、「核兵器被害の実相と生存権の保障」をテーマに、臨床医・聞間 元氏（生協きたはま診療所）の第五福竜丸元乗組員の健康障害（輸血後のC型肝炎）の報告と内藤雅義弁護士（東神田法律事務所）による被爆者への国家の補償の取り組みの報告があった。最後に藤田秀雄（立正大学）の「核兵器廃絶と平和教育」報告があり、平和思想形成と行動を生むための学習の重要性について参加者の意見交換が集中し、実り多い集会となった。

（1999.8.25 記）

## ★ 「科学者集会」出席者の変更について

「原水爆禁止1999年世界大会・科学者集会」への出席者について、「支部ニュース」第1号では、鹿児島経済大学班の川北昭夫会員と報告致しましたが、その後、同会員の都合が悪くなり、同じ経済大学班の鳥谷孝男会員に出席して頂きました。この点、カンパして下さった会員各位のご了承をお願い致します。

## ★ 「夏の学校 in 横浜」への院生2名の派遣について

支部事務局では7月1日の第2回会議で、昨年に引き続き本年も「夏の学校」へ大学院生を派遣することに決定し、広く人選を進めましたが、結局、今夏は法文学部班の会員の指導する鹿児島大学大学院人文社会科学研究科の大学院生、久保専一郎くん（政治学修士課程2年）と久保栄比幸くん（政治学修士課程1年）の2名の派遣と決定しました。

次ページ以降に久保専一郎くんの参加報告が掲載しておりますので、ご覧下さい。

なお、久保栄比幸くんの報告は次号に掲載する予定です。

## 「夏の学校 in 横浜（1999年8月27日～29日）」に参加して

鹿児島大学人文社会科学研究科（M2） 久保 専一郎

夏の学校は、魅力的なイベントだった。各セッション、シンポジウムにて、刺激的な話題が次から次へと耳に入り、また熱心な人々との出会いはこれから的人生を考える上で、大変参考になるものであった。

全ての発表が興味あるものであったが、その中でも2つ取り上げたい。1つは「経済危機の根源を探る」、2つ目は「平和と科学者の役割」というテーマである。

前者では、「社会の安定なくして通貨の安定無し。」という今宮謙二氏の言葉が印象的だった。金兌換の時代から投機資金（ヘッジファンド等）に至るまでの劇的な動き、今年で3000億ドルを超える米国の赤字、米国内で個人レベルにも借金体質が染み込みつつあること、米国の経済成長率も下降気味であることなど、先を読む上で貴重なセッションの一つであった。

為替相場は経済の動きだけではなく、政治の流れにも影響を与えるという。ある国で革命的事件が発生すれば投機が生まれ、社会的勝者、敗者が生まれることは周知の事実である。1998年のタイ金融危機がそうである。コンピュータの介在する今の経済活動では、ディーリングは今宮氏の現役時代と違い、瞬時の判断と勘が益々決め手になることも改めて知った。また今年は転換期を象徴するような諸法律が衆院を通過したが、日本には経済、



軍事大国そして政治大国をという大きな流れもあるようだ。だが一方で、たとえ大国であろうともその国の経済を一瞬にして崩壊させうる力を為替相場で有している勢力も存在している。1996年時点で1日の外国為替取引高は1兆6268億ドル、世界中の金・外貨準備高は年間1兆6133億ドル近くと、当事者が本気で動けば、たとえ大国であっても一国の経済など軍隊を出さずとも壊滅的状況に置くことができるという。各国政府は当勢力に配慮しつつ政治経済対策を行っているのだろう。まさに社会の安定なくして通貨の安定無しである。

後者は、学生パグウォッシュ会議に参加した北村治氏が当会議開催20周年記念国際会議を報告したものであった。当報告の纏めとして、北村氏は次の四点を挙げられた。



1. 科学者個人としての社会的責任と倫理ある行動の必要性
2. 人間個人の尊厳と発展を目指した、国益に代わる地球/人類益の視座を持って、国家の安全保障に代わり「人間の安全保障」の理念（哲学）の構築に向けて努力すべきこと
3. 戦争の文化から平和の文化へ—平和教育とグローバル倫理としての平和文化
4. 18世紀の哲学者カントの「永遠平和のために」を実現するために

※学生パグウォッシュ会議のEメールとHPアドレスは以下の通りです。

E-mail: spusa@spusa.org HP: www.spusa.org/pugwash/

今回の会議では米カリフォルニア大学（サンディエゴ校）で開催されたため米国学生の学生参加者数も多く、アメリカ色強い内容となった模様であった。また、シニア参加では1995年度ノーベル平和賞受賞者のジョセフ・ロードブラッド名誉会長も来場されたとい

う。

当会議の主要目標の一つとして例えば広島や長崎での非核平和運動ともリンクし、戦争の恐怖を認識し、戦争に至らない平和を求める認識、知識の共同体となることを求めてい る。さらに「持続可能な人的資源の開発」を目指す国連開発計画（UNDP）や、国連教育科学文化機関（UNESCO）が平和文化の構築に果たす役割にも期待したいとのことであつた。

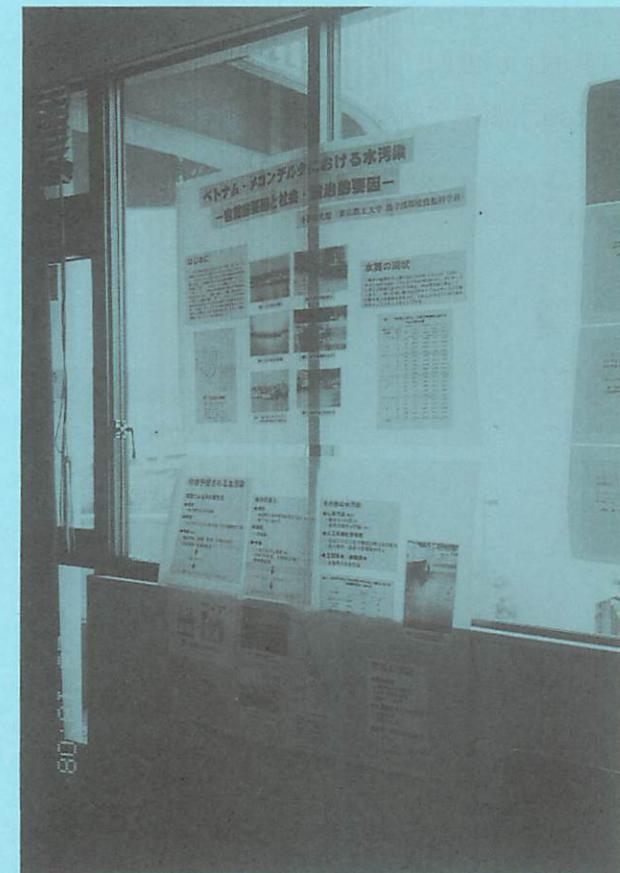
だが、UNDPの財源は毎年の加盟国の任意拠出であり、最近は米国の拠出削減で財政難である。UNESCOの方も米国脱退のまま今に至っている。地球上で実質唯一の超大国かつ軍事大国アメリカに重要な財源の部分で主導権を握られ、平和運動の行く末も左右されるとは何とも皮肉な現実である。

戦争と平和という二項対立が際立つ近年、パンドラの箱を開けたように様々な問題が噴

出している。地球温暖化をはじめとする環境問題、核兵器の恐怖、民族対立、人権侵害、人種差別、ジェンダー間の不公正、不平等、グローバルな経済的不平等など、Global Issues（地球的規模の問題）のオンパレードである。

上記四点を踏まえて北村氏は、カントが著書『永遠平和のために』で人類の最高善と定義した“永遠平和”的実現を強く渴望されていた。

カントも「永遠平和は決して空虚な理念ではなく、我々に課された課題である」と述べている。この理念を有する現在の日本国憲法は世界中に広まっても良さそうなものなのだが。驕れる者久しからずという言葉で米国の首脳陣営に警告したい気分である。



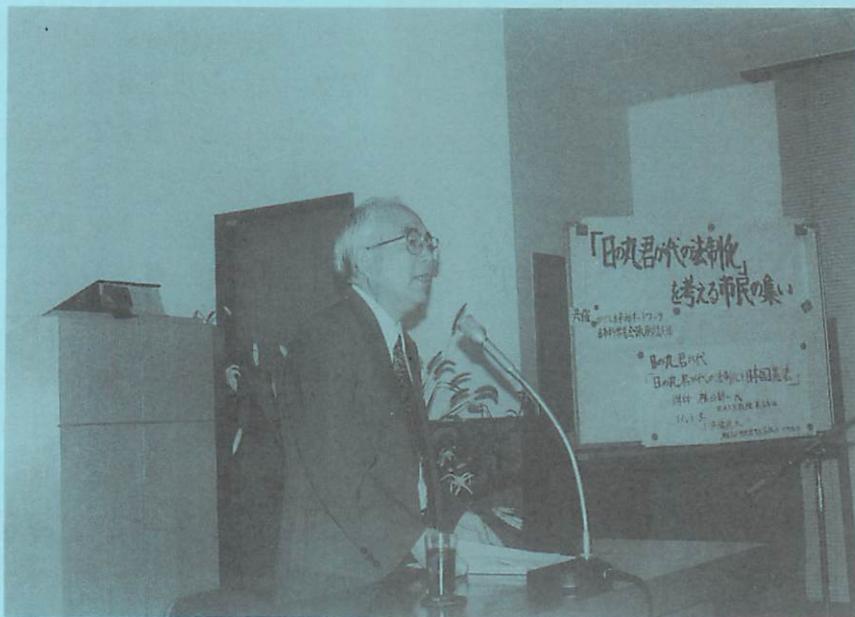
この夏の学校では自然科学、人文科学と多くの分野の人々と交流できた。また研究者としての自分が改善すべきところとの出会いでもあった。今夏の有意義な体験を基に謙虚にかつ積極的に研究テーマを掘り下げていこうと思う。

最後になりましたが、今回の機会をくださった諸先生方に感謝いたします。

## 「日の丸・君が代の法制化を考える市民の集い」(7.23)

7月23日、金曜日、午後7時から、日本キリスト教団鹿児島教会を会場に、「日の丸・君が代の法制化を考える市民の集い」が、「かごしま平和ネットワーク」との共催で開かれ、約60名が参加しました。講師としてお招きした憲法学専攻の九州大学大学院教授、横田耕一氏から「「日の丸・君が代の法制化」問題を考える」と題する講演を伺ったのち、中学校教諭、小浜健児氏の「「日の丸」・「君が代」と教育現場」と題する報告が行われました。

横田氏は「日の丸・君が代」の歴史、その強制の背景を概観したあと、実際に運動する人々の立場に立って、「日の丸・君が代」に対する反対理由の有効性の検討を、1)国旗・国歌ではない、2)内容が憲法違反、3)「強制」の問題、4)在日の子どもたちの存在、5)教育上不要論、6)過去の歴史の反省、という順序で進めました。



今後深められなければならないとされたのは、3)と関わるアメリカでの「バーネット判決（1943年）」の意義のことでした。それは、近代国家は個人の自由を守るために形成されたのだから、国家が上から愛国心などを個人に押し付けることはそもそもできない、また、愛国心は一般的な歴史教育その他で少しずつ学ぶべきであって、国家には国旗・国歌などを用いて象徴表現をする権利はないし、とりわけ教育の場でそうする権利はないということで、大変興味深い論点でした。

さらに、「思想・信条の自由、信教の自由」、「表現の自由」との関わりでは、人権と

いうものはなんといっても少数者の権利を守るところに意味があり、法制化の後だからこそ「日の丸」・「君が代」に嫌悪感を抱く人々の人権が守られなければならない、と強調されました。

また、過去の侵略戦争への反省という歴史的観点が現在の日本の若者に対して有効性を失ってしまったことについて、歴史学者および民主主義的な平和運動が帝国主義戦争の本質的理解を十分に語ってこなかった限界と責任についても言及されました。この点は、参加者一同には大変刺激的な論点提示で、今後の運動への留意点となりそうです。



小浜氏の報告では、①「君が代」について5年前までは歌詞の意味もよく分からず、小さな声で歌っていた子どもたちが、今、内容をよく理解し、大きな声で歌うようになったという状況の変化、②「日の丸」・「君が代」について職員会議で議論しようとしても校長は「学習指導要領に従って教育課程を行います」と紋きり型に対応するだけだということ、③若い世代の教員に議論を向けてもただ薄ら笑いを浮かべるだけという無関心な状況、以上の三点が印象的でした。

このあと、熱心な質疑応答が予定をこえて10時近くまで繰り広げられました。

## (参考) 各新聞での報道記事

『朝日新聞』

7月25日(日)付

『しんぶん赤旗』

7月25日(日)付

『南日本新聞』7月24日(土)付

25日

日曜日

享月

二

業

# 思想・信条の自由に反す

## 「日の丸・君が代」で市民集会

鹿児島市

を開きました。

市民グループ「かじしま平和ネットワーク」と日本科学者会議鹿児島支部は二十三日夜、鹿児島市日本キリスト教団鹿児島教会で六十人が参加して「日の丸・君が代の法制化」を考える市民の集い」を実現しました。横田耕一、九州大教授らの講演に耳を傾けた。

集会では横田耕一九州大教授が「日の丸・君が代の法制化と日本国憲法」を題して講演。同市内中学校教諭で真歴史教育者協議会の小浜健児氏が「日の丸・君が代と教育現場」について報告しました。

横田氏は、大日本帝国憲法の流れを一つの方向に思

統一しようとする危険な狙いも指摘しました。日の丸・君が代を国旗・国歌にすることの違憲性について考え、歴史的観点からの反対する立場なども考えることを提起しながら講演。反動的な学者らの論述も紹介しながら説明し、強調が憲法が保障する思想・信条・表現の自由に反することを強調しました。

講演と報告の後の質問・討論は、それぞれ法制化反対の運動と世論をひろげる立場から発言が相次ぎました。

統一しようとする危険な狙いも指摘しました。日の丸・君が代を国旗・国歌にすることの違憲性について考え、歴史的観点からの反対する立場なども考えることを提起しながら講演。反動的な学者らの論述も紹介しながら説明し、強調が憲法が保障する思想・信条・表現の自由に反することを強調しました。

# 集会で疑問や異論 教育関係者「議論なく」 日の丸・君が代法制化問題

鹿児島

日の丸・君が代を国旗・国歌とする法案が衆議院を通過したのを受けて、市民団体が二十三日夜、鹿児島市内で、法制化の問題を考える集いを開いた。学生や教育関係者が約五十人が参加。横田耕一、九州大教授らの講演に耳を傾けた。

疑問を投げかけた。

また、県歴史教育者協議会会議で中学教諭の小浜健児が「日の丸・君が代の法制化と日本国憲法」をテーマに講演した横田教授は「日本の丸・君が代は天皇を中心とする国家をつくる目的で明治以降に作り上げられたもの。国旗・国歌として強制するのは、思想・信条の自由を定めた憲法の趣旨に反する」と主張。法制化に

統一しようと

も

ある」と訴えた。

# 法制化なぜ 疑問相次ぐ

鹿児島市

「日の丸・君が代」で集い

混亂を抑えるためだ。国が

と呼び掛けた。

りが過去の歴史を振り返り、総括する必要がある」と呼び掛けた。

廣児島県歴史教育者協議会会員の小浜健児教諭は「学校行事の中で、日の丸・君が代が必要なのか論議されていない。強制による定着を國のうつするこ

ことは、憲法が保障する思想・信条の自由に反する」と訴えた。

また「戦争に巻き込まれる恐れがある新ガイドライン関連法が成立し、国旗や

・君が代が必要なのか論議されていない。強制による定着を國のうつすることは、子供たちの多様な考

意識をまとめようとする流れもある」と報告した。

## 国旗国歌法案で意見募集

あすからホームページで

日の丸を国旗・君が代を国歌と定める国旗国歌法案が、衆院本会議で可決され参院に送付されたのを受け、南日本新聞社は二十五日からホームページでみなさんの意見を募ります。

同法案は参院でも可決され、今国会で成立する見通します。しかし衆院の審議では、いくつもの重要な議論が中途半端なまま打ち切られた、との指摘もあります。法制化されますと、国旗・国歌をどう子どもたちに教えるか学校現場でも苦しいものがみられそうです。同法案についての幅広い意見をお寄せください。

南日本新聞社ホームページhttp://www.minaninippon.co.jp/

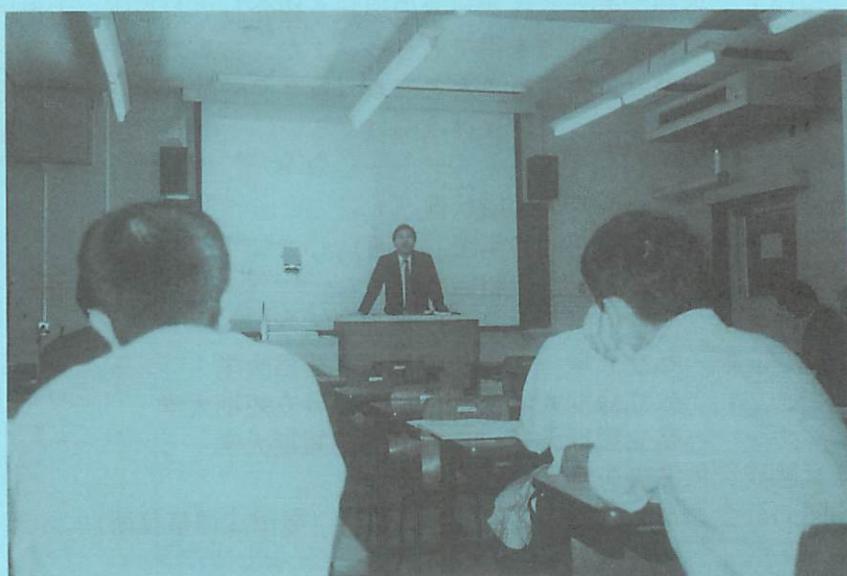
## 5.27 「どうなってるの？『新ガイドライン法』学習会」

5月27日、木曜日、午後5時30分から、農学部6号館611号教室を会場に、鹿児島大学法文学部班の木村朗会員と小栗実会員が講師となり、表記の学習会が、鹿児島大学教職員組合との共催で開かれ、約30名が参加しました。

木村会員の「NATO空爆とコソボ難民問題を考える」は、その内容をさらに発展させ、「『ヨーロッパの周辺事態』としてのコソボ紛争—NATO空爆の正当性をめぐって—」と題し、11月の九州・沖縄地区シンポジウムで報告されることになりました。



小栗会員の「憲法からみた新ガイドライン法」は、国会を通過したものの、この法律が実効あるものとなるためには、さまざまなその他の法整備が必要であることを、種々の具体例から説明され、今後の運動への展望が示されたのではないかと思いました。



## 【支部事務局から】活動報告と今後の予定について

以下、本部に提出しました文書、そのまま転載しまして、この間の支部の活動ならびに今後の予定のご報告に代えさせて頂きます。

1999.08.31

### 10.16/17 支部事務局長全国会議事前提出報告書 (鹿児島支部)

#### ①大会後の活動と今後の予定

##### (1) 大会後の活動

- 6月10日 第1回事務局会議（第31期の活動・任務分担他）  
7月 1日 第2回事務局会議（第31期の活動・任務分担（継続）他）  
3日 かごしま平和ネットワーク「盗聴法問題を考える市民の集い」（協賛）  
12日 『支部ニュース』No.1発行  
17日 九州・沖縄地方区会議（九州大、橋本事務局長出席）  
23日 「日の丸・君が代の法制化を考える市民の集い」（かごしま平和ネットワークと共に）講師：横田耕一（九州大学独立大学院教授）  
8月 2日 原水禁科学者集会（静岡大、経済大学班鳥谷会員出席）  
8月27/28日 夏の学校in横浜（人文社会科学研究科大学院学生久保・久保さん2名出席）

##### (2) 今後の予定

- 9月 9日 第3回事務局会議（議題：大学問題シンポジウムの準備討議他）  
上旬 『支部ニュース』No.2発行予定  
「地域問題研究会」準備会予定  
下旬～10月上旬 第1回幹事会開催予定（議題：大学問題シンポの準備討議他）  
11月27/28日 「九州・沖縄シンポジウム」（沖縄、木村朗会員+1～2名出席予定）  
11月下旬～12月上旬 「大学問題シンポジウム」（仮称）開催予定  
その他、開催時期未定で当面、以下を予定している。  
・「市民のひろば」：（秋口以降時期を見計らって）介護保険をテーマに  
・「科学サロン」：（秋以降開催）環境ホルモン、遺伝子組み替え・クローン技術の応用等について、各研究者から先端科学の現状を紹介してもらい、市民に今後の種々の判断等に資する正確な知識を得てもらう。また、文系の研究者の見方も出してもらい、会員相互の啓発に資することとする（各事務局員がそれまで各班で最寄りの会員・専門の会員にあたって、夏休み明けぐらいに下準備の話し合いをもつ）

#### ②分会（鹿児島支部では「班」）の組織状況

（別紙「分会の組織状況調査 回答用紙」参照）

##### ・大学／短大における分会（班）の組織状況

1. 分会がある大学：国立大学 93 鹿児島大学  
私立大学 438 鹿児島経済大学  
公立短期大学 58 鹿児島県立短期大学  
私立短期大学 488 鹿児島短期大学
2. 国公立試験研究機関の分会数
3. 民間機関の分会があればその名前 法曹班（亀田法律事務所）

③特徴的な活動をしている分会の紹介

なし

④会員名簿について

・支部における会員名簿の有無

有。フロッピー・ディスク2枚（Windows用・Mac用）にのみ収録。代々の事務局長に手渡し。Back up用1枚のみ作成し、適宜補正。ハード・ディスクへのコピーは厳禁。必要に応じ部分的にのみ印字して使用。

・会員名簿作成についての支部の意見

- 1) 年輩の会員に尋ねると、20年ぐらい前までは事務局長には必ず県警の刑事が飲み屋にまで尾行てきたというほどの土地柄のようで、上記の県支部レベルの名簿の取り扱いからも分かるように、作成については否定的な意見が多いように思われる。
- 2) 全国レベルの名簿作成のさいは個々人に掲載の諾否をとる（民科法律部会・全国唯研などを参考にして）ことが必要ではないかとの意見有り。
- 3) 作成しても、各会員とも慎重な上にも慎重な取り扱いをして欲しいとの要望多。
- 4) 他方、部分名簿でもよいから、作成して学術会議登録をしたほうがよいのではという意見や、メーリングリストは市民でも入れるようなオープンなものも立ち上げてはという意見もある。

⑤支部運営について

・支部運営の問題点、悩み、他支部の状況について知りたいこと

- 1) 本部からの送付物の多くが、ワープロで作成されたもののようにもかかわらず、印字されたハードしか郵送されてこないので、支部会員に知らせるためにいちいち再度手で入力し直したり、スキャナーにかけて校正してメーリングリストに載せなければならないこと。→各種声明、シンポジウムの案内・サーチュラー等、日本科学者会議学術体制部『JSA学術情報ニュース』、日本科学者会議大学問題委員会『大学問題フォーラム』その他はE-mailでも送信して頂くか、フロッピー同封で送って頂けると大変有り難い。手間はそうかかるのではないかと思うのですが。（ついでなので要望します）
- 2) 分会（班）独自の活動がほとんどなくなっていること。
- 3) 改組の後遺症で共通教育（旧教養教育）のコマ数負担について、学部間（結局、この問題ではJSA会員間でも）対立が残っているが、よそではどんなでしょうか？

・紹介したい支部運営の実務上の工夫等

なし

⑥今回の会議で特に討議を希望する事項

「特に」ということでは無し。しいて、ということであれば、下記。

- 1) 18歳年齢人口の減少に、個々の大学の抜け駆け的な生き残り策ではなく、大学全体として、どのように対応すべきかを考えるべきでは。例えば、生涯教育の位置づけ・留学生受入・後継者養成型でない大学院の充実等々の問題点等。
- 2) 学生の変化をどうみるべきか、トータルに捕まえる必要があるのではないか。

以上（文責：事務局長 橋本）

# 日本科学者会議鹿児島支部用メーリングリストについて

この間のメーリングリストの一覧（9月13日現在）を以下に記しておきます。

これらのメールを引き出すことができます。

まず、登録して頂かなければなりませんが、登録方法は簡単で、ご自分のパソコンからメール本文に # subscribe # end と書いた電子メールを kagakusha-ctl@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp宛に出すだけです。

つぎに、例えば(kagakusha 00017)が必要ならば、メール本文に # get 17 と書いて同じ宛名にして下さい。私書箱をチェックしにいく時間設定にもよりますが、たいていはその時間内に、求めたメールを含んだ返信が来ます。

ご自身でメーリングリストに送信したい場合には、通常の電子メールを kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp 宛にして下さい。登録者全員に届きます。

なお、「-ctl」が付いたアドレスは、コマンド用、付かないものが〔通常使用する〕ML用アドレスですのでご注意下さい。

- (kagakusha 00001) 科学者会議用MLの運用開始（実はただのテストメール）
- (kagakusha 00002) 案内：盜聴法問題を考える市民の集い
- (kagakusha 00003) 日の丸・君が代の法制化を考える市民の集い
- (kagakusha 00004) (再送) 日の丸・君が代の法制化を考える市民の集い
- (kagakusha 00006) 原水禁科学者集会への参加者募集
- (kagakusha 00007) 原水爆禁止1999年世界大会・科学者集会（8月2日）出席者決定
- (kagakusha 00008) 『日本科学者会議鹿児島支部ニュース』今期第1号（電子メール版）
- (kagakusha 00009) 1999年度日本科学者会議研究基金助成応募要項
- (kagakusha 00010) 本夕「日の丸・君が代の法制化を考える市民の集い」
- (kagakusha 00011) 東大職組[藤田ジュリスト論文批判]
- (kagakusha 00012) 「松尾レポート」（ご利用は会員内で）
- (kagakusha 00013) 「国立大学の独立行政法人化」について情報1
- (kagakusha 00014) 独立行政法人化についての情報2
- (kagakusha 00015) JSA第10回女性研究者問題全国シンポジウム参加者募集
- (kagakusha 00016) 蓮實学長8.11記者会見配布文書
- (kagakusha 00017) (日本科学者会議の) 国立大学の独立行政法人化に対する見解
- (kagakusha 00018) 「国立大学の独立行政法人化に対する見解」全構成員配布のお願い
- (kagakusha 00019) (『大学問題フォーラム』No.14, 『JSA学術情報ニュース』No.21紹介)
- (kagakusha 00020) 「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」(8.10開催)概要
- (kagakusha 00021) 国立大の独立行政法人化(文部省)原案(要旨)
- (kagakusha 00022) 国立大学の独立行政法人化に関する「国大協原案の骨子」
- (kagakusha 00023) 今回の行革・大学問題に関連する財界の意向
- (kagakusha 00024) 8.19「国立大学在り方懇」第2回概要
- (kagakusha 00025) 8.31「国立大学在り方懇」第3回概要
- (kagakusha 00026) 国立大独法化文部省案までの予定
- (kagakusha 00027) 9.7「国立大学在り方懇」第4回概要
- (kagakusha 00028) 国立大独法化文部省方針についての9.8朝日新聞報道

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/3

「わが国が二一世紀を如何に迎えるか、どのような国として次の世代にこの国を残していくか、といった問題について将来の国民形成、教育のあり方等を問うことなく、財政の視点のみで高等教育政策の一大転換を行う結果となるこのような独立行政法人化を進めるということは行政者として極めて怠慢な態度といわねばならない。……

……今のような事態が進行してゆけば小渕内閣はわが国の高等教育を崩壊させた元凶として歴史に名を残すことになるだろう。」

阿部謹也「大学を崩壊させるのは誰か」

『群像』1999年10月号、272/273ページ

「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

第31年度(第33期) 第3号

1999年10月21日発行

日本科学者会議 鹿児島支部事務局

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp

ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 目 次

「国立大学の独立行政法人化反対！ 11.9 鹿大全学緊急集会」のご案内	2
“夏の学校 in 横浜”の感想	久保栄比幸 3
馬毛島に使用済み核燃料施設？！	6
科学者会議の組織と機関誌のあり方をめぐって	岩佐 茂・橋本直樹 8
【民主団体プロフィール】(第1回)	
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟鹿児島県本部	牧之内淳 12
日本科学者会議鹿児島支部用メーリングリスト「kagakusha」(2)	14

# 独立行政法人化反対！

11.9

# 鹿大全学緊急集会開催

## 「独立行政法人化反対！ 11.9 鹿大全学緊急集会」 開催のご案内

1ページ所報のとおり、表記緊急集会を下記の要領で開催致しますので、皆さまお誘い合わせの上、ふるってご参会下さいますようご案内申し上げます。

### 記

日時：11月9日（火曜日）午後5時30分～6時30分

会場：鹿児島大学 共通教育棟（旧教養部）1号館3階 大会議室  
(鹿児島大学 生協書籍・購買部のすぐ前の建物の3階です)

- 内容：1) 「国立大学の独立行政法人化」問題の経過および背景  
2) 「独立行政法人化」に反対する「鹿児島大学全学緊急アピール(仮称)」の採択

以上

主催：日本科学者会議 鹿児島支部・鹿児島大学 教職員組合

### 【事務局NEWS】

「支部ニュース」第2号では、本年11月下旬～12月上旬の時期に「大学問題シンポジウム」（仮称）を開催する旨お知らせし、ご協力のお願いをしていました。これについて、9月30日の第4回事務局会議で種々審議しましたところ、焦眉の問題となっている国立大学の独立行政法人化問題について、上記の緊急集会を開催することに致しました。

前期開催されたシンポジウム「21世紀の大学像を探る」を承ける形での催しは、大学審議会答申への対案を練り上げる努力を継続するなど充分な準備を経たうえで、来年（5月までに）開催致します。

現在、国立大学の独立行政法人化にたいして、鹿児島大学では学長・評議会はもとより全構成員が反対の姿勢であり、ほとんどの学部の教授会でも学長・評議会の反対の姿勢を支えるという構えです。

今回、11月9日に行う緊急集会は、11月17/18日に開催される国大協総会にむけて、鹿児島大学が一丸となって反対していることを確認し、その姿勢を大学の内外にはっきりと示す好機となります。ご多忙のところ恐縮ですが、1時間という短時間の集会でもありますので、多数の会員のご出席をお願い致します。

# “夏の学校 in 横浜” の感想

(1999年8月27日～29日)

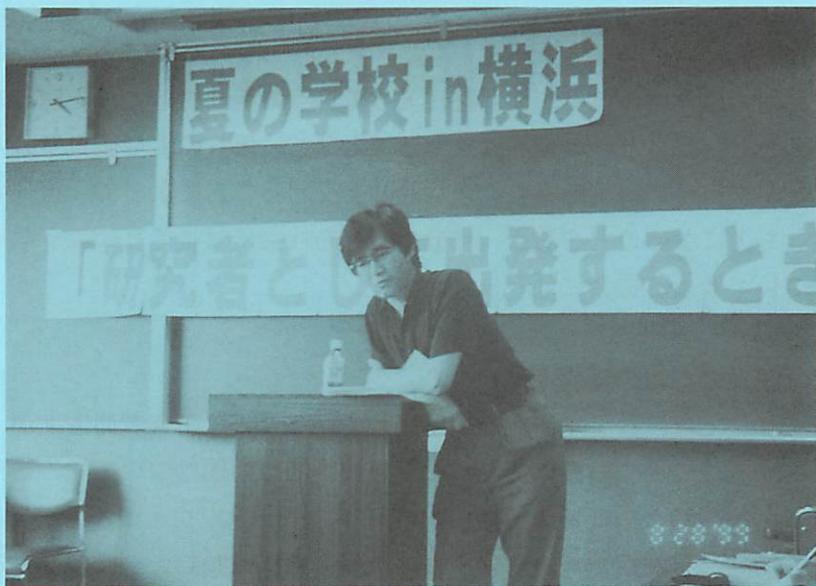
鹿児島大学人文社会科学研究科（M1） 久保 栄比幸

私はこの“夏の学校”がJSAとの出会いとなりました。このセッションは、北は仙台から南は鹿児島まで、年齢も大学や研究所を退官なされた方から、私のようなM1までの約60人が、横浜でハードだけど充実した3日間を過ごしました。ここでは私が特に興味を持った2つのセッションについての感想を書きます。

## 第2日目「研究者としていかに力をつけていくのか？」

ここでは、岩田先生と岩佐先生の二人が研究者になった経過を熱く語り、若手研究者にエールを送るという内容でした。

私は文科系なので、岩佐先生の話が印象に残りました。岩佐先生は大学院時代と学生運動の時期が重なりキャンパスが封鎖されたため殆ど大学へ通学出来なかったこと、大学外での研究会活動が大きな影響を与えたことなどを話しました。研究会や院生同士で自由に議論し会えることは非常に重要だと述べ、例として飲み会の後に、喫茶店で朝まで議論したエピソードなどを語っておられました。



(岩佐 茂 本部事務局長)

岩田先生も同様のことを述べつつ、自由に議論することの難しさを指摘し、また自分の専門分野を複数持つことにより研究の幅を広げ、本来の研究分野にもよい影響を与えることを指摘していました。岩田先生は壁にぶつかった時に「別なものの見方」を知るのに役立つという視点から同じ事を述べ、また、研究室内の雰囲気が研究成果をだすには重要な要素になることを指摘していました。

質疑では、研究会でベテランの研究者が院生や若手研究者に厳しい質問が多過ぎるという意見を出していました。



(若き日を熱く語る 岩田進午 前本部 事務局長)

私の感想としては、自分自身が大学院に入って日々の活動に追われていることを情けないと思ったことと、自分だけの世界にこもることなく、周りの人や他大学の人と積極的に交流することが、自分の研究を高め、また社会と交わることによって、自分の研究がひとりよがりにならぬものになることを防ぎ、自分の研究を社会に対してどのような形で還元すべきかなどについて考える機会になりました。

### 第3日目 「国民のための情報通信」

このセッションでは、NTT研究所に所属している4人の研究者の方々が、公衆電話網とインターネットについて解りやすく、そして技術的な問題について報告を行いました。

まず長田さんが総論として情報通信におけるユニバーサルサービス（以下、US）のあり方について論じ、科学技術が人々の幸福追及のために使われ、利潤追及のために使われないようにすることの必要性を説きました。

続いて浦崎さんがインターネットと公衆電話網の違いをつぎのように論じました。電話

網と比べ、インターネットは、網全体が管理されていないため、データの流出が起きやすく、その一方で災害に強いという特徴を持ち、電話網は交換機の故障や回線の切断の対策として回線の二重化などで対応している。USとしてみた場合、インターネットは、経営的に成り立つ地域でしかサービスが行われないため、サービスが大都市に集中しやすく、また加入者の増大に伴って回線状況の悪化する欠点を持っている。それに対して公衆電話網はUSが義務付けられており、全国均一の料金での運営が行われている。

引き続き矢作さんが盗聴のシステムとその問題点を、特に盗聴法の成立を受けて盗聴が行われる仕組について報告を行いました。現在の技術だとNTT外のパソコンを使って盗聴を行うことが可能になり、盗聴の事実の報告がない場合本人はそれを知ることができないという問題があること、携帯電話についてもより容易に盗聴が行える様に技術開発のための予算措置が講じられようとしている事、インターネットの場合、サーバーを丸ごと押収することによって今までのすべての通信記録を押さえることができるという報告がなされました。

最後に藤田さんがネットワークの信頼性確保に関する報告を行いました。NTT民営化後の合理化で、社員の総数が減少し、有人拠点が集約化されたことが、故障時の復旧に時間がかかる最大の要因となっている。通信の公共性・信頼性確保のためには保守・管理にかかわる技術者を十分に確保する必要があるが現状ではその様になっていないと報告しました。

質疑応答では、情報技術の安全保障問題などについての質問がなされ、藤崎さんが報告の追加として今まで保守の体制が4階層であったのが2階層になり、その上技術的に高度化しているので以前より危険な状況であることを指摘しました。また通信技術について自主技術を日本は持っているが、大学の教育水準の低下による研究者の水準低下を心配していると話していました。それ以外に現状のネットワーク網では、生活者に不利な料金体系になるのではないかという質問が出、現状は料金体系が大企業向けに設定されていて、個人に対しての配慮が少ないと応えていました。

私の感想は、インターネットから生じている社会的な問題、すなわち現実社会と仮想社会の区別がつかなくなりつつあることや、仮想空間であるために弱められる倫理的な問題などについて議論されることを期待していましたが、報告がNTTの技術者によって行われましたので技術的な問題が中心になったことは残念でした。ただ今まで技術的な問題についてあまり知る機会がなかったので、基礎知識として知っておくべき事柄や、技術と社会を考えるにあたってのいろいろな視点を知る機会になりました。

最後に、このような機会を与えてくださった日本科学者会議鹿児島支部の皆様に感謝します。ありがとうございました。

(くぼしげひこ)

# 馬毛島に使用済み核燃料施設？！

——地域政策をJSAとして提起する必要性——

今回の臨界事故では大変驚きましたが、右の切り抜きをご覧下さい。筆者は文系でこの方面には暗いのですが、右のページから左下にかけての切り抜きにある最終処分施設とは異なり、中間貯蔵施設とはいって、東海村を対岸視はできません。

事務局では現在、原子力問題研究会メンバーに検討を依頼して、その結果待ちです。

馬毛島は喜入の石油備蓄基地のときにも、また普天間の基地機能移管でも手を挙げていたとのことですから、単に反対を言っても根本的な解決にはならないでしょう。科学者会議としての地域振興策などを、今期復活する地域問題研究会とも連絡をとって検討していく必要があります。

皆さんのご意見をお寄せ下さい。お待ちしています。  
(事務局：橋本)

放射性廃棄物は、核兵器開発に伴うものより、原発から出る量の方が多く、運転が続く限り増え続ける。中でも使用済み核燃料のような高レベル廃棄物は、どの国も核兵器廃棄物と同様、地中深くに埋める計画だ。しかし、最終処分施設の建設は進んでいない。米国では、核兵器開発に伴う廃棄物の処分施設としてWIPPを完成させていた。

日本やフランスは、処分

施設を完成させ、処分施設の建設へ向けた技術開発を進めている。

施設の建設候補地さえ決められずにいる。日本はどういう機関が実際に処分を行うかも決まっていない。

日本やフランスは、処分が共同で、どこにどう埋められるかの記録書を残す計画だ。より安全な処分方法が見つかったときのために、廃棄物を掘り出す技術研究にも取り組んでいる。

## 馬毛島(種子島)が狙われている

『しんぶん赤旗』1999年9月17日、13ページ

### 使用済み核燃料の貯蔵施設

#### 鹿児島・西之表 党地区委 住民に知らせ討論へ

鹿児島県種子島の西之表市に使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設を促進する動きが活化しており、種子島の環境を守ることを願う人々の間で不安の声が上がっています。ブルーサーマル計画が順調にすます、使用済み核燃料は

次々に増えづけ、原発の施設での貯蔵が限界となりつあり、政府は今年の通常国会で原子炉設備法を改定し、これまでは同法の指定する施設でしか設置できなかつた使

用済み核燃料をそれ以外でも中間に貯蔵できるようになります。これを受けて、二〇一〇年には五、六千㌧にもなると予想されれる使用済み核燃料を国

西之表市にある建設会社が同市の有力者を無料で原発施設の見学旅行に招待する動きが進んでいます。また、中種子町の一部を有する有林にも同

中種子町議会では、開会中の各市町議会で「このたども、全島民に使用済み核燃料とはどんなものか、現在の原子力政策の問題点などを知らせ、幅広い討

論を起こすことにしています。再び地上に戻り、土手や碑がそり立つさまを思い浮かべた。「モノリス」が現れる映画「二〇〇一年宇宙の旅」のシーンが重なった。いつ、だが、どのよ

うに、遠い過去の冷戦の遺語と出合うのだろうか。



## 原発用の施設進まず

る核燃料・廃棄物会社が九

五年、地層処分の地下研究

施設を完成させ、処分施設

の建設へ向けた技術開発を

進めている。

埋設した放射性廃棄物を

長期間、いかに管理するか

は軍事、民生をとわず共通

の課題だ。北欧では五カ国

が共同で、どこにどう埋め

られるかの記録書を残す計画だ。より安全な処分方法が見つかったときのために、廃棄物を掘り出す技術研究にも取り組んでいます。

（科学部・上田俊英）

辻 篤子)

て核のゴミを、だれかが掘り返すことがないよう、隔離しなければならない。言葉も通じないかもしれない未来の人類にどう伝えるのか。今の世代の知恵が試される。(カールズバッド  
ヘリニューメキシコ州) II



核兵器開発の負の遺産、  
プルトニウムに汚染された  
廃棄物を岩塩層に閉じこめ  
る作業が米国で始まった。  
この世界初の地層処分施設  
を訪ねた。「冷戦の足かせ  
だが、将来一万年にわたつ  
を解く」(リチャード  
ソン・エネルギー省長官)  
ソン・エネルギー省長官)

## 核廃棄物、初の地層処分場へ搬入

# 1万年の封印 どう守る

米、知恵絞る専門家



「廃棄物隔離バイロット」  
「プラント (WIPP)」と  
呼ばれる処分場は、ニューメ  
キシコ州南東部、カールズ  
バッド郊外の砂漠にある。  
エレベーターで地下七〇  
〇㍍に降りると、白い塩の  
開発の中心だったロスマラ  
モス国立研究所から運ばれ  
る。

「トンネルだった。トンネル  
た。中身は核兵器開発の際  
に汚染された保護服や工  
具、土壤など。放射能が半  
分になる半減期がプルトニ  
ウムでは三万四千年など、  
原発からでも廃棄物より寿  
命の長い元素が多く、長期  
間「隔離」する必要があ  
る。

処分場所として「地層的  
に安定している岩塩の層が  
最適」との全米科学アカデ  
ミーの報告が出たのは、冷  
戦のさなかの一九五七年。  
七四年に現任の場所が選ば  
れ、八八年完成の予定だっ  
た。煩雑な手焼きや、建設  
反対で遅れ、三月末、やつ  
と搬入が始まつた。

岩塩のトンネルの奥で、廢  
棄物の入った容器を積み上  
げていく(撮影・辻篤子) II  
ニユーメキシコ州カールズ  
バッド郊外で

■100年間はフェンス  
■世界の施設に情報文  
■7カ国語の説明文

トンネルは最終的には七  
つの小部屋に分かれ、部屋  
ごとに、コンクリートの扉  
で封じていく。岩塩はじわ  
じわと空洞を埋める性質が  
あるので、部屋はいずれつ  
ぶれてしまう。計画では、  
三十五年で約十八万立方㍍  
がいっぱいになる。

「人為的な力が加わらな  
い限り、廃棄物は地層の中  
でどどまるので、安全に保  
たれるはずです」と、技術  
担当のスタンリー・パチエ  
ットさんはいう。

「すると、問題はどうや  
つて人の侵入を防ぐか。」  
環境保護局 (EPA) は  
放射能レベルが十分以下が  
撤去した後、最初の百年間  
はフェンスで囲つて警備を  
つける。その後は警告を与  
えて接近を防ぐしかない。

「何千年もすれば、言葉  
も変わるだろうし、記録も  
失われているかもしませ  
ん。どうやって伝えるか、  
大きな課題です」と広報担  
当のトニー・チリさん。未  
7

## 科学者会議の組織と機関誌のあり方をめぐって

先月22日、長崎支部——ホームページ作成などインターネット時代に即応する体制をとっている支部の一つですが——を経由して、JSA本部 岩佐事務局長から電子メールが届きました。「第1/2回 JSA組織・機関誌のあり方検討委員会の報告」付です。多少の応答を行いましたが、科学者会議の今後のあり方に関わってくる重要な問題ですので、以下、ご参考に供します。なお、なにかご意見がございましたら、今からでも遅くありませんので、支部会員の皆さんからも直接岩佐事務局長宛、電子メールを出して下さると幸いです。

岩佐事務局長のアドレスはつぎのとおりです。

"Shigeru Iwasa" <cs00371@srv.cc.hit-u.ac.jp>

「全国の事務局長の岩佐です。

第2回常任幹事会で「JSAの組織・機関誌のあり方検討委員会」を立ち上げ、これまで2回会合を開きました。検討委員会では、検討のプロセスそのものをもオープンなものにして、会員から意見を募ろうということになっています。すでに、支部には文書で「第1／2回の報告」をお送りしていますが、メールアドレスのわかっている会員の方にも、報告をお送りしてご意見を求めることがあります。長崎支部のメーリングリストのなかでも、議論して今後のJSAの組織・機関誌のあり方について、積極的な提案をしていただければ、大変ありがたく存じます。

### 第1/2回 JSA組織・機関誌のあり方検討委員会の報告

「JSA組織・機関誌のあり方検討委員会」を2回開催しました。以下は、議論の概要です。ご意見をお寄せ下さい。今後の検討委員会の議論に反映させたいと思います。

検討課題としては、

- (1) 若手の組織化、
- (2) 機関誌のあり方、
- (3) 個人会員の組織化・分会の活性化、
- (4) 委員会・研究会のあり方、
- (5) シニア会員のエネルギーの活用等

がありますが、当面、(1)、(2)を中心に議論をおこなっています((4)、(5)についても、すでにレポート報告がなされています)。

以下では、(1)についての報告要旨と、(2)についての現時点での議論の概要を報

告します。

員：

(1) 若手の組織化について

この問題にかんする2つのレポートで指摘された特徴的なことを列挙しておきます。

- ・ J S Aに入会する大学院生には、学生時代に自治会活動などに熱心であった人達と指導教官に勧められて入会する場合とがあるが、とくに前者の層が激減している。しかも、現在のJ S Aはその層をも組織化できていない。後者の層については、アフターケアをきちんとしないと、違和感をもって離れていく場合もある。
- ・かつてと比べて、若い人達に不満は明らかに増大しているが、不満を感じている人達や良心的な人達も、問題が起これば集まって運動する（ボランティア活動）が、恒常的な組織化はなかなか難しいという現実がある。
- ・J S Aから若手にいろいろな情報や知識・サービスを与えるというのではなく、若手自身がJ S Aを利用して活躍する場をJ S Aが提供するという視点が重要である。
- ・若手研究者の要求を取り上げ、それにこたえる活動を一緒におこなうことが重要である。「就職難」「大学院の研究環境の悪化」「高学費・低奨学金」などに取り組むことは、これらの問題に悩み苦しんでいる大学院生・若手研究者に大きな励みとなるし、少なくともJ S Aに親近感をもつことになる。
- ・若手研究者のコンピュータ活用は相当すんでいる。コンピュータを活用したネットワークづくりをどうするか、若手の組織化の観点から検討する必要がある。

(2) 機関誌のあり方について

第1回検討委員会のときに、岩佐事務局長から総合学術誌・普及誌（啓蒙誌）・運動誌の三位一体で位置づけられている『日本の科学者』の機能を分化して、複数の雑誌を発行してはどうかという提案がありました。具体的には、総合学術誌と市民との交流誌とを季刊ないし隔月間で発行し、運動誌を「ニュースレター」もしくは「科学者通信」として雑誌に織り込もうとするものです。

総合学術誌は、専門研究と社会との接点を問うもの、学際的研究、若手に論文発表の場を提供するもの（人文・社会科学の若手にとって論文発表の場がきわめて限られているのが現実です）等の意義づけが可能ですが、まだつめられてはいません。交流誌は、会員外に普及（市販・定期読者）することを目的に、JSAが中心に据えてかかわってきた権利・平和・環境などをキー概念にしてつくってはどうかという意見が出されていますが、これもまだつめられてはいません。

検討委員会の議論では、(1) JSAには2種類の雑誌を発行する力量があるのだろうか、(2)『日本の科学者』を号によって、異なった性格をもった雑誌として出してはどうか、(3)交流誌の読者はどのような人達が対象となるのだろうか（はたして一定の読者層を

確保できるのかどうか)、といった異見が出されています。

今回の検討委員会では、このような議論を踏まえて、会員外に一回り大きい読者層を確保できる交流誌を発行できるかどうか(はたして会員外にも普及できる交流誌を出しうるかどうか)を、他団体が出している雑誌等を参考にして検討してみることになりました。

次の点について、ご意見をお寄せ下さい。

(1) 若手の組織化のレポートを踏まえて、今回の検討委員会ではもう一步突っ込んだ議論をおこなう予定ですが、このレポート要旨についてのご意見、あるいはこのレポートを踏まえて、若手を組織化するにはどうしたら良いのかという具体的提案等をお寄せ下さい。

(2) 機関誌の機能を分けて複数の雑誌を出すことについて、とくに、市民との交流誌(JSAのシンポジウムや講演会に参加する市民を定期読者として確保しようという考えです)の可能性について、ご意見をお寄せ下さい。

(3) 委員会・研究会のあり方、およびJSAの組織全般についてご意見がありましたら、問題提起して下さい。

提起されたご意見は検討委員会(今回の検討委員会は10月3日です)の議論に反映させますので、よろしくお願い致します。」

「

1999年9月22日

岩佐さま

日本科学者会議 鹿児島支部 事務局長の橋本です。

長崎支部から、組織・機関誌のあり方についての貴メールが転送され、拝読致しました。以下、整理していませんが、『日本の科学者』の発行体制についてのみ感想を記します。

やはり異種の雑誌を複数出すくらいなら、編集作業等は本当に大変なことでしょうが、月刊を強固に支える努力をすべきではないでしょうか。

参考になるのは、全国唯研と雑誌『経済』とではなかろうかと思います。

前者は、外から見ると、また結果的には、月刊を止めて以降、じり貧になったように見えます(因果は逆なのかもしれません)。この愚(私が関わっている雑誌でも同様の失敗がありますので、あえてそう書くのですが)を繰り返すべきではないと思います。

また、雑誌『経済』の停刊、その後の復刊を見ていますと、月刊で出すことに意味があると感じます。なかでも速報性と月一度の読者との接触とが大変重要であると思います。

実際、分会の幹事が『日本の科学者』を渡してその月の会費をもらうという形になっている—そして事実上の活動がそれだけという一分会もあるのではないかと想像するのですが、いかがでしょうか。で、月刊でなくなると会費を取るのも(数カ月分になりますので)大変にならないか、会員同士の関係も希薄にならないかなど、あらかじめ検討しておく必要があるのではないかと思います。

以上、ご返事のみにて失礼します。

では、また。」

1999年9月24日

「

橋本直樹様

JSAの岩佐です。貴重なご意見ありがとうございます。JSA内部にくすぶっている意見として、『日本の科学者』はあまり読まれていないから、隔月刊にしても良いのではないかという声があります。小生も後ろ向きのかたちで、変更することには反対の立場を取っていますが、月刊を維持することの意味性について、ご意見を伺って改めて認識しました。

一つ確認したいことがあるのですが、橋本さんのご意見は、毎月出すことが重要ということでしょうか、それとも今の『日本の科学者』の月刊を続けるべきという意見でしょうか。かならずしも、後者の意見とは受け止めなかったのですが、それでまちがいないでしょうか。

機関誌の形態を考え直そうという発想は、現実に部数が減り続け（JSAの会員の減少と重なっています）、会員外の読者層も僅かで、ページ数も少しづつ減らしてきていますが、この傾向をどうしたら、食い止めれるかというところにあります。

今回の「報告」では、まだ具体的な提案にまでは踏み込んでいませんが、小生の個人的意見では、『日本の科学者』を、

- (1) 市民との交流誌（普及誌）と
- (2) 専門的な学術誌（学会誌的なもの）

に機能分化した方が良いのではないかと考えています。

(1) にかんしては、JSAの講演会やシンポジウムにくる人を中心定期読者になつてもらえるもの、あるいは市販もできるものを考えています（それに、研究者も専門を離れると市民であるという前提に立っています）。JSAの会員よりも一回り大きい読者層を確保できるか（そのためには、定期読者にどのような付加価値をあたえうるということが大切になります）、そのような雑誌をつくり出すことができるかどうかが、発行に踏み切るためのポイントだと考えています。

(2) にかんしては、既存の学会があるわけですから、JSAの特色（例えば、総合学術、科学の総合化）を生かして、他とは違った学術誌をつくれるかどうかということになります。この点は詰める必要があります（それについて、具体的な多少の意見をもっていますが、時間の関係で省略しますが）が、ただすくなくとも、この種の雑誌ができれば、人文・社会科学系の若手（書く場がかぎられていますので）を組織するのに役たちます。それから、掲載論文については、英文でインターネットで配信する（有料で）ことも小生の念頭にはあります。

問題は、JSAに、隔月刊で性格の違った雑誌を出す（橋本さんの意見を取りいれれば、毎月雑誌を配本することになります）力量があるかどうかということにかかわってきますが、小生は潜在的には十分可能であると考えているのですが、いかがでしょうか。

岩佐 」

♣科学者会議と共に協賛などしてきました民主団体や地域のボランタリー団体を今号以降シリーズで紹介していきます。第1回は、これまでも秋には科学者会議鹿児島支部として団体署名をしたり、春には会員個々で個人署名に協力してきている「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟鹿児島県本部」です。

### 【民主団体プロフィール】

(第1回)

## 再び戦争と暗黒政治を許さないため 治安維持法犠牲者に謝罪と国家賠償を！

——治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟鹿児島県本部——

鹿児島県本部事務局長 牧之内 淳

### 1. 治安維持法とは

治安維持法は敗戦までの20年間、日本を侵略戦争に駆り立てる法的武器として猛威を振るってきました。治安維持法が犯罪としたのは、「国体の変革」と「私有財産の否認」でした。「国体の変革」というのは、今では日本国憲法の大原則とされている「主権在民」を求める事であり、「私有財産の否認」というのは社会主義思想をさしていました。このような思想・政治信条を犯罪扱いするのは「人類普遍の原理」（現憲法前文）に反し、いつの時代においても絶対にあってはならないことです。治安維持法による弾圧は基本的人権の擁護と民主主義を基調とする近代社会の理念と相容れないもので、戦時中の法律をもってしてもこのような人権の侵害は許されないことでした。

第二次世界大戦後、ニューヨンベルグ国際法廷と極東軍事法廷（東京裁判）をつうじて、国際法上新しい概念が確立されました。「戦争犯罪」と「人道に反する罪」を処罰するというのがその典型で、この二つについては「悪法も法なり」の考え方を認めず、「時効」の規定も適用しないという原則が打ち出されました。

日本国憲法「前文」は、憲法が保障した諸権利を「人類普遍の原理」であるとし、「これに反する一切の憲法、法令、詔勅」を排除すると宣言しています。

1945年12月29日に「政治犯罪の資格回復に関する件」と題する詔勅が出され、治安維持法で処罰された人は、「将来に向かってその刑の言い渡しをうけざりしものとみなす」として、選挙権、被選挙権を含む一切の公的資格が回復されました。

### 2. 「人道に反する罪」に時効は適用しない

東京裁判の判決でも、治安維持法は国民の言論をおさえて日本を侵略戦争に導いた悪法であったと審判をくだしました。当然、治安維持法で野蛮な弾圧をおこなったものは、「人道にたいする罪」を犯したものとしてしかるべき処罰を受け、治安維持法犠牲者には國家

による賠償がおこなわれるべきでした。

1993年10月、京都で開かれた日本弁護士連合会第36回人権擁護大会シンポジウム第1分科会の基調報告「日本の戦後補償—戦争における人権侵害の回復を求めて」という文書は、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、日本国憲法の基本原則からすれば、その行為は高く評価されなければならないものである。この被害者が受けた当時の法律からしても違法とされる行為については、日本国憲法の国家賠償規定からすれば、当然補償がなされなければならない」とのべています。

治安維持法は明白な歴史の審判をうけているのです。

「時効不適用条約」が発効したのは1970年でした。日本はこの条約を批准していませんが、この条約の考え方は国際社会の常識です。

国民を思想・信条の違いによって処罰した治安維持法犠牲者には、この国際常識にしたがって、日本政府が国家賠償すべきものです。

### 3. 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟と鹿児島県本部の活動について

世界にも稀な人民と侵略戦争準備の弾圧法、侵略戦争遂行の武器として猛威をふるった治安維持法が廃止されて54年たった今日なお、政府は15年戦争を侵略戦争と認めないとどころか、アメリカが引き起こす戦争に日本を引きずりこむ戦争法（新ガイドライン法）を強行しました。

私たちは、ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために治安維持法体制の復活に反対し、

- 1) 国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、
- 2) 国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償をおこなうこと

を「私たちの運動の基本」として、平和と民主主義をまもる諸団体と協力共同して運動をすすめ、毎年4月と10月に衆参議長、法務大臣に請願を重ね（今年春には自民党以外の114名の衆参議員が紹介議員）、政府に意見書を提出するよう地方議会にも陳情をおこない、名瀬市議会で全会一致採択されたのをはじめ全国で258議会が採択、さらに一昨年からはジュネーブの国連人権委員会で中央本部の齊藤邦雄事務局長（鹿児島・旧制七高出身）が発言、国際的反響をよび、日本政府にも一定の圧力となっています。同時に戦前の弾圧、解放運動の調査・犠牲者の顕彰を行っています。またA級戦犯元外相東郷茂徳記念館建設（東市来町）に反対し、昨年秋の日韓閣僚懇談会場に同館予定をはずすよう首相、県知事、町長に要求、実現したことは特記すべきことです。

（まきのうち あつし）

連絡先：治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟鹿児島県本部

☎890-0063 鹿児島市鴨池1-27-4 (☎/FAX: 099-251-2110)

会長 小堀清直（弁護士、鹿児島合同法律事務所長、元県会議員）

## (お願い)

今期支部活動方針の1. (3) に、「多くの民主的団体との交流を深め、連携した活動を強化します。地域のボランタリー研究会の諸活動を支部ニュース等で紹介します。また、教職員組合・生活協同組合等との共同企画活動を進める予定です」とありますが、「支部ニュース」で紹介したい「民主的団体」や「地域のボランタリー研究会」をご推薦下さい。

//////////////////////////////

## 科学者会議鹿児島支部用メーリングリスト「kagakusha」について (2)

以下、前号でご紹介したものに続くメールの一覧です（10月18日現在）。

(kagakusha 00029) 鹿大教職組学長宛要望書「国立大学の独立行政法人化に反対の姿勢を堅持して下さい」

(kagakusha 00030) 9.13国大協臨時総会についての『しんぶん赤旗』報道

(kagakusha 00031) 文書「教官当積算校費等の改善について」???

(kagakusha 00032) 『日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース』今期第2号（電子メール版）

(kagakusha 00033) 教官当積算校費等「改善」について(続報)

(kagakusha 00034) 9.16「国立大学在り方懇」最終回概要

(kagakusha 00035) 9.27国大学長会議 有馬文相挨拶

(kagakusha 00036) JSA本部 岩佐事務局長からのメール

(kagakusha 00037) 機関誌のあり方について（意見）

(kagakusha 00038) 「九州シンポ・サーキュラー1号」の転送

(kagakusha 00039) 独立行政法人化についての地質調査所の藤本さんの経験

(kagakusha 00040) 「中央省庁等改革推進本部顧問会議 第15回議事概要」等

(kagakusha 00041) 資料「中央省庁等改革の推進に関する方針（いわゆる本部決定）」

(kagakusha 00042) 「国立大学の独立行政法人化反対！ 11.9 鹿大全学緊急集会」ご案内

これらのメールの引き出し方や登録方法については、「支部ニュース」第2号12ページをご覧下さい。

なお、大学改革や国立大学の独立行政法人化問題などで参考となる主なホームページのURLを挙げておきますので、ご参照下さい。

1) 全大教近畿「独立行政法人関係リンク集」

[http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kinkyo/Alink\\_daigakushin.htm#dokugyo](http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kinkyo/Alink_daigakushin.htm#dokugyo)

2) 東大職組「独行法反対首都圏ネットワーク」

<http://www.asahi-net.or.jp/~bh5t-ssk/nettop.html>

3) 文部省ホームページ

<http://www.monbu.go.jp/>

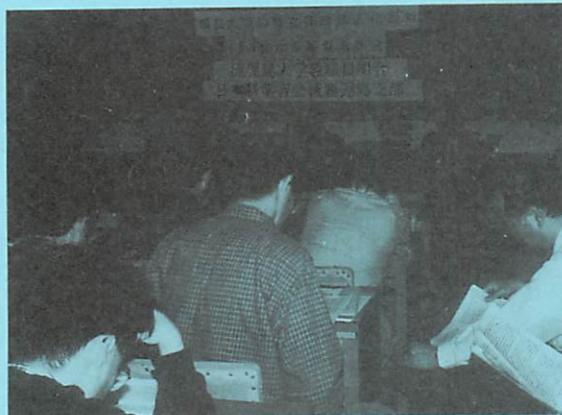
4) 首相官邸ホームページ「中央省庁等改革推進本部顧問会議」

<http://www.kantei.go.jp/jp/komon/index.html>

5) 経団連ホームページ「電子ジャーナル」

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/>

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/4



独法化反対を声明する11.9 緊急集会

「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」  
第31年度(第33期) 第4号  
1999年11月18日 発行  
日本科学者会議 鹿児島支部事務局  
〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30  
鹿児島大学法文学部 経済情報学科  
比較社会思想史研究室内  
Tel.: 099-285-7598(研究室直通)  
Fax.: 099-285-7615(学科事務室)  
E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp  
ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 目 次

『国立大学の独立行政法人化反対！ 11.9 鹿大全学緊急集会』開かる	1
「国立大学の独立行政法人化反対！ 11.9 鹿大全学緊急集会」声明	4
「国立大学の独立行政法人化」問題についての情勢報告	橋本直樹
11.11 学習会「国立大学の独立行政法人化って何？」に36名	13
【民主団体プロフィール】（第2回）かごしま平和ネットワーク	高橋明男
「鹿児島支部桜ヶ丘班」結成！／第1回幹事会開催／kagakusha一覧(3)	16

## 『国立大学の独立行政法人化反対！ 11.9 鹿児島大学全学緊急集会』開かる

表記緊急集会が11月9日（火）の午後5時30分から6時30分の予定で開催されました。集会は、日本科学者会議鹿児島支部事務局長の橋本直樹氏による情勢報告に続いて、多くの参加者から発言が相次ぎ、延長して午後7時まで行われました。同集会は、日本科学者会議鹿児島支部と鹿児島大学教職員組合とが主催したもので、緊急な開催にもかかわらず、会場となった共通教育棟大会議室に入りきらないほどの約130名もの教職員が集いました。国立大学の独立行政法人化問題を巡っては、全国的に多くの団体や個人から、疑義や

反対の意思表明があるにもかかわらず、政府および文部省がゴリ押し的に「改革」を進めようとしてきた経過があります。鹿児島大学でも学長はじめ、多くの団体、個人から反対の意思表明が出されています。予想を越えた参加数には、こうした意思がはっきりと示されていたといえます。

集会では、予定時間を越えて参加者による討議が続きましたが、これを踏まえた上で、「独立行政法人化に反対する鹿児島大学全学緊急声明」を採択しました。この採択が示したように、国立大学の独立行政法人化は、①大学の教育研究内容が文部科学省の強い統制下に置かれる危険があります。また、②大学評価が一方的に行われ、効率性や短期的成果が求められる可能性や、教員の任期制導入の危険もあります。③大学運営においては、企業会計原則が持ち込まれることが予想され、経済効率性が求められることになります。それは、地方大学や存立基盤の弱い特定の学部・学科などで財政的困難を持ち込むこととなり、大幅な学費値上げという結果をもたらすことで、高等教育における教育機会の均等や、教育を受ける権利を侵害する危険へと結びつくものです。

多くの発言でも指摘されたように、この問題に対しては、それが大学の自由裁量や運営における自由を拡大するものとなるという誤った認識もあり、また、度重なる政府による「上からの大学改革（＝各大学による文部省を見つめながらの「生き残り対策」であった）」で教職員が疲れ果てていることもあり、効果的なとりくみが行われていない現状があります。鹿児島大学以外の鹿児島県立大学などからも、この問題は、いずれ公立・私立大学の問題へと波及してくる問題であることが指摘され（網屋鹿児島県立大学教授・日本科学者会議鹿児島支部代表幹事）、共闘の呼びかけをすることが必要との提言も出ました。さらに、ひろく国民一般に、国の高等教育の危機であり、学問研究の危機であることや国民の教育機会均等原則の危機でもあることなどを示し呼びかけていくことの必要が指摘されました。

鹿児島大学教職員組合の田代書記長から提案された運動案は次の通りです。

鹿児島大学は、学長も反対の意思表示をしているので、中央の大学のようにその判断において動搖することなく、全大学人による反対運動を進めていこう。もし、法が成立した場合でも、その具体化の協議には数年の時間を費やすこととなるので、じっくりと実を見るようなとりくみを展開していこう。そこにこそ、真に国民のための大学を担っていく我々大学人の力量が問われていると考えたい。

- 1) 組合員でない人にも呼びかけて、反対の署名を2000名をはるかにこえる規模で集める（九州大学は1万名としている）。

[第1次集約：11/17/18頃まで]

[第2次集約：1月まで]

- 2) 今日の声明を基にして、大学評議会や教授会にはたらきかける（例えば、教育学部教授会は、学部将来計画検討委員会の発議により、すでに学長宛ての「再考を求める意見



# 「国立大学の独立行政法人化反対!

## 11.9 鹿児島大学全学緊急集会」声明

1999年11月9日  
日本科学者会議鹿児島支部  
鹿児島大学教職員組合

去る9月20日、文部省は「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」を発表した。これまで国の施設等機関であった国立大学を、独立行政法人にしようとするための案である。

独立行政法人制度は行政改革会議において行政組織の減量とその効率化をめざして構想された。「独立行政法人通則法」にいうこの制度は、行政における企画立案機能と実施機能とを切り離し、後者を定型的な業務を大量に行う分野において組織的に独立させ、法人化するものである。誰が見ても、「自発性、長期性、多様性を本質とする大学の教育研究にはなじまない」ことがはっきりしている。大学審議会の答申のもとに行われてきたこれまでの大学改革とも、まったく性格を異にしている。「通則法」自体の立法過程でも大学を対象とすることはそもそも予定されていなかったものようである。

文部省も今回「検討の方向」を示し、「国立大学の教育研究の特性を踏まえ、組織・運営・管理など独立行政法人制度全般についての特例措置等の検討を行う際の基本的な方向を整理」せざるを得ないほどのものである。しかしながら、今回の文部省案も、大枠は「独立行政法人通則法」を脱け出でおらず、この制度を大学に適用した場合に生じる多数の弊害を取り除くのに成功していない。主な問題点として以下の点が指摘される。

- ①実施機能だけを担うことになる大学は、企画立案機能をもつ主務省の大蔵による中期目標（5年）の決定・指示、中期計画（5年）の認可を得なければならず、大学で行われる教育や研究の内容が文部科学省の強い統制下におかれ、大学の自主性や自治、学問の自由が奪われる可能性がある。
- ②文部科学省および総務省それぞれの評価委員会から評価を受ける二重査定システムが新設されるが、その結果は大学の予算、定員、運営交付金等を制約し、組織の改廃・民営化等さえ勧告を受ける可能性があり、教員の任期制があらかじめ組み込まれているのと同じことにならざるを得ないであろう。
- ③また、効率性や短期的な成果だけを求めるような評価では、5年程度では成果の上がらない基礎科学や文化、芸術といった学術分野が切り捨てられることは明白であり、後年になってから評価されるような研究は、日本ではまったく育たないということになりかねない。
- ④新たに企業会計原則による会計・財務諸表の作成が義務づけられ経済効率性が大学運営に求められる一方、財政面で政府が従来もっていた全面的な責任を放棄している。財政基盤が弱く、資金獲得のできない地方大学や特定の学部・学科では、学費値上げを余儀なくされる。経済的な理由で進学をあきらめる人が出でければ、これは明らかに教育の機会均等および教育を受ける権利を侵害するものである。

大学の教育研究は、いかなる「不当な支配にも服することなく」真理を探求し、その前

提となる学問の自由および大学の自治をつねに闘いとるなかで進められてきた。鹿児島大学では現在、このような学問の自由と大学の自治を守るという立場から、国立大学の独立行政法人化に対して、学長・評議会はもとより多くの学部の教授会そして圧倒的多数の構成員が反対の姿勢をとっている。

私たちは、多くの国民および大学関係者の意向を無視した文部省の「国立大学の独立行政法人化」案に対し、ここに断固として反対の立場をとることを本集会の名において表明する。

## 「国立大学の独立行政法人化」問題についての情勢報告

日本科学者会議鹿児島支部事務局長・橋本直樹  
(鹿児島大学法文学部班)

9月20日（月）10時、国立大学長等が集まり国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された会議の席上、文部省は国立大学等の独立行政法人化問題についてのはじめての公式見解を表明しました。「国立大学長・大学共同利用機関長等会議における文部大臣あいさつ」ならびに「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」です。

これからご報告するのは、この日以降の、文部省見解への反響など独立行政法人化問題をめぐる各界の動向ですが、それらを報じる資料のご紹介でお許し頂ければと思います<sup>注1</sup>。

なお、独立行政法人化問題についてはいろいろと疑問や質問がおありのことだと思いますが、それについては、日本科学者会議の編集で『JSAブックレット 国立大学がなくなるって、本当？！一独立行政法人化 Q & A一』が水曜社からすでに発行されておりまして、小冊子ですがコンパクトに大変よくまとめられておりますので、そちらの方をぜひお買い求め下さって、ご一読頂くようお願い致します。「Q 3 国立大学の独立行政法人化の背景やねらいは何ですか？」という項目は読み所の一つで、独法化が「産業再生のための国家改造の一環」であるとの指摘<sup>注2</sup>や、独法化への流れが6月頃に加速されたのは「いわゆる新ガイドライン法、盜聴法、国旗・国歌法などを生みだした政治勢力の連合（自公連立）ができたことも重大な要因です」ととらえているところなどは、私たちも今後の運動をどのように展開すればよいかを考える際には参考になるのではないかと思います。

<sup>注1</sup> なお、作成にさいしては「大学情報ネットワーク」および全大教の「高等教育フォーラム」の2つのメーリングリストで流された電子メールや全大協近畿および獨行法反対首都圏ネットワーク他の各種ホームページに掲載された諸情報を利用していますので、その旨明記し、また謝意を表しておきます。すでに利用されている方も多いと推察しますが、主なものは、1) 全大教近畿「独立行政法人関係リンク集」 [http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kinkyo/Alink\\_daigakushin.htm#dokugyo](http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kinkyo/Alink_daigakushin.htm#dokugyo) 2) 東大職組「獨行法反対首都圏ネットワーク」 <http://www.asahi-net.or.jp/~bh5t-ssk/nettop.html> 3) 文部省ホームページ <http://www.monbu.go.jp/> 4) 首相官邸ホームページ「中央省庁等改革推進本部顧問会議」 <http://www.kantei.go.jp/jp/komon/index.html> 5) 経団連ホームページ「電子ジャーナル」 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/journal/> です。

<sup>注2</sup> これと関連して、昨年10月12日に開かれた中央省庁等改革推進本部顧問会議第6回は江崎玲於奈氏の講演「21世紀(3rd Millennium)におけるわが国の科学技術、研究体制のあるべき姿について」ですが、その内容からは先の「学校教育法等の一部を改正する法律（新「大管法」）」や独法化が出てくる背景が窺えます。

## 1. 「検討の方向」の概要と学長等の反応

この「検討の方向」の内容はつぎのようなものでした<sup>注3</sup>。①独法化に際しては国立大の教育研究における自主性・自律性・自己責任という特性を配慮した特例措置が必要、②特例措置を施した独法化大学には3点の意義（自らの権限と責任で大学運営が可能、組織編成・教職員配置・給与決定・予算執行などの面で国による規制が緩和される、教育研究など大学運営全般にわたり、自由な制度設計が可能）が生じる、③特例措置の必要な3点についての具体的な指摘（計画・評価・人事での自主性・自律性の確保）、④大学に投入される公的資金の拡充、⑤今後の検討スケジュール（今後、国立大学協会はじめ関係者の意見を踏まえ、来年度のできるだけ早い時期までに結論を得る。制度の詳細については時間をかけ慎重に検討）、⑥国立共同利用機関についてもこれに準じた措置が必要であること、⑦法人の単位・役員・内部組織・中期目標・評価・人事・財政での特例措置の例示。

この見解表明は、国立大学の独立行政法人化に長く反対の姿勢を貫いてきた文部省が条件闘争に転換したものであり、それは「行革を求める声が強くなるなかで、約12万5千人の教職員をもつ国立大を現状のまま維持することは難しいという状況認識が省内でも広がり、『先手』を打って前提条件を示すことで、研究や教育活動への影響を極力抑える方針に転じた」もの、と受け止められています<sup>注4</sup>。

文部省案についてのこの会議当日の学長等の感想をいくつか拾ってみましょう<sup>注5</sup>。①国大協内部の色合いの相違：「今日は“悲鳴”を上げる学長もいた。何とか国大協に頑張ってほしいという声だが、国大協が今後、統一見解をまとめるとは思えない。法人化に前向きな大学もあり、一枚岩ではない」、「絶対反対という立場ではない。21世紀にふさわしい大学のあり方として理屈が通るなら選択肢の一つ」、「国立大は三つほどのグループに分裂するだろう。99大学がすべて法人格を持つことはできないのでは。必ずつぶれる大学が出てくる」。②文部省の当事者能力へ危うさを表明：「心配なのは、特例措置の原案に『検討』『方向』『努力』といった表現が多いこと。政治折衝に移った場合、政治家がすんなり通すとは思えない。大学が重視する項目が無視された場合、どうなるのか」、「原案は非常に“甘い”と感じた。こんなもので済むとは思わない。総務庁や大蔵省との折衝の中で、かなり厳しい内容になるのでは」。この点は、有馬朗人相自身「政府内で協議するが決してやさしい問題ではない」と認めているだけに、「文部省案をもとに議論をしても、それがそのまま通る保証はどこにもない」ということになるでしょう。③独法化大学での運営について：「法人化自体は悪いこととは思わへんよ。ただ、今の国立大学に独立法人をうまく管理できる人間がおるかいな。大学で全部決められるようになつたら、かえつて悪平等主義がはびこり、なんも決めれんようになるかもしれません」（河合隼雄国際日本文化研究センター所長）、「私は経営を前提に運営されてきたが、国立はそんな経験がない。きちんとした経営ができるのだろうか」（加藤幹太滋賀大学長）、「これまで予算折衝を経ないと何一つできなかつた。運営交付金は大学の判断で使えるのだから自主性は強化されるだろう」（有力大学学長）、「財政を通した文部省支配が貫徹する」（浪川幸彦名古屋大学教授）。④評価シス

<sup>注3</sup> もっぱら「中央省庁等改革推進本部顧問会議 第15回議事概要」から。

<sup>注4</sup> 「文部省 国立大の法人化容認へ—自治尊重の立法条件に—」『朝日新聞』1999年9月8日付、第10版、3ページ。

<sup>注5</sup> いずれも、「大学はどこへ 独立法人化の波紋」『日本経済新聞』1999年9月21-23日付連載から。拾ってみての個人的感想として、今の国大協に法学専攻の学長が一人もいないというのはかなりの弱点では。

テムについて：「問題は、評価の専門家の少ない日本で皆が納得できる評価ができるか。多様な評価ポイントが必要で、評価手法が固まるには時間がかかる」（法人化に前向きな学長）。⑤経緯について：「長期的展望の下、高等教育はどうあるべきかという理念が完全に欠如している。21世紀にふさわしい大学のあり方がきちんと説明され、理屈が通るなら法人化も一つの選択かもしれないが、こうした説明が足りなさすぎる」（山田家正小樽商科大学学長）。

9月末頃、佐々木正峰・文部省高等教育局長のインタビューが行われていますので、多少それによって補足しますと、そこでは特例措置を設けて法人化する場合の3点の意義が改めて指摘され、その具体的な実施形態については「現段階では何ともいえない。特例措置を設ける場合は法令事項もあれば、運用で処理する事項もある。特例措置をどう設けるかは、今後の検討課題だ」としています。また、「特例措置の検討方向を示したこと、文部省は独立法人化を容認したと受けとめていいのですか」との問い合わせに、「そこまでは言っていない。〔文部省として独立法人化を検討する場合〕あくまで特例措置の検討方向を提示したものだ」と答えています<sup>注6</sup>。

## 2. 中央省庁改革推進本部・同顧問会議・自民党の反応および新文相インタビュー

こうした文部省の動きに対して、「大学の効率的な運営を求める〔中央省庁〕改革推進本部や与党は、同省案に慎重な姿勢」を示します<sup>注7</sup>。改革推進本部では、「何のために特例措置が必要なのか。国立大だけに認めるには、説得力のある説明、理由が必要だ」（中央省庁改革推進本部首脳）<sup>注8</sup>と、文部省案が通則法を逸脱し、独立行政法人制度の趣旨を骨抜きにしかねないことへの懸念が出されます。

翌21日には午後4時25分から5時45分まで、首相官邸大客間で中央省庁等改革推進本部の第15回顧問会議が開かれます。8人の顧問と推進本部から太田誠一副本部長（行政改革担当大臣・総務庁長官）、古川貞二郎本部長補佐（内閣官房副長官）、河野昭事務局長他、説明者として瀧上総務庁行政管理局長、東田総務庁行政監察局長のメンバーです。議事概要によりますと、国立大学の独立行政法人化に係る文部省の検討の方向等について説明があり、その後つぎのような質疑等が行われました。①問い合わせ：「文部省や国立大学協会は、通則法に基づく独立行政法人化により大学の自主性・自律性がどう阻害されると考えているのか」。答え：「文部省から検討内容を詳しく聞いています。所管大臣による中期目標設定や評価等に際し大学の側から意見を述べる等のアクションをとり得るようにすべきである等の指摘がなされている」。関連して「文部省は独法化に意義があるとし、国立大学協会は独法化には基本的に反対との立場は崩していないとのスタンスの相違はあるが、大学の自主性・自律性が重要という点では両者の考え方は似ているものと考えています」と説明されています。②問い合わせ：「国立大学を独法化する場合、その目的は、大学の経営管理体制の強化と同時に自由・自主性の向上にあると考えるが、それは独立行政法人通則法の枠内に収まるのかどうか、また、基本法において大学の会計・財務の柔軟性の向上がうたわれているがその方向性については不变と考えてよいのか」。答え：「国立大学についての例外は、文部省の検討結果がより具体的に出てきた段階で検討したい」。さらに、③「国立大学の独法化について予想よりも早く方向性が出てきたことを歓迎する」意見、「方向性としては良いが、種々の問題点について関係者間で十分慎重に議論を尽くすべきである」との意見があり

<sup>注6</sup> 『日本教育新聞』1999年10月1日付。

<sup>注7</sup> 『時事通信ニュース速報』9月22日付/25日付および『内外教育』5049号（1999年10月1日）。

<sup>注8</sup> 前掲『日経』連載記事。

ました。④問い合わせ：「個別の独立行政法人の名称中における「国立」の語の使用の可否はどうなるのか」。答え：「法令用語としての「国立」には国が設置するとの意味があり、これが独立行政法人にふさわしいかどうかの問題がある」。これに関連して「「国立」と付くか否かで信頼度や民間の協力の度合いが変わることもあるので、各法人が十分機能を果たし得るよう、俗称でもよいから名称については配慮して良いのではないか」との意見も出ました<sup>注9</sup>。⑤問い合わせ：「独法化することが決定された89事務・事業の統合の在り方についてはどうか」。答え：「89事務・事業の形態については各省庁を中心に検討中である」。また、⑥「独立行政法人の職員数についても純減を図るべきであり、そのためには、将来の問題として、設立時には公務員身分を与えることとする独立行政法人について、同一法人に公務員身分を与えるものと与えないものの混在を認めて新規採用者には公務員の身分を与えないこととする等の措置を検討する必要があるのではないか」との意見があったのには注意する必要があるでしょう。

自民党は22日までに国立大学の独法化問題を検討する専門チームを設ける方針を固めるとともに、同日の同党文教部会では、大学の自主性を最大限尊重するための特例措置を含む文部省案に批判的な意見が多く、「業績がないなど努力不足の国立大は、私立大にしてしまったらどうか」、「いっそのこと民営化して私立大学にした方がいい」といった声があがり、チームでの検討結果が文部省案に厳しくなりそうな気配が濃くなるとともに、政府の中央省庁改革推進本部（本部長・小渕恵三首相）と文部省との調整が難航する兆しがあり、先行きは不透明となってきています<sup>注10</sup>。

こうした、文部省案は「改革しようという意識を感じられない」といった声に対して、第二次小渕内閣の新文相に就任した中曾根弘文議員はインタビューにおいて「（法人化で）国立大学がある程度の自由度をもって学校の運営をするのは結構なことだと思います。ただ、教育機関であるわけですから他の行政機関の独立行政法人化とは違った配慮もしなければならない。いわゆる『特例措置』というのですが、これから、専門家や大学側の意見も伺いながら、みんなでまとめていけばいい。要は、それによって国立大学の地位をもっともっと上げ、いい学生を育てていくんだということです」と答えています<sup>注11</sup>。

### 3. 各地区国立大学長会議

10月に入ると4日に九州、5日に東海・北陸、8日は北海道、15日は近畿、25/26日に東北、29日に関東・甲信越、11月4/5日が中・四国という具合に各地区の国立大学長会議が順次開かれていたわけですが、最初に長崎大学で行われた「臨時九州地区国立大学長会議」では、局長の急遽欠席からでしょうか、文部省側は「基本的な事項を含めて、肝腎なことについての明確な説明をすることはできませんでした」という結果であったようです。

翌日の東海・北陸地区会議では、文部省原案について各大学から出された36件の意見及び質問に対して文部省から回答があり、協議が行われたようです。他に様子の窺える北海道地区会議をも併せてその内容を見ますと、「運営費交付金（積算校費の配分）の制度の詳細はこれからの検

<sup>注9</sup> 「2001年からの中央省庁再編に伴い、名称に「国立」を冠した13機関が「独立行政法人」に移行するが、このうち12機関は引き続き「国立」を名乗ることになった。國から独立するのに「国立」という名前はおかしいという批判が与野党などから出していたが、自民党行政改革推進本部が名称の存続を認めた格好」『毎日新聞』10月30日付。

<sup>注10</sup> 以上、この段落は『時事通信ニュース速報』9月22日付/25日付および『内外教育』5049号（1999年10月1日）から。

<sup>注11</sup> 『内外教育』10月15日（5053号）。なお、新内閣では文相とともに公明党から出ている統訓弘総務府長官の動向にも注意が必要でしょう。

討」、「会計のやり方については、独立行政法人会計基準検討会で研究中」、「多面的な評価の方針や尺度については、検討中」、「授業料の値上げや大学別、学部別格差については、国立大学の役割を考えながら、今後具体的に検討」といった回答に見られるように、回答の多くは今後詳細を具体的に検討するというものになっていますが、今後の日程と展望、案の詳細についての質問への回答は多少補足となるでしょう。

展望について見れば、文部省案は「改革推進本部や大蔵省、総務庁と“すり合わせ”はまだ行っておらず、これから始めるもの」だということから、特例措置については、国立大学として「この……形でなければ、やって行けないと打ち出していくもの」と位置付けており、したがって「特に中期目標の事前ヒアリング、法人からの申し出による法人の長の任命など基本的な特例措置はゆずらない方針」というものです。もし「基本的な特例措置がほとんど認められない場合は、通則法による独立行政法人化は難しく、選択肢は、民営化（私学）、国立大学のまま、通則法によらない法人化となるが、「現在の国立大学のままというのは政治的に難しい」、通則法によらない法人化は「現実的でない」と見て、「そういう意味で通則法による独立行政法人の制度の枠内で勝負をしたい」と「検討の方向」を根拠づけています。

案の詳細についての質問への回答のうち目に留まるのはつぎのようなものでしょうか。

(1) 文部省原案全体について：①「独立行政法人化することになれば、全ての国立大学が移行することになり、一部の国立大学のみの移行は考えていない」。「全国立大学の独立行政法人化、1大学1法人を考えている。しかし、いくつかの大学が集まって1法人をつくりたいという希望があれば、それも受容れる」。②「文部省原案については、「いいところどり」だと政治家は厳しいので、「国立大学の結束を期待する」。文部省原案は「国立大学がよりよくなるための一案であり〔第一歩と考えて〕、これを基に検討して」、「意見を文部省大学課にいただきたい」。

(2) 定員削減について：①「定員管理は、独立行政法人化後は、法人の長にまかされるので定員削減はない。ただ予算面からの国のソフトな管理はありうるので痛みを感じることはあろう」。

②「独立行政法人化の方針が決まっていても、独立行政法人化するまでの間は、定員削減計画の対象になる。文部省の立場としては、対象外となるよう働きかける」。

(3) 大学の自主性・自律性、中期目標・中期計画について：①「主務大臣の認可を得る過程で国の統制を受けるということはないかとの疑問があるようであるが、できるだけ自主性・自律性が損なわれないようにしたい。しかし、予算の制約の中で、国の政策を反映するという観点から口は出さざるを得ないところもある」。②「自主性・自律性の観点から言えば、現学長のそれに比べて、法人の長の権限は相当拡大し、文部省の権限は弱まるが。その分責任が重くなる」。

(4) 評価について：「前の中期計画の達成度（業績）を踏まえて、次の中期計画の予算が決定される」。

(5) 人事・財務について：①「基本的には各法人毎に給与基準を定めることになるが、その際、通常の国家公務員の給与を考慮しなければならないと通則法にあるので、結果的には人事院勧告の内容が反映される形になる」。②「人件費（含退職金引当金）は運営交付金の中で措置する」。③「共済組合は継続し、年金などは現状と変わらない」<sup>注12</sup>。

<sup>注12</sup> これと関連して、「勤務条件についても、国家公務員の勤務条件を考慮するとしつつ、各法人の規定にゆだねることとし、……教職員にとってもっとも重大な問題を未定にしたまま、とにかく独立行政法人化に賛成せよというのは、非常識きわまる……。／……独立行政法人化への賛否を問う前に明らかにすべきです」（『JSAブックレット』40/41ページ）というのは組合等の立場からすればもっともなことでしょう。

#### 4. 財界・自民党・政府の動き

10月19日に経済団体連合会は「産業競争力強化に向けた提言—国民の豊かさを実現する雇用・労働分野の改革—」を出します。そのなかで「高等教育機関に対する期待」という項目があり、つぎのように述べられています。「職業能力の向上を図る上で教育機関の果たす役割も大きい。とりわけ、高等教育機関は、今後、新たに社会人となる人材のみならず、既に社会人となっている人材のエンプロイアビリティを向上させる上で重要な役割を果たそう。／このため、高等教育においては、21世紀を支える産業のニーズに合致したより質の高い教育サービスを提供する観点から、競争原理の導入を進めることが重要である。具体的には、国立大学の独立行政法人化、任期制の採用等による大学研究者の人材移動、大学の学部・学科の設置の自由化、大学（国公立・私立）の教育内容等を評価する第三者機関の創設及び評価結果の公表、職業能力の開発に資するコースの設置、コミュニティカレッジの機能強化など社会人教育の充実などを図るべきである。」

10月30日には自民党文教部会長に、新「大学管理法」をめぐる先の国会の委員会審議で「熱心に授業しない教授」や教授会の「極めて非効率的で無責任な体質」を批判した栗原裕康衆議院議員が選ばれています。

自民、自由、公明の与党三党の政策合意に盛り込まれた「教育改革国民会議」（小渕恵三首相の諮問機関）が今月末にも発足する見通しとなりました。2日の文部省案では、①6/3/3制の見直しを視野に入れた新たな教育理念の構築、②教育内容の見直しと人材育成の在り方、③当面する学校現場の問題解決、以上3本を議論の柱とし、1年程かけて提言をまとめることなどが提案されています。最初は「文部省主導では学級崩壊対策や国立大学改革などの懸案が進まない」（首相周辺）との理由から設置が求められていたわけですから今後注視していくことが必要です。

#### 5. 国会

今国会には独立行政法人個別法法案が提出されます。先行して独法化される86国立機関についての個別法案の骨子ですが、「極めて『シンプル』」であり、そもそも「通則法を個別法で制限するなど不可能」なことの実例だと見られています。

#### 6. マスコミ

つぎにマスコミの論調です。6月以降は独法化推進一色といった感がありましたが、9月20日の文部省の表明以降は、一部を除くと、多少論調が変って、全体的に「新世紀の日本の命運を左右する重大問題であるとの認識が示されて」<sup>注13</sup>きているように思えます。

#### 7. 学会関係

歴史科学協議会が9月25日に開かれた1999年度総会で反対声明を採択していますが、総じて、学会関係での反対声明等が今回大変少ないのでないかという印象を受けます。

今度の省庁再編で総合科学技術会議との関係が問題となる日本学術会議では、吉川弘之会長が10月27日に「国立大学の独立行政法人化問題に関する日本学術会議会長談話」を出しました。2箇所抜粋しておきます。「研究・教育等の文化の創造に関わる活動は、通常の行政活動と異質なものであるから、行政改革・国営事業効率化の視点のみから拙速にこの問題に対する結論を出す

<sup>注13</sup>『JSAブックレット』27ページ。

ならば、我が国の将来の高等教育・研究に取り返しのつかない禍根を残すおそれがある」。「国立大学自身による果敢かつ不斷の自己改革は必要である。だが同時に、国立大学の独立行政法人化の検討に際しては、設置形態の変更に伴う制度設計の決定などを含め、高等教育・研究に係わる我が国の学術諸機関等の多様な意見を十分に聴取したのちに、慎重に進められることの必要性を強く訴えたい」。

## 8. 各大学

各大学の動きについては、『鹿大教職組』No. 6 の岩崎浩一書記次長の「独立行政法人化問題に関する動勢」に一括して示されていますので、ここではその後に判明した動きだけを、以下、掲げておきます。

- 10月 2日 全大教北海道 加盟大学単組と連名 第11回定期大会決議を学長宛申し入れ
- 10月 5日 山形大学 人文学部教員有志の会 意見書を作成（75%の賛同）
- 10月15日 香川大学 教職組 独法化で学長に申し入れ
- 10月20日 千葉大学 教職員組合園芸学部支部 反対声明
- 10月21日 宮崎大学 教員の8割（274名） 反対署名、呼び掛け人代表が記者会見
- 10月23日 金沢大学 教職員組合 定期大会で独法化反対決議
- 10月24日 宮崎大学 有志の会 意見書を『宮崎日日新聞』に掲載
- 10月25日 千葉大学 国立大学の独法化問題:文部省案と国大協案の比較検討配布
- 10月25日 群馬大学 教職組 独法化で学長へ申し入れ
- 10月25日 鹿児島大学 教職組 独法化で学長と懇談会、学長が反対の意思を表明
- 10月27日 東京外大 アジア・アフリカ言語文化研究所教授会 反対決議
- 10月27日 埼玉大学 教育学部教授会 学長からの要請を受け学長に意見書提出
- 10月28日 宮崎大学 有志の会 意見書を『毎日新聞』宮崎版に掲載
- 10月30日 東京大学 職組 第96回定期総会で独行法反対等の総会宣言
- 11月 3日 大阪教育大 教職組 市民講座「虚実のあいだ」:シンポ・国立大学の虚実

ここへ来て各大学の動きで顕著なのは大学連合です。現在2つの動きが出て来ています。

一つは、教養教育の共同実施や編入学の相互受け入れなどを柱とする一橋、東京工業、東京外國語、東京医科歯科、東京芸術の国立「5大学連合」です。まだ学長間のようですが、今後は具體化へ向けて対文部省を含め学内外での本格協議が始まるようです<sup>注14</sup>。

もう一つは、奈良県内の帝塚山、天理、奈良教育、県立医科、県立商科、奈良産業、奈良女子、奈良、以上8つの国公私立大学が連合組織創設を目指して学長レベルの会合を開き、年内には事務局長会議を設けるという動きです<sup>注15</sup>。

鹿児島大学内について、『鹿大教職組』No. 6の前掲岩崎書記次長「動勢」、田代書記長が先月30日にhe-forumとreformに流された2通の電子メール<sup>注16</sup> および『鹿大教職組ニュース速報』No. 2でつくされているところです。なにか新しい動きがあれば後の意見・情報交換でご紹介下さるようお願いします。

## 9. 学生・院生

大学の三者自治の一角である学生ですが、全学連は、10月2/3日に開いた第50回中央委員会で

<sup>注14</sup> 『日本経済新聞』1999年11月4日付、『毎日新聞』1999年11月4日付、NIKKEI NET 1999.11.04.

<sup>注15</sup> 『奈良新聞』10月27日付。

<sup>注16</sup> [reform:02224], [reform:02225].

国立大学の独立行政法人化に反対する特別決議を採択しております。要点は、独立行政法人化が、①国立大学制度を廃止し、②国の高等教育への責任を放棄するものにほかならないというもので

す。

また、大学院学生の全国的な組織である全国大学院生協議会、全院協と通称しているようですが、その理事校会議が10月31日に開かれ、「国立大学の独立行政法人への反対を全国の大学院生に呼びかける」という特別決議を採択しています。効率重視の「評価」を大学に導入する公教育「スリム化」は、「高等教育への公的な責任を縮小し、高等教育を受ける権利を侵害する」、政府・文部省による大学運営への干渉・介入が強まる危険がある、私立大、公立大へも悪影響を及ぼすといった独法化に対する一般的な批判とともに、院生に直接関係してくる、大学における学問研究の健全な発展がゆがめられる、学費の上昇や研究科間・大学間の学費の格差が拡大する、院生の進路・就職の困難を深刻にする、といった問題が出されております。

## 10. なぜ反対運動が盛り上がらないか

最後に、任期制法案のときと異なり、今回、「多くの大学人は独法化に反対しているが、大学や学部として反対の声をあげている例は今のところ多くはない。これほどの問題点が明白であり、個々人としては圧倒的に反対の声が多いにもかかわらず、である」<sup>注17</sup>という事態はどうしてかということです。これについては、つぎの2つが目にとまりました。

一つは、晴山一穂福島大学行政社会学部教授（行政法）の論説です。氏によれば、そこには「ここ十数年来進められてきた文部省の大学「改革」政策のもとで、各大学が「生き残り」をかけて文部省に受け入れられる「改革」方策を必死に競い合っている、という現在の国立大学が置かれた深刻な状況がある。それは、リストラの脅威を前にして、なんとか自分だけはともがいている民間労働者の姿にも通じるものがある」。

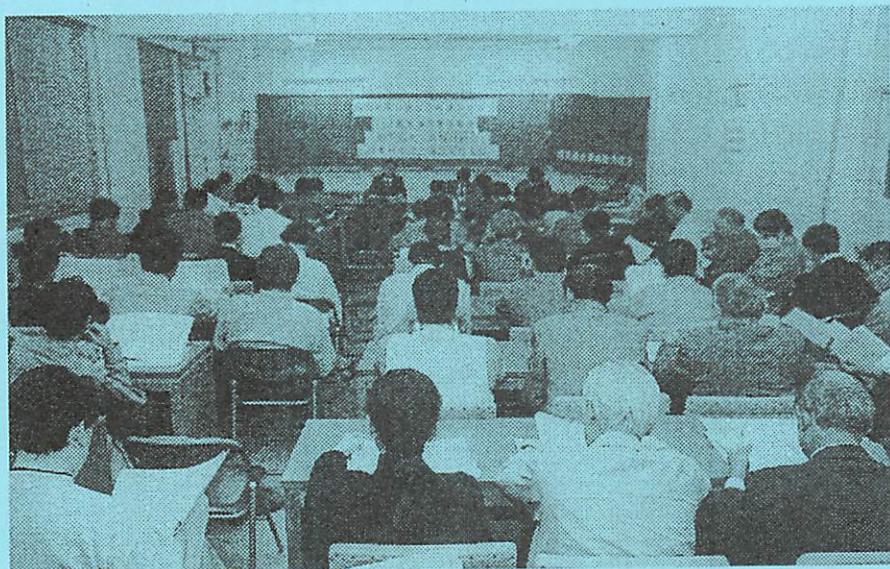
もう一つは先に見た『日経』連載です。「国鉄分割民営化とともに教育改革を目指した臨時教育審議会の議論を踏まえ、87年に文相の諮問機関、大学審議会が設置された。以来10年余。『審議会の提言を受け、大学は改革に次ぐ改革を重ねてきた』（蓮実重彦・東大学長）はずだった。／……／しかし、それは予算配分を握る文部省の顔色をうかがいながら打ち出される“上からの改革”だった」、また「一連の改革が成果を上げたのか、失敗したのかの検証すら行われないまま、待ち受けていたのは国立大の『解体』につながる独立法人化だった。『これまでの改革は何だったのか』と無力感を隠さない大学人は多いが、その場しのぎを続けてきたことの当然の帰結との厳しい声もある」というのです<sup>注18</sup>。

いずれにせよ、「いま、大学に求められているのは、……現在、個々バラバラの状況に置かれた各大学が横の連携をとり、独法化反対の声をいっせいにあげていくことが、まずなによりも必要となってくる……／そして、文部省や大学審議会の動きに一喜一憂することなく、学生・地域・国民に目を向けた地道な改革努力を重ねていくことが、今後一層強まるであろう国立大学解体の乱暴な試みを防ぐ最大の保証であるということを、改めて確認しておきたい」と晴山氏は述べています。

<sup>注17</sup> 「国立大学の独立行政法人化 地方大学存立の危機招く 地域の教育文化に大きなマイナス」『しんぶん赤旗』1999年11月3日（水曜日）9ページ。

<sup>注18</sup> さらに、「『〔法人化は〕これまで大学が自らの意思で大学の在り方を真摯に検討してこなかった怠慢によるもので、予期せぬ外圧としてとらえるのは適当でない』（西日本の国立大）との声」（同連載）。

# 九州・沖縄のページ



鹿児島大学で開かれた国立大学の独立行政法人化反対全学緊急集会=9日、  
鹿児島市

「学問の自由と大学の自治を守れ」「教育の機会均等、教育を受ける国民の権利を守れ」と9日夜、鹿児島市の鹿児島大学で「国立大学の独立行政法人化反対! 11・9鹿児島大学全学緊急集会」が開かれました。鹿児島大学教職員組合と日本科学者会議鹿児島支部が主催したもので、百二十六人が参加し、会場からあふれるほど。組合員でない教官も参加しました。清原浩教職組委員長があさつ。橋本直樹科学者会議事務局長が情勢と問題点をくわしく報告しました。

同大学では、田中弘允学長をはじめほんどの教官が反対しており、月末に教職組合と学長の懇談でも同学長があらためて反対を表明していました。

教職組では独立行政法人化反対の署名もとりこんでいました。集会の討論では、一人で学内外に訴えて数百人の署名を集めている経験も報告されました。運動を発展させるため、もっと内容を知るために、もう一度意見広告も提起し、協力をよびかけました。

網屋喜行科学者会議支部代表幹事(県立短大教授)は学内だけでなく県内の公立・私立の大学・短大との共同や、県民・国民とともに運動をひろげていくことも強調していました。

## 鹿児島大 全学緊急集会に126人

### 国立大学の独立行政法人化反対

独立行政法人化のねらいや反対しておる、月末に教職組合と学長の懇談でも同学長があらためて反対を表明する旨がつづきました。

田代正一書記長は当面の運営として署名運動を強化することを訴えるとともに、大学人有志による意見広告も提起し、協力をよびかけました。

網屋喜行科学者会議支部代表幹事(県立短大教授)は学内だけでなく県内の公立・私立の大学・短大との共同や、県民・国民とともに運動をひろげていくことも強調していました。

## 11.11 学習会「国立大学の独立行政法人化って何？」

緊急集会に続いて鹿児島大学教職員組合と共に、11日（木曜日）のお昼休みに鹿児島大学共通教育棟1号館3階会議室で表記の学習会を開きました。ここには、9日の緊急集会に参加できなかった人を中心に36名が集まり、田代正一鹿大教職組書記長のお話を聴きました。

質問では、中期計画終了後の評価で組織の廃止が勧告、決定された場合、その削減は教員だけでなく職員にもくるのか、共済はどうなるのか、給与や退職金が業績によって左右される運営交付金から出るのでは大変ではないか、といった質問が出されていました。

『南日本新聞』1999年11月12日  
(金曜日) 26ページ

『毎日新聞』1999年11月12日  
(金曜日) 鹿児島版23ページ



日本科学者会議鹿児島支部  
鹿児島大学教職員組合  
日本科学者会議  
国立大独立行政  
法人化反対声明

はこのほど、国立大の独立  
行政法人化に反対する声明  
を出した。  
声明は、文部省が9月20  
日発表した「国立大学の独  
立行政法人化の検討の方

85)へ。  
【長谷川  
隆】  
両団体は近く、1万人を  
目標に反対署名活動を始  
め、全国大学高専教組を  
通じて文部大臣に出す。  
問い合わせは鹿児島大教  
組(099・285・72

國立大の独立行政  
法人化に反対声明  
鹿大教組ほか  
(清原浩委員長)と日本科  
學者会議鹿児島支部(網屋  
喜行・代表幹事)は十一日、  
鹿児島県庁で記者会見し、  
国立大学の独立行政法人化  
に反対する声明を発表し  
た。声明は「大学の特殊性を  
踏まえた特例措置などを検

11月11日午後1時半から県庁記者クラブで、  
9日の緊急集会で採択された声明について、  
鹿大教職組の田代書記長、同法文支部の指宿  
書記長、同職組の笹川書記、JSA鹿児島支部  
の橋本事務局長の4名が記者会見をしました。

その報道記事が『南日本』と『毎日』の2  
紙に、小さいものですが出ていましたので、  
貼付します。なお、チェックしたのは12日付  
けのもののみで、『読売』『西日本』は未見  
です。

向」に対して「自発性、長  
期性、多様性を本質とす  
る大学の教育研究にはな  
じまない」と反対してい  
る。  
11日、県庁で記者会見し  
た橋本直樹・日本科学者会  
議鹿児島支部事務局長は  
「文学や哲学など研究成果  
が形となって表れにくい学  
科や、外部資金が得にくく  
“不採算部門”は切り捨て  
られ、地方の文化、経済の  
活性化に貢献してきた鹿児  
島大も影響は免れない」な  
どと語った。

討するとした文部省案も、  
行政組織の減量と効率化を  
目指した独立行政法人通則  
法をぬけ出でないと指  
摘。①大学の自主性、学問  
の自由が奪われる②教員の

費値上げは避けられず、教  
育の機会均等が崩れる一  
などを問題点として挙げてい  
る。九日に開いた合同の緊  
急集会で採択した。

♣科学者会議と共に協賛などしてきました民主団体や地域のボランタリー団体をシリーズで紹介しています。第2回は最近めっぽう元気な「かごしま平和ネットワーク」です。

### 【民主団体プロフィール】

(第2回)

## かごしま平和ネットワーク

高橋 明男

「かごしま平和ネットワーク」は、地域にあって一人ひとりの平和への思いを集めて活動するグループです。特定の立場から、一丸となって自分たちの「正しさ」を主張していくよりも、異なる立場にある者同士が、お互いを認め合い、対話を積み重ねていくことの中に、それが納得できるような新しい可能性を探っていきたいと思います。

私たちのネットワークは、今年3月、周辺事態法の成立に対して何とか声を挙げたいと考えた個々人が、党派や団体を横断した相互の結びつきを呼びかけるところから出発しました。これまでの具体的な活動としては――、

- ①県議会議員立候補予定者85名への公開質問状、
- ②県知事に宛て「日本政府に戦争協力法案の撤回を働きかけること」を求める請願署名運動、
- ③「Stop! 周辺事態法案」を考える市民の集い（シンポジウム）の開催、
- ④「まっちゃったもんせ!! 新ガイドライン」ステッカーの作成と販売、
- ⑤「戦争協力法」成立を前に、参議院の「日米防衛協力のための指針に関する特別委員会」のメンバー一人ひとりに「あなたはこの法案の成立に生涯責任をもてますか？」という緊急FAXの送付、
- ⑥「コソボ難民とNATO空爆」を考える市民の集いの開催、
- ⑦公明党鹿児島県本部へ「盗聴（通信傍受）法案」の慎重審議を求める訴え、
- ⑧「盗聴（通信傍受）法問題を考える市民の集い」の開催、
- ⑨「君が代・日の丸の法制化を考える市民の集い」の開催、
- ⑩小渕首相に宛て「合意不在のもとに進む、法制化による『日の丸・君が代』の強制と国民を監視・統制する『盗聴法』に強く反対します！」という緊急アピールの送付、などが挙げられます。

これからもいろんな立場の人が自分の考えを自由に語り、共に考えるなかから、新しい「平和運動」のあり方をさぐっていきたいと思います。出入り自由。気軽にのぞいてみてください。

例会：毎月第2火曜日19時より

場所：鹿児島教会（☎099-254-3051 布田さん）

問い合わせ：木村 朗さん（☎099-285-7654）

## 「桜ヶ丘班」結成！

これまで個人会員として活動していた鹿児島大学桜ヶ丘地区の会員が中心となり、7名で鹿児島支部桜ヶ丘班が結成されました。口岩 聰会員 (kuchiwa@med1.kufm.kagoshima-u.ac.jp) に幹事役をして頂くことになりました——総会を経ていませんのでまだ正式のものではありませんが——。できれば次号で結成に至る経緯を詳しくご紹介できればと考えています。

### 第1回幹事会開催(10.21)

さる10月21日（木曜日）午後6時から午後8時まで、鹿児島大学法文学部2号館3階会議室において1999年度の第1回幹事会が12名の幹事・事務局員の出席で開催されました。

議題は、①「独立行政法人化に反対する緊急集会（11.9）」ならびに「大学問題シンポジウム（仮称）」について、および、②1名の新入会員の承認でした。報告事項として、①これまでの活動報告と今後の予定について、②10月16/17日に大阪で行われた西日本地区支部事務局長会議について、および、③上記記事にあります桜ヶ丘班の結成のご紹介でした。

議題①では、集会での声明（案）の叩き台がいろいろな角度から審議され、加除する諸項目がまとめられ、鹿大教職組との協議ならびに最終文案の起草は事務局に一任されました（「声明」は4/5ページをご覧下さい）。議題②は桜ヶ丘班での新会員の入会承認で、今後の同班の活動が大変期待されていました。

### メーリングリスト kagakusha 一覧 (3)

この間のメーリングリストの一覧（11月11日現在）を以下に記しておきます。これらのメールの引き出し方は前号をご覧下さい。

- (kagakusha 00043) 試験送信: 阿部謹也氏『群像』10月号 隨筆
- (kagakusha 00044) 『日本科学者会議鹿児島支部ニュース』今期第3号（電子メール版）
- (kagakusha 00045) 「九州シンポ・チラシ」および連絡事項の転送
- (kagakusha 00046) 独法化: 大学院生の動向
- (kagakusha 00047) 独法化: 福島大学行政社会学部教授・晴山一穂氏（行政法）の論説
- (kagakusha 00048) 独法化: 院生協議会理事校会議特別決議(全文)
- (kagakusha 00049) 国立大学の独立行政法人化問題に関する日本学術会議会長談話
- (kagakusha 00050) 本夕5時半からの独立法人化反対の緊急集会のご案内
- (kagakusha 00051) 科学者会議鹿児島支部ML kagakushaメール一覧 (01~50)
- (kagakusha 00052) 国立大学の独立行政法人化反対！ 11.9 鹿児島大学全学緊急集会声明

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/5



「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

第31年度(第33期)第5号

1999年12月17日発行

日本科学者会議鹿児島支部事務局

☎890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp

ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 目 次

「第17回 日本科学者会議 九州シンポジウム in 沖縄」に参加して.....	1
「ヨーロッパの周辺事態」としてのコソボ紛争..... 木村 朗	4
「12.8 不戦の集い」開催 .....	8
メーリングリスト kagakusha 一覧 (4) .....	8

## 「第17回日本科学者会議 九州シンポジウム in 沖縄」 に参加して

先月(11月)27、28日両日に沖縄県那覇市で開催された「第17回日本科学者会議九州シンポジウム in 沖縄」に鹿児島支部から報告者も兼ねて参加してきましたので、その報告を以下、簡潔に行わせていただきます。

シンポジウムは、初日(27日)午後2時から7時まで、約100名の参加者を迎えて、次の3部に分けて行われました。第1部は、「21世紀のアメリカ世界戦略と日本・九州・沖縄」、第2部は、「公共事業依存社会からの転換—自然・社会・人文それぞれの視点から」という形で議事が進められ、第3部の「総合討論」では第1部および第2部の総括と若干の意見が交わされました。

第1部の冒頭に行ったわたしの報告については下記のレジュメ(4~7ページ)を参照していただくとして、印象に残った二三の報告と全体の感想を述べさせていただきます。



第1部の冒頭報告で  
コソボ問題を論じ  
る木村会員

第1部では、亀山統一氏(沖縄支部・平和委員会)の「新ガイドライン・SACO路線と在日米軍基地」が、新ガイドライン下で進められる沖縄の米軍基地の機能強化の動きや県内基地移設の問題点、基地被害としての環境破壊や県立平和資料館問題など、現在の沖縄が抱えている諸問題を総括的に提起されており注目されました。関連報告としての、武井洋氏(沖縄支部)の「沖縄基地と環境問題」、安仁屋政照氏(沖縄支部)の「沖縄近現代史の真実



「安保の見える丘」  
に立って

と平和祈念資料館問題」も興味深いものでした。

第2部では、入谷貴夫氏(宮崎支部)の「宮崎県のリゾート開発ー内発型の地域政策をめ

ざしてー」が、リゾート法(1988年)以来の全国の開発プロジェクトの大半が破綻しているという実情、シーガイア開発を含む宮崎県・日南海岸リゾート構想の現状と問題点などを指摘しており、隣県であるということもあり強い関心を引きました。また、第3部の「総合討論」では、平和・環境・人権・開発の諸問題が相互に密接に関連しており総合的な対策が必要なこと、そのためにさまざまな分野の人々が参加する日本科学者会議の役割・使命は今なお非常に大きなものであることが確認されました。

第3部の「総合討論」の後、懇親会が「沖縄支部創立30周年記念レセプション」も兼ねて開かれました。沖縄支部の歴代の幹事・事務局長の過去のエピソードも交えた挨拶などの他、各支部からの報告もあり、鹿児島支部からはわたくし1人の参加でしたのでごく簡単に独立行政法人化反対への取り組みなどをご紹介させていただきました。

翌日(28日)午前は、「21世紀の教育・研究体制を考える—国立大学・研究所の独立行政法人化の嵐に抗してー」というテーマで各支部からの報告と情報交換が活発になされました。



「平和の礎」で

また、27日午前および28日午後には、沖縄支部のご好意により「沖縄戦跡と米軍基地をめぐるエクスカーション」も催されて、わたしも27日午前の方に参加させていただきました。亀山統一氏をはじめ、沖縄支部の実行委員会・事務局の方々には本当にお世話になり有難く思っています。そして、最後に、沖縄での九州シンポジウムに参加して報告をする機会をあたえていただいた橋本事務局長をはじめ鹿児島支部の皆さん方にもお礼を申し上げてわたしのご報告とご挨拶にさせていただきます。

(木村 朗・鹿児島大学法文班)

# 「ヨーロッパの周辺事態」としてのコソボ紛争 ～NATO空爆の正当性をめぐって～

鹿児島大学法文学部班 木村 朗

## はじめに

本報告の目的は、独立を主張するアルバニア人勢力（コソボ解放軍：KLA）とそれに反対するセルビア人勢力（ユーゴ連邦軍・セルビア治安部隊・民兵）との武力衝突として勃発したコソボ紛争をとりあげ、その背景と原因を探るとともに、国際社会の対応のあり方の特徴と問題点を明らかにすることにある。とくに、NATOがコソボ紛争を「ヨーロッパの周辺事態」とみなして軍事介入した点に注目し、NATO空爆の正当性の評価に関わる諸問題を中心に検討する。

## I コソボ紛争の歴史的背景と対立の構図

### （1）歴史的背景

- ・東西の十字路、「支配一被支配」関係の入れ替わり
- ・第二次大戦中の「兄弟殺し」、チトー時代における諸民族の平和的共存

### （2）民族対立の構図

- ・「複合的危機」から「民族・宗教対立」への転換
- ・「コソボの中のセルビア人」 ⇄ 「セルビアの中のアルバニア人」
- ・「上からの煽動」と「下からの突き上げ」の結合による民族主義の高揚（権力によるメディア支配と教育支配の恐ろしさ！）
- ・自治権の獲得か、独立の実現か？ 平和交渉か武力闘争か？
- ・コソボ解放軍の「テロ」とセルビアの「民族浄化」の評価？

### （3）平和路線の挫折と武装闘争への転換

- ① 穏健派による平和路線の行き詰まり
- ② 在外アルバニア人からの支援の強化
- ③ アルバニアの混乱（1997）と武器の大量流出
- ④ 急進派の台頭と「コソボ解放軍（KLA）」の活発化

### （4）コソボ紛争の特徴

- ① 「国家構成民族」（多数派支配民族）と「国家非構成民族」（少数派被支配民族）の内戦
  - ② 領土・地域の獲得を最大目的とする内戦（双方の側による「住民追放」作戦の実施）
  - ③ 大量の国外難民および国内避難民の発生、武力衝突の大部分の犠牲者が民間人
  - ④ 大国の介入や周辺諸国を巻き込んだ国際紛争に拡大する危険性を内包した内戦
- cf. アルバニア、マケドニア、モンテネグロ、ボスニア、ギリシャ、ハンガリー、トルコ

## II 国際社会の対応とその特徴および問題点

### (1) 紛争初期の国際社会の対応

- ・ デイトン和平合意（95.11）でのコソボ問題の軽視
- ・ EUによる新ユーゴスラヴィアの承認（96.4）
- ・ ゲルバード・米国駐ユーゴ特別大使の発言（96.3）
- ・ 国連による武器禁輸の決定（安保理決議1160：98.3.31）

### (2) 紛争拡大後の対応

- ・ NATOの軍事的圧力および武力行使の実施
- ・ OSCEによる「コソボ検証団（KVM）」（2000人の予定が、実際には800人規模で活動）
- ・ 「連絡調整グループ」＝米英仏独伊露の活動（安保理外での大国間協調、ラントバイ和平会議の開催、グループ内部での足並みの乱れ）
- ・ 国連による平和・調停活動の停滞

### (3) 国際機関およびNGOの活動

- ・ 人道的援助機関<OCHA（国連人道問題調整事務所）、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、WFP（世界食糧計画）、UNISEF（国際児童基金）、国際赤十字（ICRC）、「国境なき医師団」、「難民を助ける会」、「日本緊急援助NGO」など>による難民に対する緊急支援の実施
- ・ 旧ユーゴ国際刑事裁判所——ミロシェヴィッチ大統領を「人道に対する罪」で起訴
- ・ 国際司法裁判所——ユーゴからの仮保全措置申請の却下

### (4) 日本政府の対応

- ①あいまいな政治的立場（NATO軍事介入への「理解」表明  
⇒第三者として和解の仲介を！）
- ②資金援助（難民救済、人道援助機関・NGOへの支援、隣接諸国支援）の実施
- ③人的貢献（自衛隊医療部隊派遣の検討、国連PKOへの参加!?）の模索

## III コソボへの軍事介入とNATO新戦略・「周辺事態」

### (1) 平和的交渉から空爆開始へ

- ・なぜ交渉は決裂したのか？
- ・なぜNATOは空爆に踏み切ったのか？  
(①人道的破局の防止、②バルカンの安定化、③NATOの信頼性、④アメリカの威信、⑤軍産複合体の圧力、⑥クリントン・スキャンダルや次期大統領選の影響など)

### (2) 「人道的介入」の正当性をめぐって

- ・「人道的介入権」は国際法上の権利としては未確立！
- ・国連決議なしの軍事介入は違法（「国連憲章」への明白な違反）！  
(集団的自衛権の行使？ 国連安保理決議によって認められた活動？)
- ・軍事介入の「恣意的適用」＝「二重の基準」？

- ・「主権」と「人権」の衝突、どちらを優先するか？

### (3) NATO新戦略と「周辺事態」

<冷戦後におけるNATOの変容>

- ・新戦略概念の採択 (91.11)
- ・国連への協力 cf. ボスニアにおける空軍力の提供
- ・独自の平和維持活動の実施———cf. IFOR(和平実施軍)・SFOR(和平安定化軍)
- ・東方拡大プロセスによる加盟国（ポーランド、チェコ、ハンガリー）の増加

<NATO新戦略概念と「周辺事態」>

- ・設立50周年と新戦略概念の改訂

「同盟の戦略概念(The Alliance's Strategic Concept)」(99.4)における「非5条事態への対応作戦(non-Article 5 crisis response operations)」

- ・大規模侵略から地域紛争への対応に重点を移した新たな集団軍事同盟機構への転換
- ・NATOの(冷戦後の)生き残り戦略=国連決議無しの域外の地域紛争への軍事介入を正当化
- ・コソボ紛争は「ヨーロッパの周辺事態」⇒独・伊と日の比較

### (4) 「正義の戦争」の特徴と問題点

- ①国連の不在、「NATOの戦争」（あるいは「アメリカの戦争」）
- ②メディア戦争
- ③新兵器の実験
- ④莫大な戦費
- ⑤環境破壊の大きさ
- ⑥目的と効果の不対応=「（出口）戦略無しの戦争」、アルバニア系難民の大量流出、セルビア側の徹底抗戦（ミロシェビッチ政権の政治基盤の強化）

#### ⑦目的と手段のエスカレート

- ・「アルバニア系住民の保護・救済」から「ミロシェビッチ政権の打倒」へ
- ・空爆大勝のなし崩し的拡大（軍事施設から民間・産業施設へ）
- ・相次ぐ「誤爆」の発生（セルビア民間人ばかりか、アルバニア系難民・中国人も！）
- ・劣化ウラン弾の使用、意図的な（!？）中国大使館「誤爆」事件

#### ⑧人的被害の対照性（NATO側は戦死者ゼロ！ 最初から地上戦は除外。）

※NATOの「完全な勝利」もセルビアの「民族浄化の完成」も不可能！  
（「勝者無き戦争」=政治交渉による解決が残された唯一の選択肢だった！）

## IV コソボ問題の今後の展望と国際社会の課題

### (1) コソボ和平の現状と課題

<安保理決議1244(99.6.10)に基づく「国連コソボ暫定行政支援団(UNMIK)」とNATO主導の平和維持活動(KFOR)の継続的実施>

- ・アルバニア系難民の安全な帰還と行政サービスの提供

- ・地雷の除去と不発弾の処理
- ・コソボ解放軍の武装解除の実施
- ・セルビア系住民およびロマ人など少数民族の保護
- ・復興援助の実施と環境破壊・大量虐殺の調査
- ・民主的自治政府の設立とコソボの地位の最終的確定

※ 国際社会の中立・公平な対応の必要性！

(セルビアへの経済的制裁の継続と反ミロシェビッチ勢力への支援の見直し)

※ 紛争当事者双方の民族和解への努力の必要性！

(敵対感情を煽るマスコミ・教育の根本的是正→真の民族和解・平和共存の実へ！)

## (2) 冷戦後の新しい国際秩序の再構築に向けて

### <国連とNATOの関係>

- ・武力による威嚇又は武力の行使の禁止(国連憲章第2条第4項)
- ・例外としての「国連による戦争」(国連憲章第51条の個別の自衛権と集団的自衛権)  
「自衛のための戦争」(国連憲章第7章に基づく強制措置)
- ・国際機構としての国連の普遍性と優越性の承認が前提(軍事的強制措置を発動する権限に関しては、国連が優越する。第103条の憲章義務の優先。)

※国連の課題——意思決定システムの民主化と脱国家化(総会および事務総長権限の強化、拒否権の見直し、NGOの正式参加など)、「人間の安全保障」という視点からの紛争防止のための予防外交の重視。

※NATOの課題——集団的自衛権に基づく軍事同盟機構から(ヨーロッパ版)集団安全保障機構への転換、アメリカの絶対的優位性の克服、軍事力・国家中心の安全保障観からの脱皮。国連による厳格な指揮・統制の受け入れが不可欠！

### おわりに

現在の国際社会は、国連を中心とした民主的かつ平和的な国際秩序の形成ではなく、アメリカ主導の「(米・欧・日)共同覇権システム」の構築に向かっていると思わざるを得ない。国際社会の最大の課題は、今や唯一の超大国となったアメリカをいかにコントロールするかである。今の日本にとって最も必要なことは、「アメリカの正義」が必ずしも普遍性をもつものではないことをまず認識して主体性をもってその行き過ぎにブレーキをかけることであると思われる。

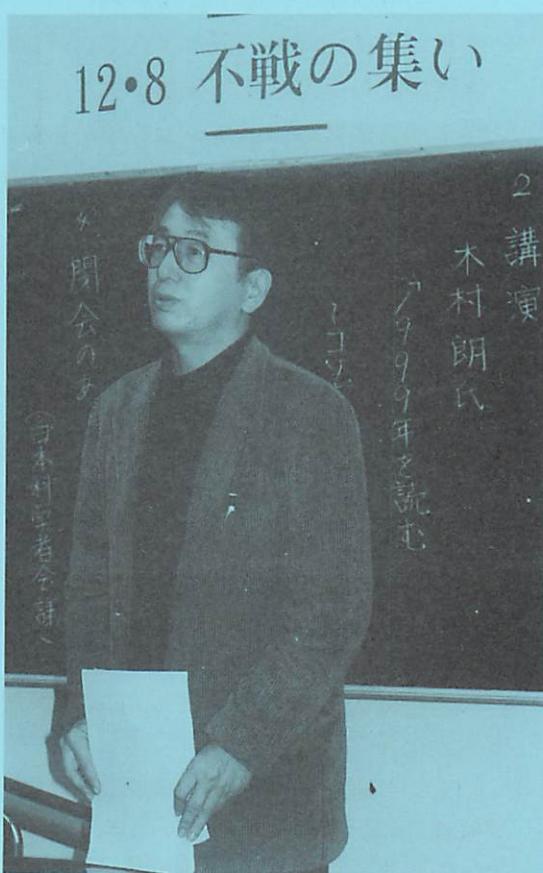
また、NATOによるユーゴ空爆は、NATO側の戦死者ゼロというこれまでの戦争になかった結果を生み出した。今後、アメリカが今回の軍事介入を前例にして、その圧倒的軍事力を背景に同盟国を動員してヨーロッパばかりでなくアジアでも地域紛争に軍事介入をする可能性が高まっている。日本においても新ガイドラインや周辺事態法に基づいた戦争協力体制の構築が急速に進められている状況の中で、わたしたち反戦・平和運動の側もこの「ヨーロッパの周辺事態」であるコソボ紛争へのNATOによる軍事介入からいかなる「教訓」を引き出すのかが問われていると思われる。

## 「12.8 不戦の集い」開催

さる12月8日（水曜日）午後6時半から中央公民館で鹿児島県歴史教育者協議会、鹿児島県平和委員会、日本科学者会議鹿児島支部の共催で、表記集会が開かれました。

歴教協会長の大平政徳氏の開会あいさつののち、鹿児島大学法文学部班の木村朗会員が講師となり「1999年を読む～コソボ、周辺事態、平和憲法～」と題する講演を行いました。

質議応答のなかでは、社会の教科書には最近「国際社会の中で主体的に生きる日本人」という言葉が頻出するが私たちの日本人としてのアイデンティティーはどこに見出せばよいか、「民族」の規定について、沖縄の基地問題等がさまざまに議論され8時半過ぎに散会しました。

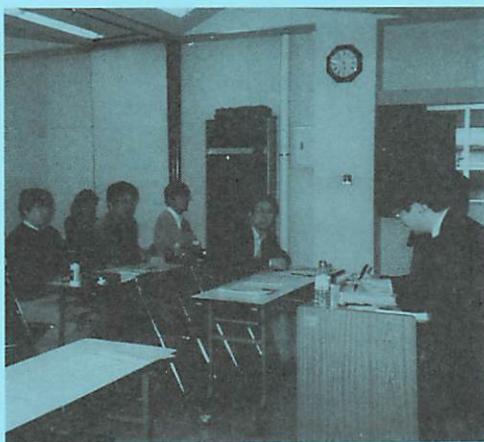


### メーリングリスト kagakusha 一覧 (4)

この間のメーリングリストの一覧（12月15日現在）です。

- (kagakusha 00053) JSA、鹿大教職組、独法化反対声明で記者会見
- (kagakusha 00054) JSA「プルサーマル計画の即時中止を求める」(10.6)声明
- (kagakusha 00055) 「国立大学の独立行政法人化」をめぐる情勢報告
- (kagakusha 00056) 00055と同じ (ルーターのダウンのための誤送信)
- (kagakusha 00057) 00053と同じ (ルーターのダウンのための誤送信)
- (kagakusha 00058) 00054と同じ (ルーターのダウンのための誤送信)
- (kagakusha 00059) 日本科学者会議のホームページ、出来る
- (kagakusha 00060) 独法化:各大学の状況(11.10現在)
- (kagakusha 00061) 11.17国大協総会関連資料No.1:東大職組の佐々木さんの見方
- (kagakusha 00062) 11.17国大協総会関連資料No.2:蓮實国大協会長談話(11.18)
- (kagakusha 00063) 11.17国大協総会関連資料No.3:有馬前文相インタビュー
- (kagakusha 00064) 第1常置委アンケート関連首都圏ネット12.1緊急声明
- (kagakusha 00065) 11.19衆議院行革特別委員会の質議（要約）
- (kagakusha 00066) 11.18国立大学長懇談会文部省高等教育局説明事項
- (kagakusha 00067) 「12.8集会」のご案内

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/6



「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

第31年度(第33期) 第6号

2000年1月18日 発行

日本科学者会議鹿児島支部事務局

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp

ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

県立短大班学習会での質議応答の模様

## 目 次

「地域問題研究会」復活第1回研究会のご案内.....	1 & 8
「国立大学独立行政法人化」って何? 県立短大班学習会の報告.....	2
メーリングリスト kagakusha 一覧(5) .....	3
【学習会用レジュメ】「国立大学の独立行政法人化」について.....	4
【民主団体プロフィール 第3回】鹿児島県歴史教育者協議会.....大平 政徳	6

## 「地域問題研究会」復活 第1回研究会のご案内

日本科学者会議鹿児島支部の地域問題研究会は永らく休眠しておりましたが、この度ようやく再開する運びとなり、下記要領(8ページ参照)で第1回の研究会を開催いたします。会員・非会員を問わず、地域問題に関心のある方々の積極的な参加を期待いたします。

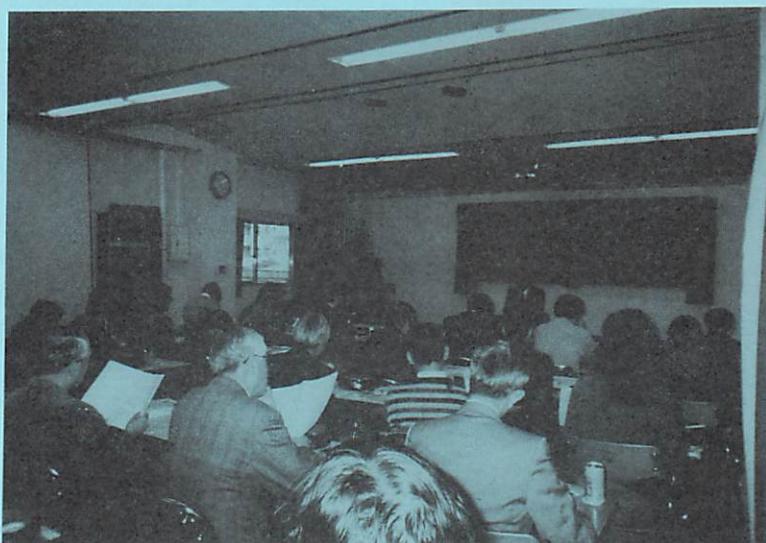
当日、今後の進め方についても話し合う予定です。科学者会議らしく人文科学、社会科学、自然科学の全ての分野から総合的に地域問題にアプローチして学界に貢献するとともに、研究成果を地域に還元していきたいと考えています。

地域問題研究会世話人

## 「国立大学独立行政法人化」って何? ——県立短大班学習会の報告——

### ● 「独立行政法人化」は国立大学だけの問題ではない！

昨年12月17日（12時～13時）、県立短期大学大学会館2階大ホールにおいて、国立大学の独立行政法人化問題についての学習会を県短教職員組合との共催で開催した。



この問題に関する情報が頻繁かつ大量に事務局から送信されてくるようになったのは9月頃。そのたびに班会員には情報メールを配達。また教職員組合においても「反対署名のアピール」を掲載したニュースを発行してきている。その反響は？というと、……当然国立大学の危機感とは温度差がある。

ところが12月に入り、「広島県が県内3大学の将来構想として独立行政法人化を検討しはじめた」というニュースが『朝日新聞』（1999年12月3日付）に掲載された。このような「公立大学の具体的な法人化計画は全国ではじめて」であり、国の動きに対する設置者の従来とは違った対応の速さに驚く。

独立行政法人化は国立大学だけの問題ではない。緊急に学習会を実施する、という運びになった。

### ●緊急開催の学習会に多数の参加者！

講師は鹿児島支部の橋本事務局長に依頼。突然のお願いにもかかわらず、お忙しい中、日程を調整していただいた。緊急の招集のうえになつかつ昼休みを利用した窮屈な時間設

定であったため、当初、参加者が少ないのでないかと懸念されたのだが、最終的に参加者は31名。教職員の約80パーセントの参加率である。

報告の内容は、「独立行政法人化」とは何かを切り口に、国立大学がその対象になった経緯と多くの問題点、さらには現在の動きの状況等、約40分ほど詳しく報告していただいた。その後質疑応答。

「どの大学も改革疲れのような現状で、独立行政法人化に立ち向かうだけの余力が我々教員に残っているのか」というやや挑発的な発言にたいし、橋本事務局長は「その質問はまさに日本の大学教員一人一人に投げかけられているのであり、ようやく反対運動が盛り上がり始めてきているということに期待したい。大学の研究・教育について、大雑把にいえば世代的に見解の相違があるようで、40代半ばはその中間。上下の世代をいかにして連帶させていくか？が課題であろう」と。ご自身の苦しい立場を教育実践を例にあげながら率直にお話下さったのである。また「特に就職問題など、今までのような教官と学生のクールな関係では大学は持ちこたえられない」という発言があったが、その背景には四大とは違う本学（短大）教員の苦悩がある。

一時間という時間の制約があり、討論を深めるには余りにも時間が短い。今後の情勢に注視しながら、次回の企画においては討論の時間を確保したいものである。

最後に「国立大学の独立行政法人化」の反対署名を呼びかけて閉会した。なお閉会後、多くの参加者の署名が集まつたことからみても「独立行政法人化は国立大学だけの問題ではない」という認識を深めることができた学習会であったといえるのではないか！

(班幹事：西迫 記)

\*学習会当日のレジュメを4～5ページに載せて、ご参考に供します。

## メーリングリスト kagakusha 一覧 (5)

この間のメーリングリストの一覧（1月14日現在）です。

(kagakusha 00068) (班活動援助金をいただけないでしょうか？)

(kagakusha 00069) Re:(kagakusha 00068)

(kagakusha 00070) 恐縮ですが、今期は班活動援助金を支出できません

(kagakusha 00071) M L を新しいサーバに移しました

(kagakusha 00072) 『日本科学者会議鹿児島支部ニュース』今期第4号(電子メール版) 1/2

(kagakusha 00073) 『日本科学者会議鹿児島支部ニュース』今期第4号(電子メール版) 2/2

(kagakusha 00074) 独法化について前高知大学学長・立川涼氏の見方

(kagakusha 00075) 『日本科学者会議鹿児島支部ニュース』今期第5号(電子メール版)

(kagakusha 00076) 「地域問題研究会」復活第1回研究会のご案内

## 【学習会用レジュメ】

### 「国立大学の独立行政法人化」について

#### 1. 「独立行政法人」とは?——大学がその対象になることはそもそも予定されていなかった。 定型的な業務をおこなう行政の効率化・減量目的の制度

○行政改革会議で、行政の「企画立案機能」と「実施機能」とを分離し、後者を独立行政法人化するという発想。主務省で決定される基本方針を忠実に、かつ効率的に実施する機関として構想されている。

##### (1) 「中央省庁等改革基本法」(平成10年6月12日成立)

「独立行政法人」初出。その基本的枠組みが定められる。

①運営の基本等に関する法律の制定(37条)

②運営の基本(中期目標、中期計画、企業会計原則、評価、効率化)(38条)

③二重査定制度(主務省+総務省)(39条)

④職員の身分(必要なものに公務員型、現業型労使関係法)(40条)

##### (2) 「独立行政法人通則法」(平成11年7月8日成立) : 具体化

①法人の長及び監事は主務大臣によって任命・解任

②法人は主務大臣の定める3~5年の中期目標に基づき中期計画を定める

③主務省におかれる評価委員会による事後評価がなされ、主務大臣は中期目標期間終了時に  
おいて当該法人の業務継続の必要性等について検討し必要な措置をとる

④会計は企業会計原則を採用する

⑤政府は中期計画にしたがい法人の業務に必要な金額の全部または一部を交付する

⑥職員は国家公務員型(特定独立行政法人)と民間型のいずれかとなる

##### (3) 独立行政法人「個別法」: 各独立行政法人がそれぞれの個別の法律によって設立される。 名称・目的・業務の範囲等に関する事項を定める。

#### 2. なぜ、今、国立大学が?——省庁等再編の数合わせ

(1) ①「独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行るべき」(平成9年12月3日「行政改革会議最終報告」)。

②「国立大学の独立行政法人化については……平成15年度までに結論を得る」(平成11年1月26日閣議決定「中央省庁改革推進大綱」)。

(2) ①中央省庁等改革(行革)推進本部の方針「2001年から10年間で、独立行政法人化を含め国家公務員25%削減」=現在の政府方針

②現在の国家公務員の総数中で国立大学職員が占める割合=約14%

③「国立大学の独立行政法人化の可否に触れずしてこの問題を解決することは、殆ど不可能」、「平成12年の7月頃までには、国立大学を独立行政法人化するか否かについての結論を(しかも積極的な方向で)出すことが、強力に求められることになる」(藤田宙靖「国立大学と独立行政法人制度」『ジュリスト』1999年6月1日号)

#### 3. 文部省の「検討の方向」とは?——通則法の枠内。また、当事者能力に危うさ

(1) 有馬文相の“転向”

(2) 通則法の枠内での特例措置の検討(対応して国大協でも: 松尾レポート、「中間報告」)

「国立大学長・大学共同利用機関長等会議における文部大臣あいさつ」

「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」(いずれも9月20日)=文部省の検討結果

①学長人事における大学の自主性・自律性を担保するため、学長の任免は、大学からの申出に基づき、文部科学大臣が行うこととし、そのための特例措置を規定する

②中期目標は5年とする。但し、中期目標が各大学の教育研究の長期的な展望の下に設定され

るよう配慮する。大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、文部科学大臣が中期目標を定める際、文部科学大臣に各大学からの事前の意見聴取義務を課すなどの特例措置を法令に規定する

- ③大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」（仮称）が独自に行う評価の結果を踏まえて評価を行うこととし、そのための特例措置を法令に規定する。評価の際、各大学の個性や、大学の教育研究活動の多様性・長期性に配慮するため、各大学が実施する自己点検・評価を活用するなど、教育研究に相応しい評価基準、評価方法について検討する。
- ④国立大学の教育研究の特性を踏まえ、企業会計原則の適用の範囲について検討する。
- ⑤運営費交付金の積算方法については、大学の教育研究活動の水準を維持・向上させる観点から検討する。
- ⑥教員人事について、大学の自主性・自律性を担保するため、原則として教育公務員特例法を前提に、適用すべき範囲を検討する。法人間等の教員の流動性を促進するための方途について検討する。

### (3)その問題点（「11.9 声明」から）

- ①実施機能だけを担うことになる大学は、企画立案機能をもつ主務省の大臣による中期（5年）目標の決定・指示、中期（5年）計画の認可を得なければならず、大学で行われる教育や研究の内容が文部科学省の強い統制下におかれ、大学の自主性や自治、学問の自由が奪われる可能性がある。
- ②文部科学省および総務省それぞれの評価委員会から評価を受ける二重査定システムが新設されるが、その結果は大学の予算、定員、運営交付金等を制約し、組織の改廃・民営化等さえ勧告を受ける可能性があり、教員の任期制もあらかじめ組み込まれているのと同じことにならざるを得ないであろう。
- ③効率性や短期的な成果だけを求めるような評価では、5年程度では成果の上がらない基礎科学や文化、芸術といった学術分野が切り捨てられることは明白であり、後年になってから評価されるような研究は、日本ではまったく育たないということになりかねない。
- ④新たに企業会計原則による会計・財務諸表の作成が義務づけられ経済効率性が大学運営に求められる一方、財政面で政府が従来もっていた全面的な責任を放棄している。財政基盤が弱く、資金獲得のできない地方大学や特定の学部・学科では、学費値上げを余儀なくされる。経済的な理由で進学をあきらめる人がでてくれれば、これは明らかに教育の機会均等および教育を受ける権利を侵害するものである。

## 4. なぜ、国立大学の独立行政法人化なのか？ その背景は？——産業に従属する大学

- (1)「法人化方針の裏には、大学の政治力の弱体化、高等教育予算の縮小、監督組織の強化という目的があることはもちろんだ。しかし、中心的動機は、経済のグローバル化、ハイテク情報化社会の中で、強大な利潤蓄積に必須な知識、情報、技術が求められるということである。……大学を産業システムに従属させることが政府の第一目標である」（マサオ・ミヨシ「グローバル・エコノミーと「独立行政法人」」岩崎稔・小沢弘明編『激震！ 国立大学』未来社、1999年11月）

- (2)昨年10月12日に開かれた中央省庁等改革推進本部顧問会議の第6回：江崎玲於奈氏の講演「21世紀(3rd Millennium)におけるわが国の科学技術、研究体制のあるべき姿について」⇒この春の「学校教育法等の一部を改正する法律(新「大管法」)」や独法化が出てくる背景

## 5. 現在の動きは？——幕引きの動きと、反対運動のようやくの盛り上がりと

- (1)9月20日～11月上旬までの動き：『日本科学者会議 鹿児島支部ニュース 1999/4』参照
- (2)11月17日の国大協では反対が強く何も決められなかった。  
⇒国大協アンケート
- (3)全国的な動向：日本科学者会議＜内部資料＞参照

## 6. その他

♣科学者会議と共に開催や協賛などしてきました民主団体や地域のボランタリー団体をシリーズで紹介しています。第3回は旧暦「12.8集会」を開催した「歴史教育者協議会」です。

### 【民主団体プロフィール】

(第3回)

## 鹿児島県歴史教育者協議会(歴教協)

会長 大平 政徳 (串木野高校)

鹿児島県歴史教育者協議会（略称：歴教協）は1959年7月29/30日に日当山中で創立大会を開いています。当時、「勤評闘争」が本格化する中<このままでは、社会科がだんだんおかしくなる、何とかしなくては>という危機感が鹿児島での歴教協を生んだといえます。歴史を振り返ってみれば1958年は学習指導要領に法的拘束性をもたせた最初でした。さらに道徳教育が取り入れられ戦後の民主教育の流れが大きく転換する画期でもありました。全国の歴教協が戦前の国史・皇國史観教育を反省する中で、1949年7月14日に創立大会を開いていますから、約10年遅れで鹿児島では発足したことになります。1949年の設立趣意書は「私たちはかぎりなく祖国を愛する。そして、私たちは、日本からいっさいの封建的なものや、ファッショ的なものを排除し、1日も早く、内には民主主義を発展させ、外には国際平和に寄与するようになることをねがうものである。私たち、歴史教育に関心をもつものは、過去においてあやまった歴史教育が軍国主義やファシズムの最大の支柱の一とされていた事実を痛切に反省し、正しい歴史教育を確立し発展させることが私たちの緊急の重大使命であることを深く自覚する。……

……1、歴史教育はげんみつに歴史学に立脚し……

……3、歴史教育は国家主義と相容れないと同時に、祖国のない世界主義とも相容れないのであって、国家の自主独立が眞の国際主義の前提……正しい歴史教育は正当な国民的自信と国際的精神を鼓舞するもの……」と格調高く述べています。

私が鹿児島の歴教協を知ったのは70年代の後半になりますので、それ以前の県歴教協の活動については詳しくはわかりません。それでも、歴史意識の面では「明治維新100年記念」や「建国記念日制定（紀元節復活）」に対する取り組み、教育内容の面においても「指宿プラン」（系統的な社会科教育）の提起、中学校社会科の教育課程でのII（パイ）型強制の反対、郷土教育批判など、鹿児島での社会科教育・歴史教育に対して重要な役割をはたしてきたといえます。そのような成果をもとに1991年8月には第43回歴教協の全国大会を鹿児島で開催することができました。

歴教協の活動の基本は支部例会活動ですが、最近定例的に開かれる支部が少ないことが、現在の最大の課題です。学校現場の多忙化が進行する中で、教師の中心的な「仕事」である授業に関する教材研究まで手が回らない状況が作られています。2002年に向けての教

育課程の改定、「総合的な学習の時間」をどうするか?等々がそれに拍車をかけています。

年1回県大会を開催してきて、今年で41回になります。今年の記念講演は「海と川の命の恵み」と題して、鹿大の佐藤正典氏にお願いいたしました。また、冬休みには正月あけにフィールドワークを計画しています。1999年は鹿児島市内の歴史資料館を見学しました。2000年は川内を予定しています。その他、「9.18」「12.8」「2.11」は毎年集会



を実施しています。9.18だけは歴教協内部の学習会ですが、後の2つは広く呼びかけることにしています。

現在、会員が取り組んでいたり関心のあるテーマは、鹿大の梅野氏を中心に現場の青年教師と協同でプロジェクトを組んでいる「いじめ問題」、藤岡信勝氏らの「自由主義史観」・小林よしのりの「戦争論」や「新しい歴史教科書をつくる会」などの国家主義批判、新教育課程での「総合的な学習の時間」をどうするかなどです。

現在、「関心・意欲・態度」を強調し基礎的な学力の形成を後まわしする「新学力観」や「共通の基礎」を軽視する「選択制」が積極的に導入され、子どもたちがしっかりととした社会認識を獲得することが極めて困難になっています。そんななか、私たち歴教協の課題は、子どもたちが「事実」をしっかりとつかみ、それをもとに自分の考え(主張・意見)として社会認識を獲得する筋道を、日々の教育実践をもとに見つけ出していくことだと思います。その、絶え間ない努力こそが「戦争論」に取り込まれない主権者意識を持った人格を創出する本筋だろうと思います。鹿児島県の民間教育研究団体としては歴史と伝統のある歴教協ですが、20代の会員の少なさなど他の団体との共通の悩みを抱いています。「学級崩壊」「授業不成立」という言葉に象徴されるように日々の授業に悩む教師は今後ますます増加が予想されます。そういう教師たちとともに歴教協はまさに出番なのです。

◎「地域問題研究会」復活第1回研究会のご案内

# 地域問題への アプローチ

話題提供：

秋山邦裕（鹿大分会農学部班）

「国際交流の視点から」

大木公彦（鹿大分会理学部班）

「鹿児島の地形・地質の特殊性」

八木 正（鹿児島短期大学班）

「ドイツの開発・環境みてある記」

とき：1月25日（火）午後6時～

ところ：鹿児島大学共通教育棟1号館3階 小会議室  
(=旧教養部1号館：生協購買部向い側の建物)

ooo世話人からのメッセージ

日本科学者会議鹿児島支部の地域問題研究会は永らく休眠しておりましたが、この度ようやく再開する運びとなり、上記要領で第1回の研究会を開催いたします。会員・非会員を問わず、地域問題に関心のある方々の積極的な参加を期待いたします。

当日、今後の進め方について話し合う予定です。科学者会議らしく人文科学、社会科学、自然科学の全ての分野から総合的に地域問題にアプローチして学界に貢献するとともに、研究成果を地域に還元していきたいと考えています。

oo

〔連絡先〕事務局（☎ 099-285-7598, E-mail: hx@leh.kagoshima-u.ac.jp）

世話人（☎ 099-285-7597, E-mail: masafumi@leh.kagoshima-u.ac.jp）

主催 日本科学者会議（JSA）鹿児島支部地域問題研究会

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/7

「いま想うと、あの学生達による問題提起を、教師は、大学における意思形成のあり様や処分制度の改革の次元でのみとらえ、しかも、この点での改革すら紛争の炎が沈静化すると、未完のままに終わらせてしまいました。そして、教室における私語の氾濫や本を漫画本以外・とくに専門書を購読しなくなった等々の学生の変質を、近頃の学生はという世代論で片付けたり、学生の「幼児化」を慨嘆したりするのみで、それを、大学進学層の地滑り的拡幅にともなう高等教育の異段階シフトと把握することが出来ませんでした。それも当然です。教師が、いままでは、研究者ではあっても教育者ではなかったからです。」

吉原泰助「変わりゆく大学」（福島大学『大学を変える』第2集、1999年 5ページ）

## 「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

第31年度（第33期）第7号

2000年2月21日 発行

日本科学者会議 鹿児島支部事務局

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室 内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp

ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 目 次

「班会議」開催のお願い	事務局	1
「地域問題研究会」復活第1回開かる		2
ドイツの開発、環境みてある記	八木 正	2
「2.11集会」開催		6
メーリングリスト kagakusha 一覧 (6)		6
日本科学者会議関連文献入手のお知らせ		7
各種催しのご案内		8

## 「班会議」開催のお願い

昨年5月以来、独法化に忙殺された第31年度の活動も、残すところ3ヶ月となりました。4-5月の連休前に新旧合同の事務局会議・幹事会を開催し総括案・方針案を適切に討議するためには、次期の班幹事・事務局員（候補）——最終的には総会で決定されるわけですが——を各班で遅くとも3月中には選出して頂かなければなりません。各班では会員間の民主主義的手続きを選出されることと思いますが、その機会を無駄にすることなく、学習会・懇話会等なんらかの班の催しと併せててもつようにして下さるようお願い致します。

## 「地域問題研究会」復活第1回開かる

1月25日（火曜日）午後6時から鹿児島大学共通教育棟1号館小会議室で地域問題研究会復活第1回が開かれました。はじめに世話人代表の仲村政文会員からあいさつがあった後、①秋山邦裕会員（鹿大農学部班）「外国人留学生増加に伴う大学・地域における課題」、②大木公彦会員（鹿大理学部班）「鹿児島の地形・地質の特殊性と土地開発」、③八木正会員（鹿児島短期大班）「ドイツの開発、環境みてある記」の3つの報告が行われ、それぞれ質疑応答の後、仲村世話人代表によるメモ「地域問題研究会のすすめ方について」にもとづき今後の活動の方向を話し合い、散会しました。（3報告を順次掲載します。）

### 【地域問題研究会復活第1回・報告（その1）】

#### ドイツの開発、環境みてある記

八木 正  
(鹿児島短期大学班)

地域開発と環境政策という問題関心から、名実ともに首都となったベルリン、「環境首都」フライブルクの二つの都市と、ドイツのリサイクル事情を報告します。

##### 1. ベルリン

###### ① 再開発

1999年8月から9月はじめにかけて、1ヶ月あまりベルリンに滞在しました。

ふたたび名実ともにドイツの首都となったベルリンの再開発は予想以上のものでした。Potsdamer Platz（ポツダマーブラツ）など、ベルリンの壁のあった地域が南北に帯状に広がり、巨大な工事現場Baustellenとなっていました。

ベルリンの壁崩壊の象徴となったブランデンブルク門のそばにあるReichstag（帝国議会）は、屋上にガラスのドームをのせてBundestag（連邦議会）としてよみがえり、その入り口はガラスのドーム見学者で毎日長い行列ができていました。その周辺には、連邦首相府や各国大使館など、多くの官公庁が建設中で、次第に形を整えつつあります。

一方、民間企業を中心とするPotsdamer Platzには、Benz CenterとSony Centerがならび、完成に近づきつつあり、Benz Centerにあるショッピング街の一部はすでにオープンしていました。その地下には、ベルリンの壁のあった地区を南北につなぐU-Bahnの新路線が建設中であり、公共交通の都市基盤はますます整備されつつあります。

また、東ベルリンの住宅街では、建て替えではなく内装・外壁を変える増改築が進行し、急速に住環境の改善が進んでいるところでした。東ベルリンは、治安の悪化が問題となっ

てきましたが、私の印象ではいくつかの特定の場所を除けば、問題がありませんでした。

ドイツのベルリンへの首都移転によって、ベルリンはグローバル時代におけるドイツの顔として、今後さらに大きく変貌を遂げていくことが予想されます。首都移転の直接・間接の効果によって、地域経済や地方自治、さらには企業活動や住民生活などにどのような影響を及ぼすのかについて、さらに調査研究をおこなっていきたいと思います。

## ② 公共交通

ベルリンでは、S-Bahn（高架を走る電車）、U-Bahn（地下鉄）、Tram（路面電車）、Bus（バス）などの公共交通が縦横に走っており、公共交通の連絡や料金システム、価格の安さなど、利便性が非常に高いということを感じました。切符は、DB（ドイツ鉄道）も含めてゾーン内であればすべて有効で、2時間以内の券で約200円、1日乗車券で約500円です。改札はなく、自分で乗車時間を記録するパンチカードのような機械に入れてチェックするシステムです。また割安の定期券もあります。ただし、車内に検札がまわって来て、乗車券不携帯、またはチェックし忘れが見つかると、60マルク払わされることになります。さらに、自転車の持ち込み、犬の乗車もOKです。これは、ドイツの各都市とも、同じようになっています。

また、これもドイツ各都市とも共通しますが、道路などの社会資本も整備され、特に自転車が専用道路を、大手を振って走っています。

## 2. フライブルク

### ① 今回のフライブルク調査

フランス・スイスに国境を接する南西ドイツにあるフライブルクは、人口約20万人で1992年には「環境首都」に選ばれました。今回の調査では、ベルト元都市計画局長に交通政策を含めたフライブルク市都市計画のレクチャーを受けた後、自動車乗り入れ禁止・公共交通・自転車・徒歩だけの旧市街をまわり、ベッヒレ（清流の流れる溝）、石畳、ミュンスター（大聖堂）、ラートハウス（市役所）、カウフハウス、オープンマーケット（市場）などや、厳しい建築制限を課す中で個性を發揮させた街並み（マクドナルドも黄色のMのマークの看板を出せない）、自動車道路と旧市街の間の壁の役割を果たす駐車場、旧市街に隣接するシャウインスラント山（黒い森の一部）などを見学しました。

さらに、市のリサイクルセンター（分別収集施設）、フィッシャーリサイクリング（中間処理施設）、パーク＆ライドシステム（駐車場）と家庭菜園、省エネ・ソーラー施設（ガラス張りのオフィス、ソーラーアルタルキーハウス、ソーラーシステムを観客席の屋根に乗せたサッカー場、その他多くの研究開発施設）、芝生の上を走る路面電車、大規模な駐輪場、フライブルク大学（デポジットシステム・カップ持ち込みの自販機）などで、廃棄物・エネルギー・交通・研究開発などあらゆる分野で進められている環境に配慮したエコシステムの状況をみました。

## ② フライブルクの環境運動・政策の歴史と背景

1970年代初頭、酸性雨による黒い森の枯死・原発反対運動を契機に先進的な環境政策を展開し、「環境首都」にも選ばれたフライブルクは、緑の党が支持率約25%を獲得し、第2党になっているという市民意識の高さを誇ります。これは今回ベルクマンさんの案内で視察したBUND（ドイツ自然環境保護連盟）の施設であるエコステーションなどにおける市民運動や環境教育をその基盤としています。

フライブルクでは、都市計画における市当局の権限の強さや市民参加を背景に、パーク&ライドや1ヶ月約4000円のレギオカルテ（地域環境定期券）などの公共交通政策、分別収集・中間処理・リサイクル・埋立施設におけるゴミ発電等の一貫した廃棄物政策、省エネ・ソーラーシステムを中心とした研究開発、企業・行政の取り組み、そして環境教育など、総合的な環境政策を展開しています。

## 3. ドイツのリサイクル事情

ドイツの今日につながる新たな廃棄物政策が打ち出されたのは、1986年11月の「廃棄物回避及び管理法」の施行からです。

従来の廃棄物を「処分」するという考え方から、廃棄物を全体的に「管理」するという基本原則に大きく転換したのです。

政策の基本は、4つのRです。すなわち、まずむだなものは買ったり消費したりするのをやめる(Refuse)、つぎに買ったり消費したりするにしても、できる限り減らす(Reduce)、そして使ったものは徹底的に再利用する(Reuse)、それができない場合には再生資源、ないしはエネルギーとして再生循環する(Recycle)、この4つのRのイニシャルであらわされるものです。

この原則に則って、廃棄物減量とリサイクル化に具体的に足を踏み出したのが、1991年5月「包装廃棄物規制（回避）令」の施行です。家庭から出るゴミの量を調べると、その半分は包装廃棄物が占めていた、という調査結果を受けて、まずは包装廃棄物をターゲットに進められることになったのです。

政令の目的は、包装と環境の調和及びリサイクルに負担をかけない素材を製造したり、必要最低限の包装や再利用可能な包装、さらには再生可能な包装などを促進することです。

この包装廃棄物は、今まででは自治体が収集や処理をおこなっていたのですが、製造業者及び販売業者が、すべての包装廃棄物の引き取り、リサイクル及び処理を義務づけられることになり、自治体の包装廃棄物処理義務を免除しました。

これにともなって、デポジット制（預託金制度）も充実し、ガラスびんは3種類ほどに統一され、一部のペットボトルまでリターナブル瓶となり、再使用されています。

また、ドイツ産業界は合同して、新たな包装廃棄物回収とリサイクルのための新会社であるデュアル・ジスティム・ドイチュランド(DSD)社を設立しました。この会社が一括して、

国内の全家庭より、プラスチック、紙、金属及びガラスなどの包装廃棄物を分別収集し、中間処理の後、リサイクルして、エンドユーザーへ引き渡す体制を整備しました。

このDSD社に加入する企業は、製品にGruene Punkt（グリーン・マーク）をつけ、回収等の費用として、1製品あたり平均2ペニヒ（約1.2円）が徴収されます。その際、リサイクルしやすい素材は安く、リサイクルしにくかったり、環境に悪影響をあたえる素材は高く、というように素材ごとに格差を付けます。したがって、ガラス：0.15マルク/kg、天然素材：0.2マルク/kg、紙・カートン：0.4マルク/kg、ブリキ：0.56マルク/kgなどに対して、アルミ：1.5マルク/kg、飲料用パック：1.69マルク/kg、プラスチック：2.95マルク/kgと高くなっています。この結果、企業は包装廃棄物を出さない、あるいはリサイクルしやすい素材にかえることによって、経費を省き、利益を上げることにもなります。

こうしてドイツでは、包装廃棄物の回収率・リサイクル率を80～90%に高めることを目標に、リサイクルに向けた動きが進められています。

日本もまた、容器包装リサイクル法を施行して、もうすぐ2年になりますが、大きな違いは、容器包装廃棄物の回収は自治体に義務づけられていることです。企業がその負担を負い、環境に関わる社会的コストが企業の利益に直結するようにしなければ、産業界あげて本気でリサイクルに取り組んでいくのはむずかしいでしょう。

またドイツでは、自区域内処理が原則となっており、日本のようにごみの広域移動がありません。

さらに、1996年には、いわゆる「循環経済法」、すなわち「リサイクル経済促進廃棄物無公害処分確保法」が施行されました。この法律の基本理念は、

- (a) 生産段階では、寿命の長い製品を開発し、製造する。
- (b) 廃棄物にならないものは、エネルギー源として利用する。
- (c) エネルギー源としても活用できない場合は、環境に負荷を与えないように処理できるようにメーカーは設計、製造、販売する義務がある。

この法律の具体化として、自動車リサイクル規制令と電気・電子機器リサイクル規制令が発せられました。自動車リサイクル規制令は、廃車無料引き取りを義務化し、メーカーに製造方法の改善と転換を促し、自動車自体の寿命を延ばすとともにリサイクル可能部品比率を高めるものです。また、電気・電子機器リサイクル規制令は、メーカーが無料引き取り、回収・再利用の義務を負うものです。

以上、ここでは、ドイツに学ぶべき面を中心に述べました。もちろん、ドイツと日本では条件がまったく違い、参考にはならないものもあるだろうし、多くの問題点もあるようです。しかし、少なくとも、ドイツで取り組んでいることを、まずは率直に見つめ、よいところはどんどん学び、吸収することが必要だと思います。

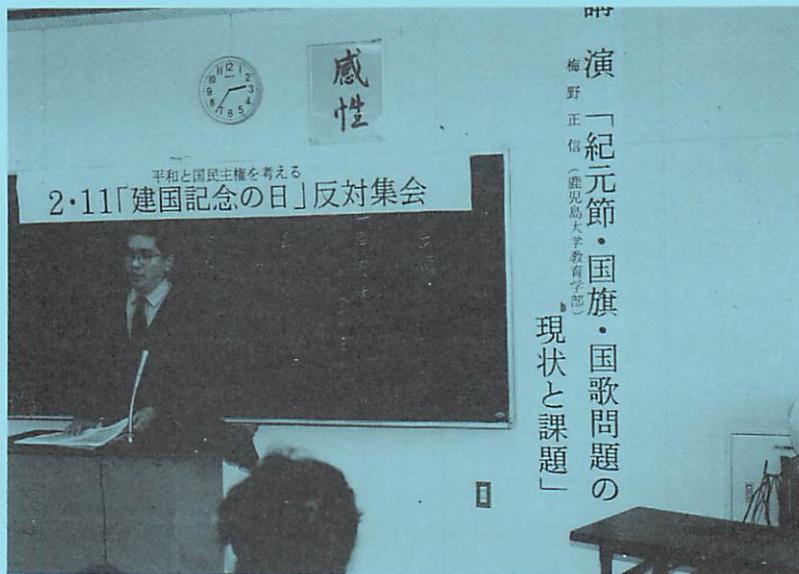
私も、この4月から1年間ベルリンに留学しますので、ドイツの開発や環境の事情をつぶさに調査し、日本で生かせるものを見つけてきたいと思います。

## 「2.11集会」開催

2月11日（金曜日）午後2時から4時30分まで、鴨池公民館視聴覚室で2000年平和と国民主権を考える2.11「建国記念の日」反対集会が約60名を集めて開催されました。鹿児島県歴史教育者協議会のよびかけに応えて今年は科学者会議鹿児島支部も共催しました。

梅野正信氏（鹿児島大学教育学部）による「紀元節・国旗・国歌問題の現状と課題」と題する講演があり、良心の自由からする不服従の観点が強調されました。

講演する  
梅野氏



## メーリングリスト kagakusha 一覧 (6)

この間のメーリングリストの一覧（2月18日現在）です。

- (kagakusha 00077) 『日本科学者会議鹿児島支部ニュース』今期第6号(電子メール版)
- (kagakusha 00078) 行革推進本部規制改革委「規制改革についての第二次見解」目次
- (kagakusha 00079) 同上「規制改革についての第二次見解」第2章11 教育
- (kagakusha 00080) 東大設置形態検討会報告(抜粋)
- (kagakusha 00081) 独法化についての山岸駿介氏の論考(部分)
- (kagakusha 00082) 本夕、「地域問題研究会」復活第1回研究会があります
- (kagakusha 00083) 佐々木東職書記長代行「総合研究棟の新設と部局事務解体の動き」
- (kagakusha 00084) JSA 「沖縄普天間基地移設に関する声明」(1999.12.12)
- (kagakusha 00085) 『東京新聞』1月22日付記事「改革搖らぐニュージーランド」
- (kagakusha 00086) 2. 11集会のご案内
- (kagakusha 00087) 2.18 福島大学長講演「いま、大学を考える」のご案内
- (kagakusha 00088) 確定申告に関する『日本の科学者』論説
- (kagakusha 00089) 明日、午後2時から鴨池公民館で2.11集会
- (kagakusha 00090) 科学者会議関係文献・資料のご案内
- (kagakusha 00091) 本日、午後2時半から福島大学長講演会

## 日本科学者会議関連文献入手のお知らせ

事務局では、このたび問題の山積する当面の活動に必要な諸資料・文献ということで、以下のような書籍・資料を入手しました。ご関心ある向きは貸し出しますので、ご一報下さい。発行所や著者・編者名のないものは日本科学者会議の発行あるいは編集で、各委員会名称だけのものも日本科学者会議のそれです。

- 1) 雲仙普賢岳火山災害救援対策島原南高共同センター・普賢岳災害合同調査団『雲仙・普賢岳災害 災害からの復興への途（試論）』（1995年）
- 2) 中島篤之助『現代と原子力』（汐文社、1976年）
- 3) 『第20回原子力発電問題全国シンポジウム報告集 プルトニウム問題とわたしたちの選択』（原子力問題研究委員会、1994年）
- 4) 『地球サミットへの提言』（青木書店、1992年）
- 5) JSA REPORT TO UNCED Towards Constructing a Sustainable development System, on the Basis of a Lesson from the Experiences of Japanese Anti-Pollution Movements, 1992
- 6) 『第11回総合学術研究集会の記録 人間と地球の未来を考える』（1996年）
- 7) 『シンポジウム報告集 日本の科学技術政策を考える 科学技術基本法と基本計画は何をもたらすか』（1996年）
- 8) 科学・技術政策委員会『シンポジウム記録・資料集 科学技術政策の新動向 科学技術基本法体制下の科学技術政策（I）』（1998年）
- 9) 『第2回研究者の権利と地位を考えるシンポジウムの記録 いま、研究者の実態は…』（1990年）
- 10) 研究者・技術者の権利と地位を考える全国シンポジウム報告集『いま、国民生活と研究・開発のあり方を考える』（同シンポ実行委員会、1991年）
- 11) 大学問題研究委員会編『新しい大学像をめざして 「大学の大衆化」と学部教育改革の成果と課題』（1977年）
- 12) 大学問題研究委員会編『新しい大学像をめざしてII 大学改革の現状と課題』（1980年）
- 13) 大学問題委員会編『大学・大学院の現状と改革』（1989年）
- 14) 平和・軍縮教育研究委員会編『大学における平和教育'95』（1995年）
- 15) 『シンポジウム報告集 研究者・教員の任期制導入を許さない』（1996年）
- 16) 『4.16シンポジウム どうなる国立試験研究機関—独立行政法人化に反対する一報告集』（1999年）
- 17) 建部正義『科学全書47 マネー』（大月書店、1993年）
- 18) 大学審議会『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—』（1998年）

## 各種催しのご案内

【鹿児島市議選立候補予定者を迎えての公開シンポジウム】（3月5日）

「いまなぜ住民投票なのかー地方主権と住民参加を考えるー」

日時：3月5日（日曜日）13時～17時（開場：12時45分）

会場：黎明館 講堂（鹿児島市城山町）

資料代：500円（カンパ込み）

主催：（実行委員会）「住民が主人公となる地方自治を実現する市民の会」

実行委員会事務局への連絡先：木村 朗（TEL/FAX: 099-278-2786）

メッセージ：今回のシンポジウムでは鹿児島市議選立候補予定者を迎える参加者  
全員で地方主権の確立（国と地方自治体の関係）、地方自治のあり方（議会  
首長と住民の関係）を考えていきたいと思います。

ただいま実行委員会では、平和・環境・人権問題、住民投票・公開質問状・  
請願・陳情・条例制定・情報開示要求などについての質問を皆様から広く募集  
しています。上記の連絡先にご意見をお寄せ下さるようお願いします。

記

＜公開シンポジウムの構成＞

〔基調講演〕 1：15～2：00

講師：村上稔 徳島市議（「第十(吉野川)堰・住民投票を求める会」から選出）

題目：いまなぜ住民投票なのかー吉野川堰問題に取り組んだ経験から（仮題）

〔第一部〕 「平和、人権、環境問題と住民参加」（2：10～3：10）

（参加者：各立候補予定者、「かごしま平和ネットワーク」、「ATRAS」、  
「反原発ネットワーク」、「歴史の真実を明らかに！全国キャンペーン（鹿  
児島県民の会）」、その他）

〔10分間の休憩〕

〔第二部〕 「住民投票は是か非かー人工島問題からー」（3：20～4：50）

（参加者：各立候補予定者、主催側：「まちづくり県民会議」、「人工島・市  
民投票の会」、「人工島・県民投票の会」、その他）

以上

【地域問題研究会復活第2回】（3月23日）

「地域政治の新たな動向ー近年の鹿児島の動向を中心にー」

報告：平井一臣（鹿児島大学分会法文学部班）

「JAS法改正と鹿児島の有機農業」

報告：岩元 泉（鹿児島大学分会農学部班）

日時：3月23日（木曜日）午後5時30分～

会場：未定

主催：日本科学者会議鹿児島支部地域問題研究会

問合せ先：地域問題研究会世話人（TEL: 099-285-7597）

【憲法記念日市民のつどい】（5月3日）

内容は科学者会議鹿児島支部も共催団体となって実行委員会を結成して準備中です。

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/8



講演する吉原福島大学長

## 「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

第31年度(第33期) 第8号

2000年3月13日 発行

日本科学者会議 鹿児島支部事務局

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp

ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 目次

大学問題講演会「いま、大学を考える」開かる	1
「留学生10万人計画」の現状と課題	秋山 邦裕 3
「地域問題研究会」復活第2回研究会他のご案内	8

## 大学問題講演会「いま、大学を考える」開かる

2月18日（金曜日）午後2時30分から4時過ぎまで、鹿児島大学法文学部2号館会議室において、福島大学学長の吉原泰助氏を招いて、大学問題講演会「いま、大学を考える」が開かれ、約40名が参加しました。



開会の挨拶をする酒井幸吉支部代表幹事

吉原氏は、国立大学協会では珍しい文系の学長であり、今回の講演も経済学研究者らしく日本における高等教育の歴史と現状をいわば「全機構的に」把握されたうえでの内容で、大変興味深いものでした。もっぱら「変わりゆく大学」と題するA4版8ページの論稿とB4版5ページの参考資料がもとになっていました。前者は、副島大学で大学改革関係各種委員会の答申をまとめた『大学を変える』第2集に序文として寄稿されたもので、今回の講演の予稿としてご希望の会員には事前にお配りもしました。そのため、以下、いわば脱線の形で述べられたいつかのうち注目した事柄についてだけ摘記してご紹介します（なお、全体にご関心おありのむきは「変わりゆく大学」が各班幹事・事務局員の手許にありますので、コピーなさって下さい）。



①大学がユニヴァーサル化しつつある。このような段階では、学生に対してアドミッション・ポリシーが必要で、どういう学生を選んでもらうのか、そのような学生にふさわしいカリキュラムはなにか、どういう力を付けさせて卒業させるのか、そのミニマム・エッセンシャルズを与える条件があるのか等を考えなければならない。

②これまで大学は学生・職員・教員による三者自治を理想としていたが、状況は地元住民をも入れた四者自治にまで進むことを求めている。これとの関連で、センター・オブ・エクセレンスの大胆な設計が必要なことは無論だが、とはいえた使命である研究・教育・社会貢献のいずれかに専一的に特化するのはやはり誤りで、三つの統体として存立する。そのうえで、地方国立大学にとっては目に見える地元貢献がなんとしても必要だ。

③大学審答申等でイメージされている大学は地方国立大学とは大分違う。個性化・多様化は、護送船団方式すでに付き過ぎていた隠れた格差をあからさまにし、足の遅い船にとっては船団が煙りも見えず音もなしとなるうらみなしとしない。悪くすると新制大学以前の状態に逆戻りする危険性がある。

④が他方で、答申等の批判点には思い当たる節がないでもない。国立大学を取り巻く情勢が激変し、護送船団方式でよかつた時代はすでに過ぎた。そこで、船が一隻ずつ動こうとするが、そのさい周囲がよく見渡せるのはブリッジにいる船長であり、その操船指示にはある程度の権限が必要である。万一、船底にいて新しい事態を知ろうともせず古い革袋に入った古い酒を飲み、そのうえ酔って古い歌を歌うような観客民主主義の教授会のままであるならば、とりわけ地方国立大学は今後とてももたないだろう。激変した状況に即応するような大学の民主的思形成機構を、学長・学部長の補佐体制等とともに構想し、新たにつくる必要がある。（文責：事務局長 橋本）

## 「留学生10万人計画」の現状と課題

秋山 邦裕

(鹿大分会農学部班)

### 1. 「留学生10万人計画」とは？

わが国における留学生受け入れ政策が積極的に行われるようになったのは1983年からである。この年に、東南アジア諸国を歴訪した中曾根首相が帰国後に留学生政策の見直しを指示し、それを契機に文部大臣の私的諮問機関である「21世紀の留学生政策懇談会」が発足した。そして、同年に「留学生10万人計画」の提言が発表された。当時、主要国の留学生数は英國・西独は5-6万人、フランス12万人、アメリカ31万人、という状況であった。しかしながら、日本の受け入れ留学生数は1万人余りであり、欧米諸国と比べてきわめて少なかった。「留学生10万人計画」は、こうした格差を解消して先進諸国レベルを目指すべきである、と提唱したのである。その冒頭において、諸外国の信頼を高めるためにも「留学生政策は、その文教政策、対外政策の中心にすえてしかるべき重要国策である」との指摘がなされている。そして、留学生政策の基本的方向として「受け入れ規模の拡大を前提として展開されなければならない」との提言がなされたのである。その背景には、「経済大国」日本への期待が高まり、日中平和友好条約締結(1978年)やマレーシアのルック・イースト政策(1983年)などによりアジア近隣諸国から各国政府派遣留学生の来日がはじまっていたことがあげられる。

この提言は、短期間における目標として1990年までに英國・西独並みの5万人、そして21世紀初頭までにフランス並の10万人、という具体的な数値を提示した、まさに「前代未聞」の内容であった。また、この目標数値は私費留学生中心の計画であり、国費留学生は「呼び水」的な役割を担っているに過ぎない。当初の2000年目標では国費留学生1万人、私費留学生9万人によって「10万人計画」を達成する想定をしていた。こうした量的拡大優先政策については「私費留学生の受け入れ数を、これほど大規模に拡大すると世界に公言した国は歴史上例がないのではないだろうか」<sup>註1</sup>と、無責任ともいえる國の態度に対する批判がなされている。国費留学生数は1983年2,082人から1995年7,371人へと3.5倍に増えたものの、留学生総数は5.2倍に増大していたのである。なお、政府派遣留学生は統計的には私費留学生に含めて数えられているが、1995年1,231人に過ぎない。それにもかかわらず、「留学生10万人計画」の反響は大きく、前期計画期間(1992年まで)には、留学生数の伸びは当初の計画を超過達成するという状況であった。

<sup>註1</sup> 棚原暁『アジア人留学生の壁』NHKブックス、1996年、53ページ。なお、棚原氏は「日本留学指南」というホームページを開設して「留学ガイド」の情報提供を行っている。

しかしながら、後期計画期間に入ると伸びは鈍化する。留学生数は1995年には当初計画を下回った。そして、この年をピーク(53,847人)に、それ以降、留学生数は伸び悩み減少に転じたのである。なお、大学への入学準備のために日本語学校(予備教育機関)などで学んでいる者は「就学生」と呼ばれ、「留学」在留資格を持っていないので留学生数には含まれない。この就学生数は1983年3,448人から1988年3.5万人強(うち中国8割)へと急増したもの、その後、いち早く減少に転じて1994年1.2万人にまで落ち込んでいる。さて、留学生の地域別内訳をみると、アジア諸国が9割強を占め、中国、韓国、台湾、マレーシアといった4カ国で8割強に達していた。また、この時点では短大を含む学部レベルが約半分を占め、大学院レベルは3分の1程度であった。当時の新聞は「アジア留学生政策—10万人達成困難—受け入れ体制拡充」といった見出しで、「留学生の日本離れは、各国との人的ネットワーク形成を阻害し、わが国の国際的地位にも影響するとの判断……施策の見直しを諮問」「留学生伸び悩みの背景には、バブル経済の崩壊や円高、留学生全体の約9割を占めるアジア諸国で高等教育機関の整備が進んだことなどから、日本への留学熱が冷却化した」(『読売新聞』1996年12月28日付)と報じている。この年に、私的諮問機関である「留学生政策懇談会」が発足し、具体的な対策の検討に入った。

要するに、わが国の留学生政策は「私費留学」を中心に量的拡大を優先してきたものの、計画半ばで破綻の兆候をみせはじめたのである。その後、相次いで「留学生政策」の改善策が講じられてきた。だが、量的目標は達成できず、当初の計画は破綻したといってよい。今年に入って新聞各紙は一斉に「外国人留学生：過去最高の5万5755人」(図1)と報じたのであるが、この数値はピーク時と比べて1,908人の増加に過ぎず、それも専修学校が「専門士」称号取得を条件に卒業後日本での就職が認められたために増加したことによるものである。また、国費留学生数も8,774人と当初目標以下にとどまっている。これは、「国際公約」の「計画破綻」を糊塗するために「過去最高」という一斉宣伝が行われたのではないか、と疑いたくなるような内実である。ただし、留学生の内訳をみると、大学院レベルが4割強と比重を増し、質的な変化の兆しがうかがえる。

## 2. 「留学生政策」の新展開—知的国際貢献、大学の国際競争力強化—

「10万人計画」の達成が当初の想定のとおりには進まないという状況の下で、相次いで「留学生政策」の改善方策が発表され、政策の質的な転換を盛り込んだ「ポスト2000年政策」の方向が示されるに至る。その主なものは、①留学生の在り方に関する調査研究協力者会議・報告『留学生の入学選考の改善方策について』(1997年3月)、②留学生政策懇談会『今後の留学生政策の基本方向について』(1997年7月)、③留学生政策懇談会『知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して—ポスト2000年の留学生政策—』(1999年3月)、である。小渕首相は初閣議(1998年7月)において「未来からの大使である留学生」の「受け入れ体制の一体化と留学環境の充実と人員増加」を指示した、といわれ

ている。

さて、上掲の『改善方策』では、入学選考の仕組みが他国に比べて複雑で分かりにくいので、それを解消して簡明な制度とする基本的考え方が示された。この報告は主な問題点として、①渡日前に入学許可を得るのは極めて困難なこと、②多くの私費留学生が日本語学校へ「就学」ビザで渡日せざるを得ないこと、③大学院研究生制度を正規入学のための準備・観察期間として運用している例が多く、留学生は不安定な地位にとどめられ、修学の単位認定も図られていないこと、④日本にこない限り留学のプロセスがわからない状況になっていること、などを率直に指摘している。

また、『基本方向』では、①高等教育のグローバル視点に立った教育体制の充実、②わが国の高等教育へのアクセスの改善、③国・地方自治体・民間の協力による多様かつ効率的な方法での生活支援、などの柱が示されている。「高等教育のグローバル視点」の項目では、①〔教育システムの弾力化〕：入学時期の弾力化、外国の大学との単位互換、外国语による教育、学位授与の改善など、②〔ニーズに対応した魅力ある教育プログラムの推進〕：目的意識の明確な留学生を組織的に受け入れ(例えば国立大学院大学の特別コース)、企業とのインターンシップを組み込んだプログラムなど、③〔国際的な大学間学生交流の推進〕：アジア太平洋大学交流など多国間・多大学間交流参画、域内共通単位互換システム構築、④〔教育・生活面の相談・支援体制の充実〕：留学生センター機能の整備、担当教職員配置と専門性向上、などの具体的方策が提示されている。この『基本方向』は留学生政策懇談会の第一次報告であり、この素案はその後の『ポスト2000年の留学生政策』に引き継がれ、政策内容は拡充された。この第一次報告は大学審議会答申にも影響を及ぼした。

大学審議会は『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—』(1998年10月)を答申として発表した。この答申に沿って『ポスト2000年政策』は「大学の対外(国際)戦略」の基本的考え方、留学生政策の質的な転換方向を提示したものといってよい。この報告は、「大学の国際評価」「欧米諸国等の大学との競争が強まる傾向」を指摘し、留学生政策の「質的充実への重心転換」の方向を打ち出しているのである。そのキーワードは「知的国際貢献」であり、「グローバル・スタンダード形成と主導権確保」「センター・オブ・ラーニング形成のための大学改革」がその重点として提唱されている。この留学生政策の基本戦略は「受け入れ」から「引きつける」への転換、つまり、優秀な留学生を吸引するための総合政策を主要課題としているのである。この提言は、留学生をわが国の「人材的戦力」として積極的に位置づけ、そして、政策の実現のために「日本人の意識改革と経済・社会の構造改革」の必要性を訴えている。

具体的には、「大学の質的充実のための構造改革推進」の項目では「大学の海外展開や国際的な評価が進みつつあり、留学生の受け入れについても国際的競争が強まる傾向にある。また、インターネット等の情報通信革命は、大学教育の国際化に大きなインパクトを与え

て」いると背景について述べ、留学生のニーズは「大学院志向が強まっている」ので「大学の教育研究機能のさらなる質的充実を図ることが急務である」としている。要するに、国際的競争力強化のための大学改革、「世界に開かれた留学制度の構築」が提唱されているのである。こうした基本方針は「大学のマネジメント機能充実」と連動し、「大学にとつていわば対外政策は重大な戦略であり、学長のリーダーシップのもと」で留学生の受け入れは推進すべきであるとされている。また、企業等と協力して支援機能充実を図ることが期待されている。なお、大学院教育の改善では、①大学院志向にともない書類選考による渡日前入学許可・奨学金予約、②留学生も「修士課程1年生コース」の対象とすること(短期間修了プログラム開発)、③ケース・スタディーやフィールドワークを重視した高度専門職業人養成コースの設置、④国際社会で通用する職業資格付与、高度専門職業人認定制度の確立、⑤短期集中方式プログラムの開設・普及、⑥課程制大学院の趣旨に沿って博士学位授与の改善(とくに文系)、などが具体的な方向として示されている。

さらに、この『ポスト2000年政策』は首相の私的諮問機関である「21世紀日本の構想」懇談会の審議にも影響を及ぼしたのではないかと思われる。この『21世紀懇談会報告』(2000年1月)は本格的な移民政策の導入を提言し、「外国人留学生が日本の大学を卒業した場合、自動的に永住権を与える定住政策の実施」や「開かれた国益」追求のために中国・韓国との「隣交(造語)」関係を深める必要性を説き、中国語と韓国語の教育について「飛躍的拡充」を求めている。こうした提言は留学生に対する本格的な「開国宣言」といってよいだろう。21世紀の留学生政策はまさに「質的な転換」を遂げようとしている。

### 3. 「大学院の量的拡大」政策と留学生—「知的存在感のある国」—

わが国の大学・短大進学率は49.1%、大学生数は76万人(1999年)に達している。まさに、大学の大衆化が進展してきた。しかしながら、先進諸国の中では日本の大学院教育・研究はまだ遅れている状況にある。大学審議会は「大学院の量的整備について」(1991年3月)の提言で、2000年目標として「全体としては、現在の規模の2倍程度に拡大することが必要である」とした。その後、この答申に基づき「大学院の量的拡大」施策が実施され、ほぼ目標は達成される見込みである。大学院生数は1991年9.9万人から1999年19.1万人へと約2倍に増大した。だが、文部省の『わが国の文教政策』(2000年1月)では、以下の指摘がなされている。「大学院は近年著しく規模を拡大しつつあるが、人口千人当たりの大学院生数で1.4人、学部学生に対する大学院生の比率は7.1%(1997年)であり、アメリカの7.7人、16.6%(1995年)、イギリスの5.5人、20.9%(1995年)、フランスの3.6人、18.3%(1996年)など、諸外国の状況と比較すると、なお大きな隔たりがある」<sup>往2</sup>。そして、「大学院の充実と改革」の方向として、①高度専門知識・能力育成に特化した実践的教育促進、②卓越した教育研究の拠点としての大学院形成、③社会人の再学習ニーズに応える多様な

<sup>往2</sup> 文部省『わが国の文教政策—進む教育改革—』2000年1月、287ページ。

コースの制度化、など大学審答申の提言が列挙され、「产学研連携の一層の推進」が強調されている。今後の大学院の規模については、高度な知識・能力を備えた人材への「新たな需要」が生まれてくることを想定すると「全体として、25万人以上の規模に拡大していくことが見込まれる」としている。

こうした「大学院の量的拡大政策」の一環に留学生も位置づけられているのである。仮に、「留学生10万人計画」が21世紀初頭に実現し、そのうちの半分が大学院生であるとすれば、将来の大学院目標規模の約2割を外国人大学院生が占めるという想定になろう。こうした想定を現実のものとするための取り組みとして、国立大学では「学部とは独立の組織としての大学院の整備」いわゆる「独立大学院」が「留学生受入れ体制整備」の一環として推進されている。こうした大学院改革の新たな潮流は学部教育改革をも巻き込み、さらには「多様な」大学間連携・再編などを否応なく促進するであろう。すでに、学術審議会答申『科学技術創造立国—知的存在感のある国—』(1999年6月)は「諸外国の研究者養成に寄与しつつ、研究を格段に推進していくことができるよう、外国人若手研究者の受入れを積極的に進めていく必要がある」と提言し、さらに「最も身近なアジア諸国とのパートナーシップを強化」して、将来、欧米諸国と並ぶ「アジアにおける知の拠点(センター・オブ・ラーニング)」形成を提唱している。なお、この答申では、日本は研究施設・設備の面において「欧米先進諸国的主要大学の施設と比べて劣っている」うえに、近年の「大学院学生、研究員、留学生等の増加」などによって一層の「狭隘化が進んでいる」状況にあり、「世界最高水準の研究を行うためには、国内外の優秀な研究者をひきつけるような研究環境を整えることが必要」であるとの指摘がなされている。要するに、答申は「知的存在感のある国」の構築を提言したものの、わが国の高等教育基盤の現状はあまりにも「貧弱」である、との指摘をせざるを得なかった。結局、答申の内容は構想と現実のギャップの大きさを浮き彫りにする形となった。

#### 4. 大学と地域における国際化対応の課題

「経済大国」日本の高等教育政策は貧困である。「先進欧米諸国及び近年発展の著しい途上国的主要大学の施設と比べても劣っている」<sup>注3</sup>といわざるを得ない状況である。国の予算に占める文教予算は低下傾向をたどり、一般会計の7.2%、歳出の12.5%(1999年度)を占めるに過ぎず、高等教育政策への予算配分も低調である。「貧困な政策」が続く中で、大学の建物は老朽化して、築20年を経過した施設面積が過半に及び、改築・改修が必要な面積が7割を占め、現行の耐震基準を満たさない建物が多いにもかかわらず、放置されている状況にある。また、「大学院生や留学生の飛躍的増加」にもかかわらず、「既存の施設を利用しての教育・研究」が強いられているため、「学生当たりの施設面積は年々減少」しており、もはや限界に近い状況に置かれている。

<sup>注3</sup> 今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議・報告『国立大学等施設の整備充実に向けて—未来を拓くキャンパス創造—』1998年3月。

大学における国際化対応の不可欠の前提条件として、施設の整備拡充をあげなければならない。日本の大学・大学院の「貧困な」現状を放置して、「政策的」美辞麗句を並べてみても、多くの留学生が失望するだけであろう。また、政府は留学生を「未来からの大使」あるいは「世界への架け橋」と持ち上げているものの、2000年度の留学生関係予算要求をみると、前年度より国費留学生は250人増、「学習奨励費」対象者は私費留学生1,250人増加および新規で進学予定者の就学生に100人、といった状況である。留学生政策の「質的転換」あるいは「知の拠点」形成という掛け声はいいのだが、予算の「量的拡大優先」政策は伴わず、経済的裏づけは乏しい。

ただし、大学の教職員をはじめ地域の住民はまさに献身的な努力を続け、留学生受け入れの経験を蓄積してきた。外国人留学生問題研究会(1968年設立)が組織され、また、全国の主要大学に留学生センターが設けられ、全国各地で地道な活動が行われている。その具体的な内容については、刊行物やインターネットで情報として発信<sup>注4</sup>されているので、是非、関係者には参照していただきたい。

将来ともアジア地域から日本への留学が中心となるであろうが、日本社会にはまだアジア諸国に対する「戦前・戦中」並みの偏見が残存している。また、それに大きな「経済格差」や「日本語能力」の問題などがあるため、地域社会が留学生を受容する場合に誤解やトラブルを伴うこともしばしばある。しかしながら、生活習慣や宗教さらには歴史・社会認識の異なる留学生が地域社会に刺激を与えることにより、日本の同質的「人鎖国」社会は揺らぎの時代に入った。開放的「多文化社会」への歩みは、生活の場における国際交流によって一步一步着実に前進している。

<sup>注4</sup> 外国人留学生問題研究会はこれまで蓄積してきたノウハウや問題意識をブックレットとし刊行しており参考になる。井上孝代『留学生担当者のためのカウンセリング入門』アルク、1999年。白土悟編『中国と日本の留学交流』アルク、1999年。なお、全国の留学生センターについては、インターネットの岩手大学または埼玉大学のホームページのリンクが便利である。



#### 【地域問題研究会復活第2回】 3月23日（木曜日）午後5時30分～

「地域政治の新たな動向—近年の鹿児島の動向を中心に—」  
報告：平井一臣会員（鹿児島大学分会法文学部班）  
「有機農産物と認証問題」  
報告：岩元 泉会員（鹿児島大学分会農学部班）

会場：鹿児島大学農学部4号館(生協中央食堂・農場の北側) 3階「計算室」  
主催：日本科学者会議鹿児島支部地域問題研究会  
問合せ先：地域問題研究会世話人 (TEL: 099-285-7597)

#### 【憲法記念日市民のつどい】 5月3日（水曜日）午後2時～4時30分

「花 風にひらく 未来はわれらに—憲法への思いを語る—」

講師：増田れい子さん（ジャーナリスト）

会場：黎明館 講堂

主催：青年法律家協会鹿児島支部、コーパかごしま、JSA鹿児島支部他

問合せ先：青年法律家協会 (TEL: 099-285-8857)

# 日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース 1999/9



地域問題研究会・司会の秋山、報告の岩元両会員

「日本科学者会議 鹿児島支部 ニュース」

第31年度(第33期) 第9号

2000年4月12日発行

日本科学者会議鹿児島支部事務局

〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法文学部 経済情報学科

比較社会思想史研究室内

Tel.: 099-285-7598(研究室直通)

Fax.: 099-285-7615(学科事務室)

E-mail: hx@hokusin.leh.kagoshima-u.ac.jp

ML: kagakusha@ml.knit.kagoshima-u.ac.jp

## 目 次

「5.12 第33回定期総会」へ向けて	1
「地域問題研究会」復活第2回開かる	2
鹿児島の地形・地質の特殊性	大木 公彦 3
メーリングリスト kagakusha 一覧(7)	7
地域政治の新たな動向	平井 一臣 8

## 「5.12 第33回定期総会」へ向けて

国立大学の独立行政法人化問題はまだまだ流動的ですし、大学を取り巻く状況には予断を許さないものがありますが、新年度に入り、支部の定期総会に向けた動きを始めなければならない時期となりました。

第2回の幹事会で正式に決定されますが、現在、事務局では、以下のような予定で準備を進めております。特に、総会へは多数の会員の皆さんにご出席頂けますよう、ご多忙のところまことに恐縮ですが今からスケジュールに組み入れておいて頂けますと幸甚です。

○4月20日(木曜日)午後6時~8時 第2回(新旧合同)幹事会

○5月12日(金曜日)午後6時~7時 第33回支部定期総会

## 「地域問題研究会」復活第2回開かる

3月23日(木曜日)午後5時30分から鹿児島大学農学部4号館3階計算室で地域問題研究会復活第2回が開催されました。

最初に、世話人代表の仲村政文会員(鹿児島大法文学部班)の司会で、内地留学される上原慎一世話人(鹿児島国際大班)の不在期間中、加藤会員(鹿児島国際大班)を補充すること、ドイツ留学される八木世話人の後補充、今後の日程・報告予定等の打合せを行ったのち、秋山邦裕会員(鹿児島大農学部班)の司会で報告に入りました。

報告は、①平井一臣会員(鹿児島大法文学部班)「地域政治の新たな動向—近年の鹿児島の動向を中心に—」、②岩元 泉会員(鹿児島大学分会農学部班)「鹿児島県の有機農産物と認証問題」の2本でした。

各報告後にはそれぞれ質議応答が行われましたが、平井報告では、住民運動の主体的力量、国・県からの圧力、地域エゴの根拠、地方議会不要論をどう見るか等の論点が、岩元報告では、認証が県単位の理由、減反における反当収量減の模索、価格論だけでなく農業労働の特性に注目する必要性、「生活農業」の現代性等の論点が出ていました。



なお、今号では、以下、前回(第1回)の大木会員の報告と今回の平井会員の報告とをご紹介します。

## 鹿児島の地形・地質の特殊性 —都市開発と環境—

大木 公彦  
(鹿児島大学分会理学部班)

地球規模の環境問題が毎日のようにマスコミで取り上げられている。南極の氷河の溶解、ヒマラヤの氷河の溶解による自然ダムの破壊、ここ数年の大洪水や旱魃の被害など、地球温暖化がおもな原因であると報道されている。その地球規模の急激な温暖化は、元をたどれば私たち人類の生活に端を発しているようだ。私たち一人一人が便利な(物質的に豊かな)日常生活を営む過程で多くの資源エネルギーを消費し、大気中に二酸化炭素や窒素を排出している。つまり地球規模の環境問題も、それぞれの国や地方自治体、地域、さらには家族、個人の単位で考えざるを得ない。まず、地域の環境問題をひとりひとりの問題として捉え、私たちの住んでいる場所の足元から自然と人間との関わりについて考えてみる必要があると思う。そこで本稿では鹿児島、とくに鹿児島県の人口の30%以上を占める鹿児島市を例にして、地形・地質の特殊性と都市開発の問題点について述べてみたい。

### 1. 鹿児島の地質

鹿児島の地質は、大きく次の4つに分けることができる。

1.6万年まえ～現在	沖積層：おもに平野部を形成している 人口の集中している場所
2.5万年まえ	シラス：姶良カルデラ(湾奥部)を形成させた大噴火に 伴って噴出した火碎流堆積物(入戸火碎流)
300万年～3万年まえ	火山岩類・火碎流堆積物・海成層・湖成層：人類が地球上に出現した後に噴出、堆積した地層群
約1億年～1,300万年まえ	花崗岩類(みかげ石)：下位の海成層に貫入 日南層群・熊毛層群：6,500万年以降に堆積した海成層 四万十累層群・姫浦層群：砂岩・泥岩などから構成され、 まれにアンモナイト・二枚貝などの化石を産出 する約1億年まえに堆積した海成層 鹿児島の骨格(基盤)をなす

他の地域と異なる鹿児島の地形・地質の特徴は、四大カルデラと多くの活火山の存在、姶良カルデラの形成時に噴出された大規模火碎流堆積物、いわゆる「シラス」が厚く分布して台地を形成し、その周囲が急峻な崖になっていることである。

## 2. 沖積平野に広がる都市

一般に、日本のほとんどの都市は沖積層の分布する沖積平野に広がっている。沖積層は最終氷期(ウルム氷期)から現在の期間に堆積した、おもに未固結の泥や砂礫から成る。鹿児島市の市街地も、厚い場所で50m前後の沖積層の上面に発達している。鹿児島大学水産学部のキャンパスで行われたボーリング掘削では、海水準下45.3mにかつての地表面が存在する。1万数千年前の旧石器時代には海が今より100m近くも下がっていたので、水産学部付近に住んでいた旧石器時代の人々は、私たちの住んでいる地表面より下、45m前後の所に生活していたのである。その後、海水準は徐々に上昇し、縄文前期の7,000年～6,000年前には、逆に今より3～5mほど高くなった(縄文海進)。その当時の海は伊敷町付近にまで侵入したことが、ボーリングのコアに含まれていた貝殻から分かっている。その海の波によって周辺に分布する「シラス」が崩され、海水準が徐々に下がる(海退)につれ海が土砂で埋め立てられて出現したのが現在の鹿児島市の平野部である。厚い沖積層の上に住み、周囲の「シラス台地」との境界には垂直に近い「シラス」の崖が続く、災害に強いとは思えない居住空間が鹿児島市である。

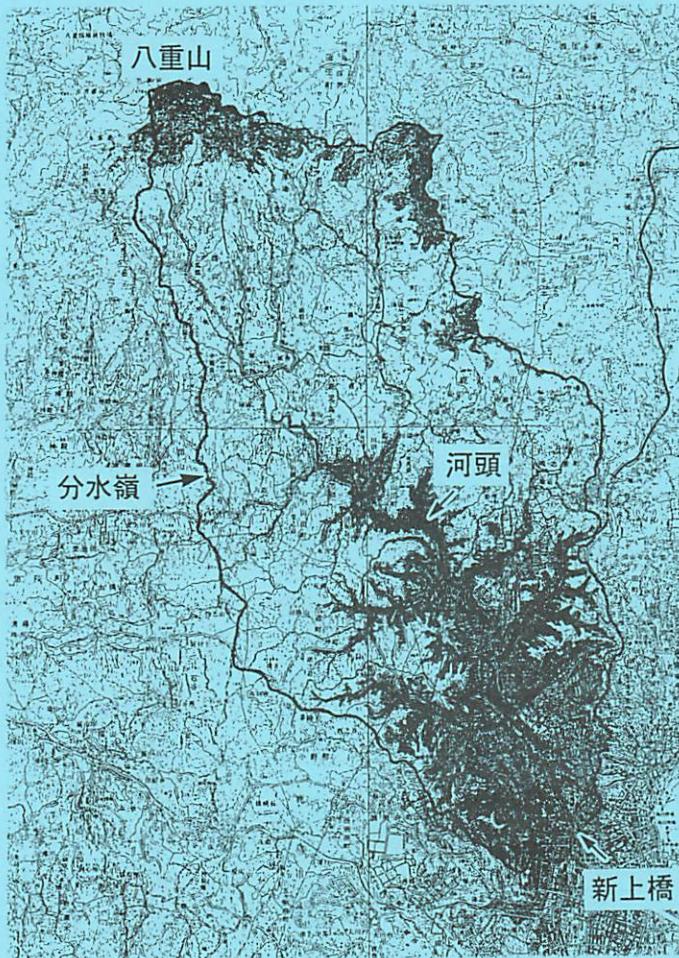
鹿児島市の人口は、1975年に約40.3万人であったものが、1995年には約54.6万人に増え、1970年前後からシラス台地(実際は痩せ尾根)上に大型団地の造成が始まり、「シラス」の崖下や台地の縁にも住宅が建てられるようになった。この結果、団地造成時に発生した大量の「シラス」土砂流出、団地の亀裂と崖崩れなどの災害が起りはじめた。これらの問題点は、『日本科学者会議鹿児島支部ニュース』の1993年5月「あなたの家はだいじょうぶですか?」; 1993年12月の『鹿児島豪雨災害特集号: 鹿児島における豪雨災害問題について』に報告したのでここでは繰り返さない。

## 3. 団地造成と地下水や洪水との関係

「シラス台地」上の団地造成が進んだ1970年代から1980年代にかけて、鹿児島市市街地の地下水の塩水化が進んだ。鹿児島市が発表した1981年の地下水に関する報告書でも、市街地西方台地部の都市化が地下水の悪化と塩水化の要因になっている可能性があると指摘されている。鹿児島大学でも地下水の塩水化が進み、唐湊に近い工学部の一ヶ所で大学の水をまかなっていると聞いている。しかし飲料水は、徐々に市の水道水に切り替えられており、鹿児島大学理学部でも三棟ある建物のそれぞれに一ヶ所、市水を引いている。これらのこととも未固結で地下水の流れやすい沖積層の上に広がる都市では、ごく当たり前に起こっていることである。1993年の11月に学生を連れて関東地域へ大巡検に出かけたが、東京都から千葉県に至る東京湾沿岸地域の地盤沈下のひどさを実感した。最近では地下水の揚水の減少によって、地下室のあるビルが地下水の浮力で浮き上がったり、亀裂から地下水が噴き出すというのだから驚きである。この大巡検で、君津市のある工場から漏れた

有機塩素化合物(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)による地質汚染の実態を君津市職員の案内で知ることができた。汚染源から地下水によって有害物質が地下の地層に蓄積され、ある場所が飽和状態になると地下水によってさらに別の地域へ有害物質が移動し、地層に蓄積されている。職員の「癌の転移と同じで、初期であればその部分を取り除くことによって広がることを防げるが、有害物質が地下水によってすでに離れた場所に濃縮されていると完全に取り除くことは極めて困難になる。とくに家が密集した市街地であればなおさらです」という言葉に、見えないからこそ地下水の汚染は絶対にあってはならないことだと考えさせられた。

地下水揚水による地下水の枯渇や塩水化が市街地で起こる一方、緑を失った市街化地域に降った雨はすぐに甲突川へ流れ込む。鹿児島市北部の甲突川の集水域(分水嶺の内側)を図に示す。この図ですぐに気のつくことは約97.2km<sup>2</sup>の広い集水面積に対し、出口である新



上橋近くでは、城山と原良の台地が張り出して幅が狭いことである。広い流域を持つ甲突川の水は新上橋付近に集中し、洪水が起こりやすい地形・地質学的特徴を持っているのである。集水面積の60% (56.8km<sup>2</sup>)近くを占める河頭より上流の郡山町付近を探索すると、緑が多く、川沿いには田んぼが広がっている。鹿児島では、狭い谷あいに田んぼが続くような場所に「迫」の付く地名が多い。この田んぼの続く谷あいの下流に滝がある。鹿児島市には意外と滝が多いことにお気付きだろうか。これも鹿児島の地質の特徴で、大規模火碎流が自分の熱と圧密で硬い溶結凝灰岩になり、この垂直の崖に滝が掛かっているのである。しかも火碎流

の数が多い。私の調べただけで、鹿児島市には十数枚の火碎流が分布し、下位から花野・三船・磯・吉野・下門・加久藤・阿多の火碎流(溶結凝灰岩)に滝が掛かっている。この溶

結凝灰岩の上面は平坦で、川の水によって滝を作りながら、侵食によって徐々に後退しているのである。田んぼは滝の上流の溶結凝灰岩の上面に作られている。さらに、溶結凝灰岩には柱状節理——溶結凝灰岩が形成される時、冷える為に体積が小さくなり、鉛筆を束ねたように柱状に割れ目ができる——が発達し、その隙間を地下水がゆっくりと流れ美味しい湧水となって出てくる。田んぼと溶結凝灰岩の節理は、まさしく自然のダムで、水を保水し、旱魃には湧水となって川の水が枯れることがない。鹿児島市は、森も含めた上流の自然のダムのおかげで絶えることなく水の供給を受け、洪水を防いでもらっている。このことは、上流の田んぼが宅地に変えられたり、森林が都市開発で失われた場合に下流の鹿児島市は洪水の危険性が増し、一方で地下水の枯渇にもつながることを示している。

#### 4. 都市開発と環境

鹿児島市の地形・地質を反映して国道などの幹線道路が、台地の上から急な坂を下りて市街地へつながっている。また、川の両側に「シラス台地」が迫っている低地帯を走る幹線道路は迂回することができず、渋滞を引き起こしている。図に示した分水嶺に囲まれた地域に降った雨が、すべて甲突川に流れ込み、新上橋を通過するように、車もまた郡山町と甲突川の両側の台地上に広がる大規模団地から、甲突川と平行に走る国道3号線に集まつてくる。バス通勤の途中、朝のラッシュ時に平田橋の信号で国道3号線から市内へ入つてくる車の台数を複数回調べたことがある。信号の1サイクルは2分40秒で、その間に交差点を通過した車の台数は100台前後であった。1時間に平田橋交差点を通過できる車は2,250台前後ということになる。1993年10月27日付けの南日本新聞に興味深いデータが掲載された。1965年の鹿児島市のマイカ一台数は11,358台であったが、1992年には211,297台で、子供や老人を含む2.5人に1台になったというのである。鹿児島市内の交通渋滞の現状をみれば、うなづける数字である。天気のよい日には、大学から西駅を通つて新上橋のバス停まで歩くのだが、渋滞時の排気ガスのひどさに、周辺住民の健康が気づかわれる。1999年の『南日本新聞』には、鹿児島県内の保有自動車数は、九州沖縄8県では福岡について2位で、全国トップは東京都だそうである。しかし県民1人当たりの保有台数に換算すると、東京都2.5人に1台に対し、鹿児島県は1.5人に1台と保有割合ははるかに高い。

車人口が増えることによって公共交通機関の利用者が減り、公共交通機関の減便によってさらに車人口が増えている。とくに地方での公共交通機関の不便さは著しく、子供や老人がその犠牲になっている。数年前に長島の鹿児島大学水産学部附属水産実験所に泊まり込んで行なう地質調査実習が終って、公共交通機関を使って鹿児島市へ戻ったことがある。実験所からバスを4回乗り継ぎ、阿久根からJRを使って帰ったのであるが、半日を費やしてしまった。

九州沖縄で人口が10万人をこえる都市の数が1つだけなのは佐賀県と鹿児島県の2県

である。しかし佐賀市が県の総人口に対して19.3%(1995年国勢調査による)であるのに対し、鹿児島市のそれは30.4%である。もっとも10万人をこえる都市が2つ以上ある県でも、県人口の30%前後を占める都市(熊本市、大分市)が存在する県もある。都市の面積との比較も重要であろう。いずれにせよ、鹿児島市に残された居住空間、交通の実状を考えると、すでに人口は限界に達しているのではないだろうか。

## 5. 環境問題とどのように向かい合うか

鹿児島市の東方沖にそびえる桜島は、有史では天平・文明・安永・大正・昭和と5回の大噴火を起こし溶岩を流出している。天平・安永の噴火では津波が発生し、沿岸に生活する人々が被災したと報告されている。一方で、南九州は台風や梅雨による豪雨災害の起きやすい地域でもある。地形・地質学の観点から、都市の無理な拡大・開発や急激な人口増加は、災害のリスクを大きくすることにつながると思う。安易な都市開発のもたらす危険性を客観的に理解し、豊かな生活空間を築くためには、まず私たちの身近な生活そのもの、生活する地域(環境)に存在する様々な問題を追求することからスタートしなければならないと思う。そのためには私たちが住んでいる自らの足元から学ぶことが必要なではないだろうか。

鹿児島は自然に恵まれた美しい場所である。個人的には、鹿児島の文化、それには自然そのものも含まれるのだが、世界的にみて誇れる遺産だと考えている。その中心的役割を果たしている鹿児島市の生活環境が良い方へ保たれることが、鹿児島全体の豊かさにつながると思う。世界遺産の屋久島を持つ鹿児島の将来の在り方を真剣に考える時期にさしかかっているとも思う。

(地球環境科学教室・おおき きみひこ)

### メーリングリスト kagakusha 一覧 (7)

- (kagakusha 00092) 報告「大学評価機関の創設について」
- (kagakusha 00093) 『JSA 鹿児島支部ニュース』今期第7号(電子メール版)
- (kagakusha 00094) 3月23日(木曜)JSA 地域問題研究会復活第2回のご案内
- (kagakusha 00095) 『JSA 鹿児島支部ニュース』今期第8号(電子メール版)
- (kagakusha 00096) 本夕、5時半から地域問題研究会開催
- (kagakusha 00097) ここ数日間の独法化をめぐる動き
- (kagakusha 00098) JSA 独法化 ML の立ち上げについて
- (kagakusha 00099) FW: 事務局長フォーラム 0001
- (kagakusha 00100) FW: 独法化 J S A フォーラム 0002
- (kagakusha 00101) FW: 独法化 J S A フォーラム>麻生委員会 0003
- (kagakusha 00102) 097 関連4文書の No.1
- (kagakusha 00103) 097 関連4文書の No.2
- (kagakusha 00104) 097 関連4文書の No.3
- (kagakusha 00105) 097 関連4文書の No.4
- (kagakusha 00106) FW: 緊急カンパの要請 (JSA 九州)
- (kagakusha 00107) FW: 独法化 J S A フォーラム>分析1 0004
- (kagakusha 00108) 「麻生案」
- (kagakusha 00109) 独法化反対首都圏ネット事務局『「麻生案」批判』3.27
- (kagakusha 00110) FW: 独法化 J S A フォーラム>分析2 (0005)
- (kagakusha 00111) 自民党麻生委員会最終報告
- (kagakusha 00112) 最終案で変わった主要部分
- (kagakusha 00113) 屋久町「放射性物質等[……]」条例

(4月10日現在)

## 地域政治の新たな動向 —近年の鹿児島の動向を中心に—

平井 一臣  
(鹿児島大学分会法文学部班)

### はじめに

1990年代の日本政治は急激な変化の時代に突入した。一連の変化の過程については、様々な視点からの分析や評価が可能なのだろうが、少なからぬ政治学者が、これまでのおよそ10年間の日本政治を牽引したキーワードとして「改革」という言葉を挙げている。すなわち、90年代日本政治を「改革政治の時代」と位置づけ、「改革」というシンボルが日本の政治状況を牽引した背景と「改革」というシンボルの下で一体何がどう変わったのか（あるいは変わらなかったのか）が論じられている。こうした「改革政治」の焦点は、90年代前半においてはもっぱら選挙制度改革問題に当てられたが、選挙制度改革問題に決着がついて以降の90年代後半においては、これまでの日本国家ないしは日本社会を支えてきた様々な基本的な制度に「改革」のメスが入れられ始めた。今回報告する地方分権問題もその一つであることは言うまでもない。

周知のとおり、1995年に成立した地方分権推進基本法と同法に基づく地方分権推進委員会の設置により、本格的な地方分権への動きが始まった。地方分権推進委員会は5次にわたる勧告を提出、推進委員会の審議の進捗に応じて政府は実施計画をたて、そして昨年、地方分権一括法案が国会を通過した。地方分権推進委員会の勧告の内容や今年4月からその大半が実施されるいわゆる一括法の中味についての評価も様々であるが、今後地方自治体が大きな変革の波にあらわれることは間違いない。そのなかで、私たち自身が暮らす自治体の側から、今日進められている「分権化」を考えてみる必要があるだろう。

自治体の側から「分権化」を捉え直す必要があると、私が考えるのは主として二つの理由からである。一つは、昨今の分権化論議の多くが「中央の権限を地方に委譲する」という中央一地方関係の視点から論じられているが、もう少し、自治体の実情に即した議論が必要ではないかということ。第二は、第一の点と関連するが、分権論議が進むなかで一種の「自治体無能力」論がマスコミで報じられていることへの危惧である。すなわち、今後権限さらには財源が自治体に降りてきたとしても、今の自治体の行政が議会の実情からして大丈夫なのか、という議論である。現在の自治体の能力に疑問を投げかけるこの種の議論は、今後の分権化のためには大規模な自治体の合併が必要であるという議論に結びついていく。

私自身、地方行政や地方議会の現状に鑑みて、決して「大丈夫」と胸を張っていえる状況にはないと考えるが、しかし、マスコミで報じられる「自治体無能力」論の多くは、行

政や議会と並んで自治体を支える重要なアクターである住民に十分な関心を向けていないように思われる。今日の自治体のなかにあって、住民のパワーをどのように位置づけ、また、住民のパワーをどのように活用すれば、自治体の能力が高まっていくのか。こうした問題を考えたうえで、市町村合併論についても議論していく必要があるだろう。

私が今日お話するのは、鹿児島県内の自治体が住民参加の手法をどの程度取り入れようとしているのかという点について昨年秋に鹿児島県地方自治研究所で行った簡単なアンケート調査の概要である。主として行政サイドが地域住民をどのように位置づけ、これから自治体の施策形成に住民のパワーをどのように活かしていくと考えているのか、という点を明らかにすることを目的として行われたアンケート結果を紹介することを通じて、自治体の現状と今後の課題の一端について話してみたい。

### アンケートの概要

アンケートでは、鹿児島県内の全自治体を対象として、長期計画の実態についてアンケート調査を実施した。99年9月に鹿児島県及び県内の96の基礎自治体(14市73町9村)の計97の自治体にアンケートを発送し、80の自治体から回答を得た(14市61町5村)。回収率は82.5%だった。

今回のアンケートは、1ヶ月弱の短期間のうちに回収しなければならなかったために、回答項目も簡単なものとした。その結果、長期計画策定をめぐる様々な問題を網羅的に取り上げることができなかつたばかりか、計画策定に関する住民参加の問題についても、詳細な点にまで立ち入った回答を得ることを当初から断念せざるをえなかつた。したがつて、今回の調査結果から導き出される事柄は、鹿児島県における自治体の長期計画策定にかかるおおよその傾向にすぎない。また、行政や政治につきまとう微妙な、しかし問題によっては無視しえないニュアンスの差を、本調査で充分にすくい上げることもできなかつたということも予めお断りしておきたい。例えば、一口に住民参加と言っても、審議会の一部に住民を加えた程度のものと、公募方式による住民参加組織とでは雲泥の差がある。また、公募方式による住民組織がどの程度の権限を付与されたものであるのかによって、その組織的な性格は大きく異なつたものになるだろう。しかし、私たちが今回行ったような簡単な調査すらこれまで行われたことはない。種々の限界があるとはいえ、これまでの長期計画が孕む問題点とこれからの課題を考える上でのいくつかの特徴を指摘しうるのではないかと考える。

さて、アンケートでは、まず第一に、既に策定され現在施行段階にある長期計画について、策定年度と完了年度、計画策定の主たる担い手、計画の策定や実施にあたつての住民とのかかわり方の3点を尋ねた。次に、今後新たな計画策定の予定があるかどうかを尋ね、策定予定がある自治体に対して、策定予定年度と計画策定の主たる担い手に関する設問を設けた。さらに、新たな計画策定にあたつて、「住民組織との協働作業」を回答した自治

体に対して、どのような住民組織を構想しているのかを尋ねた。最後に、現在施工中の長期計画において特徴ある取り組みを20の項目のなかから選択してもらうこととした。策定期年度や次期計画の予定の有無に関する設問を除き、いずれも複数回答方式で回答することとした。

### アンケート結果にみる鹿児島県内の特徴

調査の概要は以上のようなものであるが、次に回収されたアンケートの結果を簡単に紹介しておこう。

長期計画の策定期年度については、最も古く策定期されたものが1989年度、新しいものは1999年度のものがある。ただし、90、91年度に策定期されたものが、34件あり(全体の42%強)、その殆どが計画の完了年度を2000年度としている。20世紀最後の10年に合わせて長期計画を策定期した自治体が多かったのであろう。また、90、91年度に次いで長期計画の策定期が集中しているのが95、96年度である。

次に、現行の長期計画策定期の主たる担い手についての回答であるが、約64%にあたる51自治体が、「行政内組織を中心」という項目を選択している。次に「行政内に新しくプロジェクト・チームを結成」という項目を選択した自治体が28である。前者は、行政内の既存組織がそのままのかたちで長期計画策定期にあたったことを意味しており、後者は、長期計画策定期にあたって、既存組織とは別個に作業グループ等を発足させて策定期にあたったことを意味している。この二つの選択肢のいずれか、ないしは両方に回答した自治体の数は68にのぼり、長期計画の策定期の主たる担い手が行政にあることを示している。この68の自治体のうち、他の選択肢、すなわちコンサルタント会社や住民組織との協業、その他の項目を選択しなかった自治体が39存在する(約49%)が、これらの自治体は、もっぱら行政内部で計画策定期にあたったと考えられる。

逆に既存のものであれ、新たに立ち上げられたものであれ、計画策定期主体として行政組織を選択しなかった12の自治体のうち、9の自治体がコンサルタント会社への委託を選択しており、住民組織との協働作業に回答した自治体が2、両方を選択した自治体が1である。しばしば指摘される、コンサルタント会社に依存した計画策定期の傾向を伺うことができるだろう。本調査の最大の関心である、住民参加との関連で言えば、「住民との協働作業」を選択した自治体が21あり、全体の4分の1を占めている。この数字を少ないと考えるのか、意外と多いと考えるのか、評価は難しい。ただ、後にも触れるが、「住民との協働作業」を選択した自治体は、比較的策定期年度が新しい自治体である。つまり、90年代を通じて、次第に「住民との協働作業」を視野に入れた長期計画作りが広がってきつつあるのだろう。

第3の設問は、計画策定期・実施における住民との接点の持ち方についての設問である。項目としては、「計画策定期段階からの住民参加」「公聴会の開催」「広報誌による情報提

供」「アンケート調査の実施」「その他」の5つの項目を設けた。この5つの項目のなかで、最も多くの自治体が選択したのが、「アンケート調査の実施」であり、57の自治体が実施したと回答している。これは70%を超える比率であるが、住民の意向を知るうえで行政が採用する最も一般的な手段であると言えよう。次に多いのが「計画策定段階からの住民参加」であり、33の自治体が選択している。これには、審議会や研究会への住民の参加や町づくり委員会のような新たな住民組織など、バラエティに富んでいる。実は、審議会や研究会にどの程度の住民が参加しているのか、どの程度の発言権が認められているのか、あるいは、新たに立ち上げられた住民組織がどのような性格のものなのか等、実態として住民参加と評価しうるものなのかどうかという点については、このアンケート結果からは判断を下しえない。

次に、今後策定が予定されている新規の長期計画についての設問への回答結果を見ていくことにしよう。新規計画の策定予定が有ると回答した自治体は、57自治体であった。

まず、策定の担い手に関する既存計画と同様の設問についての回答結果であるが、29の自治体が「行政内組織を中心」、32の自治体が「行政内に新しくプロジェクト・チームを結成」を選択している。既存計画の場合の比率は前者が約64%、後者が約35%であったのに対し、新規計画の場合、約51%と約56%であった。既存の行政組織そのままのかたちで長期計画を策定するという自治体は減っているようだ。二つの選択肢のいずれかしないしは両方を選択し、他の選択肢を選ばなかったケース、すなわちもっぱら行政内部で策定にあたった自治体は19(約33%)である。既に見たように、この範疇に当てはまる自治体は既存の長期計画の場合約半数を占めた。したがって、行政内完結的なかたちでの長期計画を策定する自治体は確実に減ってきてていると言ってよいのではなかろうか。

次に、計画策定主体として行政組織を選択しなかった自治体が8あったが、このうち3自治体がコンサルタント会社、2自治体が住民組織、3自治体がコンサルタント会社と住民組織の両方を選択した。既存計画と対比してみると、コンサルタント会社依存体质からの脱却の傾向を伺うことができる。また、住民組織との協働を選択した自治体は26にのぼり、比率としては46%となる。既存計画の場合には約4分の1であるから、長期計画策定に際しての住民参加の導入の試みの増大を示している。

さて、上記の設問において「住民組織との協働作業」を選択した自治体に対して、どのような住民組織を構想しているのかを聞いたのが次の設問である。選択肢は全部で6つであるが、そのポイントは3つある。第一は、住民組織の構成に関するものであり、住民組織を立ち上げる際に公募方式を採用するか否か、また、公募方式とする場合自治体内の住民に限るのかどうかを尋ねた。次に、住民組織の制度化をどの程度考えるかについて、要綱や条例に基づいた設置を考えているのかどうかを尋ねた。第三は、プロセスのどの段階での住民参加を考えているかという点に関して、計画策定のみなのか、実施段階にも住民参加方式を採用するのかを尋ねた。今後のことであるからか、全く回答しなかった自治体

が32にものぼった。今後の検討課題としているのか、それとも、こうした事柄を全く視野に入れていないのかは分からぬ。選択肢のどれかを選んだ残り25の自治体の回答結果を見てみると、公募方式の採用を考えている自治体が13あり、そのなかで自治体住民以外からも公募すると回答した自治体が3つあった。次に、要綱ないし条例で設置を定めると回答した自治体も13であった。住民参加組織が計画のどの段階に関与するかについては、策定のみと回答した自治体が12、実施段階にも関与すると回答した自治体が9であった。

アンケートでは、最後に、それぞれの自治体の長期計画のなかで特徴のある取り組みは何かという点を尋ねた。この場合、取り組み方というより、力点を置いて取り組まれている政策領域は何なのかという点を尋ねる設問と言った方がよいだろう。回答数の多かったもの、少なかったものについて、それぞれ上位5つを挙げてみると、多かったものは、①産業振興、②高齢社会の対策、②福祉社会の推進（高齢社会の対策と同数）、④交通体系の整備、⑤教育環境の整備がベスト5。少ない方では、①国際社会への対応、②情報公開の推進、③リサイクルの推進、④新エネルギー等の推進、⑤高度情報化の推進、という順である。これを見れば一目瞭然であろうが、県内の自治体の長期計画は、旧来からの産業振興、交通体系の整備を中心とするものであり、近年の社会的変化に促されて登場している新たな政策課題には十分対応していないことがわかる。

### むすび

以上のように、鹿児島県内の自治体で、積極的に住民参加の手法を取り入れた施策形成を行おうという自治体は極めて少数である。しかし、アンケート結果は、少しずつではあるが、何らかの方法で住民のパワーを施策形成に活かしたいと考える自治体が増えているのも事実であり、この傾向は今後さらに強まるであろうと考えられる。もちろん、繰り返し指摘したように、住民参加の手法は多様であり、また、住民参加の手法を取り入れたからといって、それが直ちに施策内容の変化に結びつくわけではない。

しかし、本格的に住民参加の手法を取り入れるとするならば、それは単に既存の政策決定過程の一部に住民を組み入れるというレベルを超えて、既存の行政や議会のあり方にも自己変革を迫るはずである。たとえば、まちづくりの住民組織を立ち上げたとしよう。そこできちんとした議論が行われることを保障しようとするならば、当然のことながら行政は積極的に情報を公開しなければならないだろう。また、そうした住民組織の権限次第によっては、審議会等の役割も見直されなければならないだろう。

冒頭に述べたように、これからの中権時代を迎えるなかで、自治体の能力の有無への関心が高まっている。そして、市町村合併は既に政治日程にのぼりつつあると言ってよい。しかし、その前に、実際に自治体内に暮らしている住民のパワーを活かしたかたちでの自治の可能性をもっと追求すべきではないのだろうか。（地域政治論・ひらい かずおみ）